

新居浜市
高齢者福祉計画 2018
(介護保険事業計画)

2018年3月

新居浜市

はじめに

わが国では、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の比率が 27%を超え、3.7 人に 1 人が高齢者という超高齢社会を迎えています。今後、団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には、3.3 人に 1 人が 65 歳以上になると予測されています。

本市においては、2015 年に高齢化率が 30%を超え、今後とも上昇し続けるものと推計されています。

国においては、2017 年に高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目指し、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定されました。

こうした中、平成 30 年度から平成 32 年度までの本市の高齢者福祉及び介護保険事業についての方向性を示した「高齢者福祉計画 2018」（介護保険事業計画）を策定いたしました。

「高齢者福祉計画 2015」（介護保険事業計画）に引き続き、「高齢者が安心して笑顔で暮らせる健康長寿のまちづくり」を基本理念として掲げ、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを連携させた地域包括ケアシステムの構築に向けて取組を推進してまいります。

終わりに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました「新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会」の皆さまには、多大なご支援やご協力を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。



2018 年 3 月

石川 勝行

目 次

第1章 計画の概要	1
1 事業計画策定の背景	1
2 法令等の根拠	1
3 計画の期間	2
4 他計画との関係	2
5 計画の策定体制	2
6 介護保険制度の改正	3
第2章 高齢者をめぐる現状と今後の見込み	4
1 日常生活圏域について	4
2 人口の現状と今後の見込み	9
3 認定者数の現状と今後の見込み	10
4 日常生活圏域ニーズ調査結果	11
5 在宅介護実態調査結果	23
第3章 計画の基本理念及び重点目標	31
1 基本理念	31
2 重点目標	31
第4章 施策の展開	33
【重点目標1】笑顔で暮らし共に生き支えあう地域ネットワークの充実	33
1 生きがいづくり・社会参加の推進	33
2 地域ネットワークの構築	37
3 多職種連携の推進	39
4 在宅医療・介護連携の推進	40
【重点目標2】介護予防・日常生活支援総合事業の推進	41
1 介護予防ケアマネジメントの充実	41
2 介護予防・重度化防止の推進	43
3 生活習慣病予防の推進	45
【重点目標3】認知症施策の推進	47
1 認知症施策の推進	47
【重点目標4】安心して住み続けられる生活環境の充実	51
1 生活環境の充実	51
2 在宅支援サービスの充実	52
3 在宅福祉サービスの充実	54
4 日常生活支援体制の構築	56
【重点目標5】包括的な相談支援体制の推進	57
1 地域包括支援センターの機能強化	57
2 相談・苦情対応の充実	59
3 成年後見制度の利用支援	59

【重点目標6】適切で効果的な介護サービスの充実	60
1 介護サービスの安定的な提供	60
2 介護サービスの質の向上	61
3 介護給付費等の適正化の推進	61
第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料	65
1 介護保険サービス見込み量と提供体制	65
2 介護保険料算定	92
第6章 計画の推進体制	96
1 健康・介護予防についての意識向上に向けた取組	96
2 関係機関との連携強化	96
3 介護保険制度・本計画の周知	96
4 計画の進行管理	96
5 自立支援・介護予防・重度化防止等の推進	97
第7章 資料編	99

第1章 計画の概要

1 事業計画策定の背景

高齢者を取り巻く状況を全国的にみると、2025年にはいわゆる団塊世代すべてが75歳以上となり、2040年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、人口の高齢化は、今後さらに進展することが見込まれています。また75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方では緩やかに増加するなど、各地域の状況は異なってきました。

こうした中、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて構築していくことが重要です。

2017年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)」により、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われました。

本計画は上記の背景を踏まえ、2025年を目途に、介護保険制度の持続可能性を確保しつつ、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の実情に応じた包括的な支援・サービスの提供体制(地域包括ケアシステム)の深化・推進を目指し、新たな計画を策定するものです。

2 法令等の根拠

この計画は、介護保険の利用の有無にかかわらず、高齢者福祉に関する施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

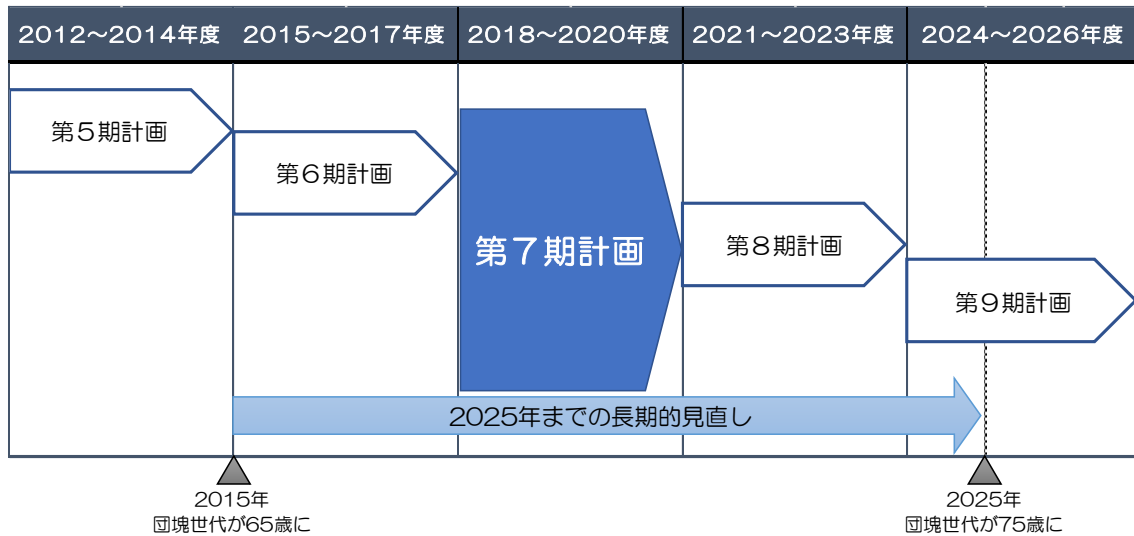
高齢者福祉計画は、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでおり、老人福祉法第20条の8の規定による老人福祉計画と位置付けられます。

介護保険事業計画は、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定めるなど、介護保険事業運営の基礎となる事業計画です。介護保険法第117条に規定された計画で今回が第7期となります。

3 計画の期間

介護保険事業計画は3年ごとに見直しを行うこととなっているため、第7期介護保険事業計画の計画期間は2018～2020年度となります。高齢者福祉計画も介護保険事業計画と一体的に整備することから、高齢者福祉計画の計画期間も2018～2020年度となります。

2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。



4 他計画との関係

本計画は、「第5次新居浜市長期総合計画(2011年度～2020年度)」を上位計画とし、地域福祉の推進を具体化するための社会福祉法第107条に基づく「新居浜市地域福祉推進計画(2011年度～2020年度)」、健康増進法第8条に基づく「第2次元気プラン新居浜 21(2014年度～2024年度)」、その他、保健・医療・福祉又は居住に関する事項を定める計画と調和を保ちながら策定を行いました。

国の基本指針に基づき、介護施設・在宅医療等の追加的需要等を推計し、愛媛県との協議を経て、介護施設対在宅医療の割合を3対1とし、介護サービスの見込量に盛り込み、「愛媛県地域保健医療計画」との整合性を図りました。

5 計画の策定体制

本計画の策定は、「新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会」において、2017年5月から2018年3月まで計5回の審議を行いました。この協議会は、公募委員をはじめ第1号被保険者、自治会、婦人会、老人クラブ等の住民代表や保健・医療・福祉の関係者にも委員として参画いただき、幅広い意見の集約を行いました。

なお、会議は公開で傍聴の受付を行い、計画(案)については、2018年2月19日から2018年3月12日の間、本市ホームページと介護福祉課、各公民館等でパブリックコメント(意見聴取)を行いました。

6 介護保険制度の改正

2018年4月より、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が一部項目を除いて施行されます。この改正は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにすることを目指したものです。また、同時改定となる愛媛県地域保健医療計画との整合性を図っていくことも求められています。改正の要点は以下のとおりとなっています。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進(介護保険法)

- 保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ・データ分析の上、介護保険事業計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・県による市に対する支援事業の創設
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備(その他)
 - * 地域包括支援センターの機能強化
 - * 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化
 - * 認知症施策の推進

2 医療・介護の連携の推進等

- ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設を創設
- ②医療・介護の連携等に関し、県による市に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等

- ・市による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障がい児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける(その他)
 - * 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化
 - * 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする

- ・世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担を3割とする(ただし、月額 44,400 円の負担の上限あり)

5 介護納付金への総報酬割の導入

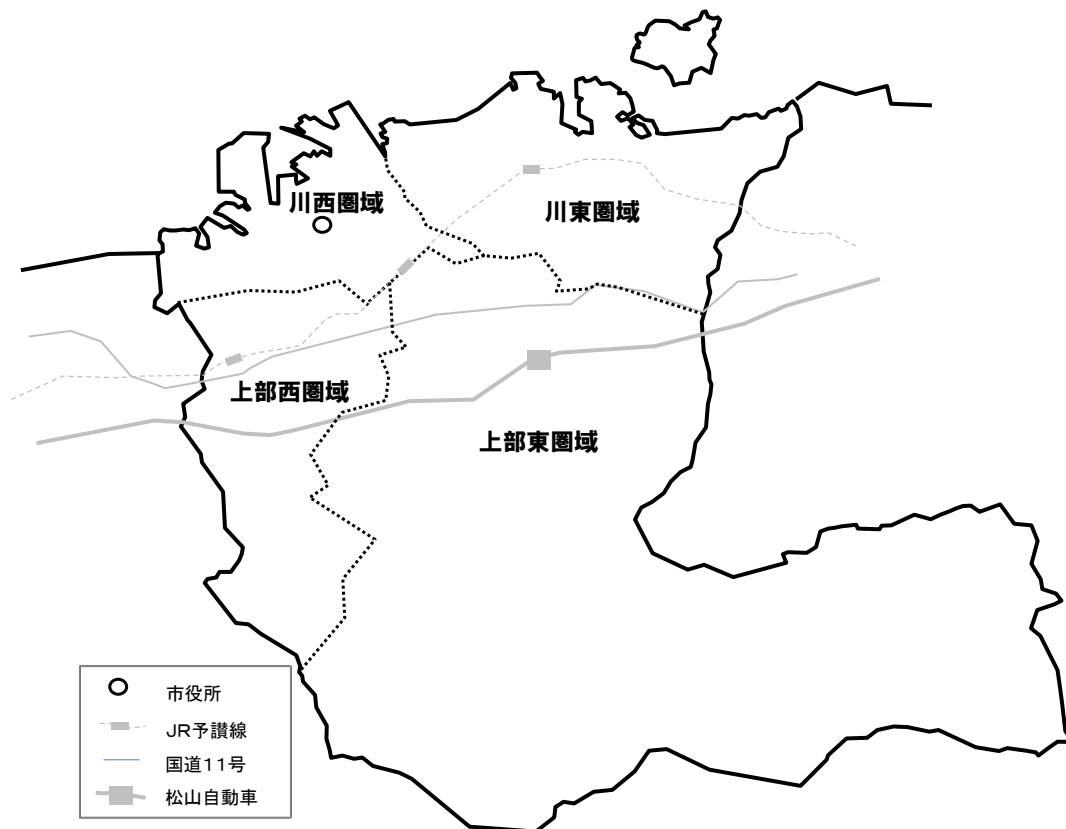
- ・各医療保険者が納付する介護納付金(40～64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする

第2章 高齢者をめぐる現状と今後の見込み

1 日常生活圏域について

第6期計画に引き続き、本計画期間においても、高齢者人口や地域における様々な活動単位等を考慮し、「川西圏域」「川東圏域」「上部西圏域」「上部東圏域」の4つを「日常生活圏域」として設定します。

各圏域単位で、施設サービス等の整備を進めるとともに、高齢者の保健・福祉・医療の向上のために必要な援助を行ったり相談に応じたりする、地域包括支援センターを市役所内に設置し、各圏域における相談窓口として協力機関(ブランチ)を市内に9箇所配置しています。



(1)川西圏域の現状

【人口等の現状(2017年9月末日現在)】

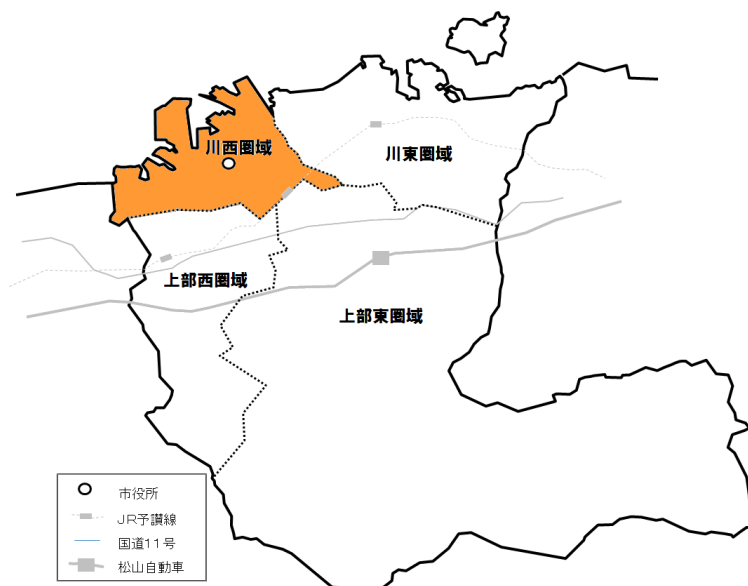
圏域名	川西圏域	圏域総人口	32,787人
高齢者数	8,858人	高齢化率	27.0%

【施設サービス整備状況】

	施設数	定員
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	3施設	270床
介護老人保健施設(老人保健施設)	2施設	127床
介護療養型医療施設	1施設	12床

【地域密着型サービスの整備状況】

	施設数	定員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設	—
認知症対応型通所介護	2施設	24人
地域密着型介護老人福祉施設	1施設	29床
小規模多機能型居宅介護	2施設	—
認知症対応型共同生活介護	8施設	134床
地域密着型通所介護	5施設	68人



(2)川東圏域の現状

【人口等の現状(2017年9月末日現在)】

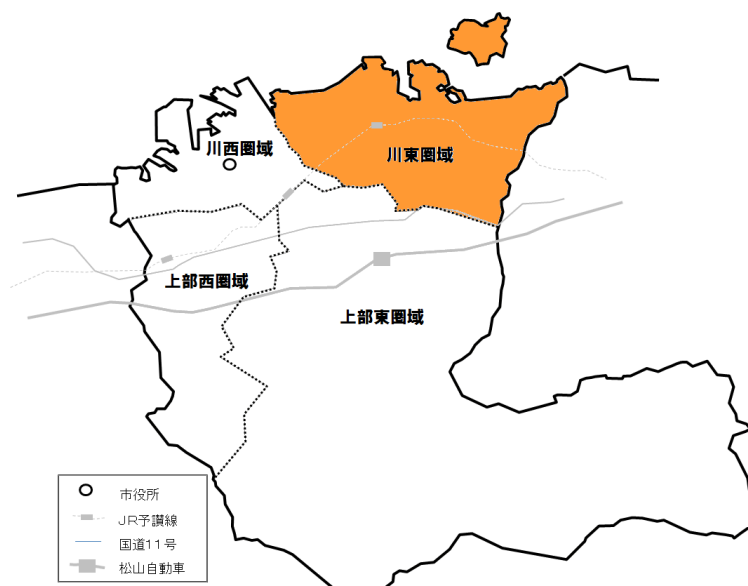
圏域名	川東圏域	圏域総人口	33,820人
高齢者数	11,074人	高齢化率	32.7%

【施設サービス整備状況】

	施設数	定員
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	1施設	50床
介護老人保健施設(老人保健施設)	1施設	80床
介護療養型医療施設	—	—

【地域密着型サービスの整備状況】

	施設数	定員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設	—
認知症対応型通所介護	—	—
地域密着型介護老人福祉施設	3施設	87床
小規模多機能型居宅介護	2施設	—
認知症対応型共同生活介護	9施設	144床
地域密着型通所介護	4施設	63人



(3) 上部西圏域の現状

【人口等の現状(2017年9月末日現在)】

圏域名	上部西圏域	圏域総人口	23,543人
高齢者数	7,685人	高齢化率	32.6%

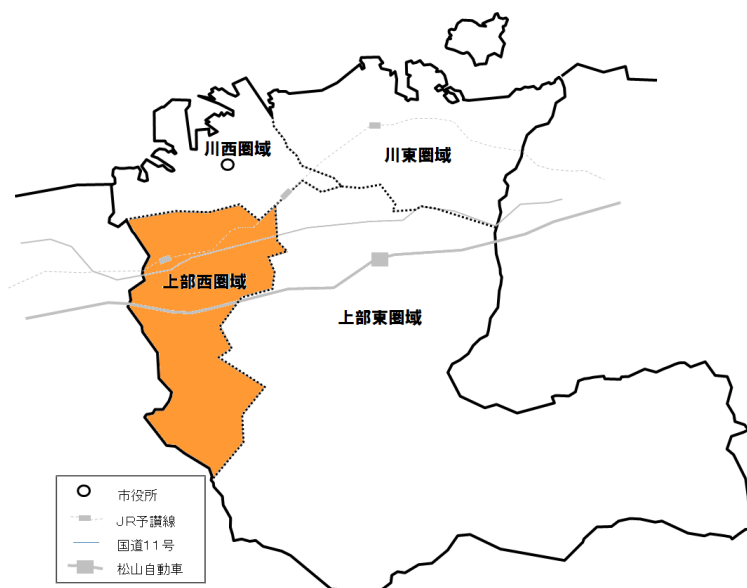
【施設サービス整備状況】

	施設数	定員
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	2施設	80床
介護老人保健施設(老人保健施設)	1施設	100床
介護療養型医療施設	1施設	8床

【地域密着型サービスの整備状況】

	施設数	定員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—
認知症対応型通所介護	—	—
地域密着型介護老人福祉施設	1施設	29床
小規模多機能型居宅介護	1施設	—
認知症対応型共同生活介護	7施設	120床
地域密着型通所介護	2施設	30人

※2018年3月に定期巡回・随時対応型訪問介護看護、1施設整備予定



(4) 上部東圏域の現状

【人口等の現状(2017年9月末日現在)】

圏域名	上部東圏域	圏域総人口	30,890人
高齢者数	10,312人	高齢化率	33.4%

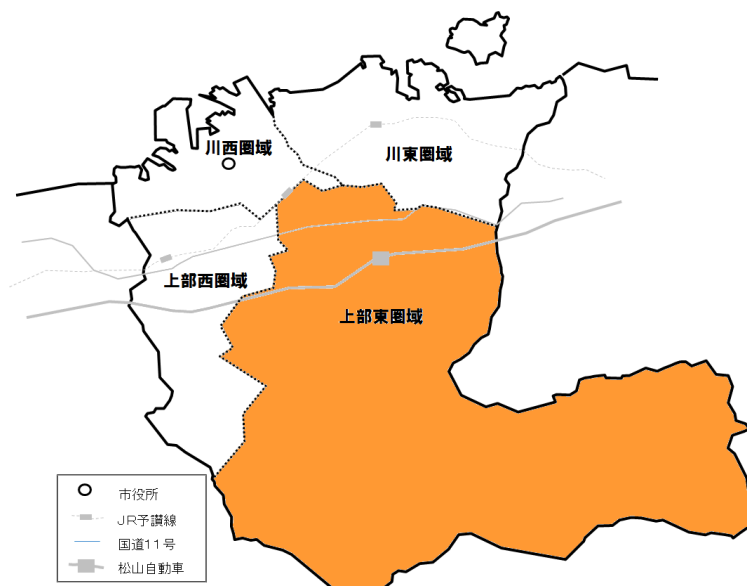
【施設サービス整備状況】

	施設数	定員
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	3施設	220床
介護老人保健施設(老人保健施設)	1施設	80床
介護療養型医療施設	—	—

※2018年3月に介護老人福祉施設、40床増床予定

【地域密着型サービスの整備状況】

	施設数	定員
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—
認知症対応型通所介護	1施設	12人
地域密着型介護老人福祉施設	2施設	58床
小規模多機能型居宅介護	3施設	—
認知症対応型共同生活介護	6施設	108床
地域密着型通所介護	2施設	29人



2 人口の現状と今後の見込み

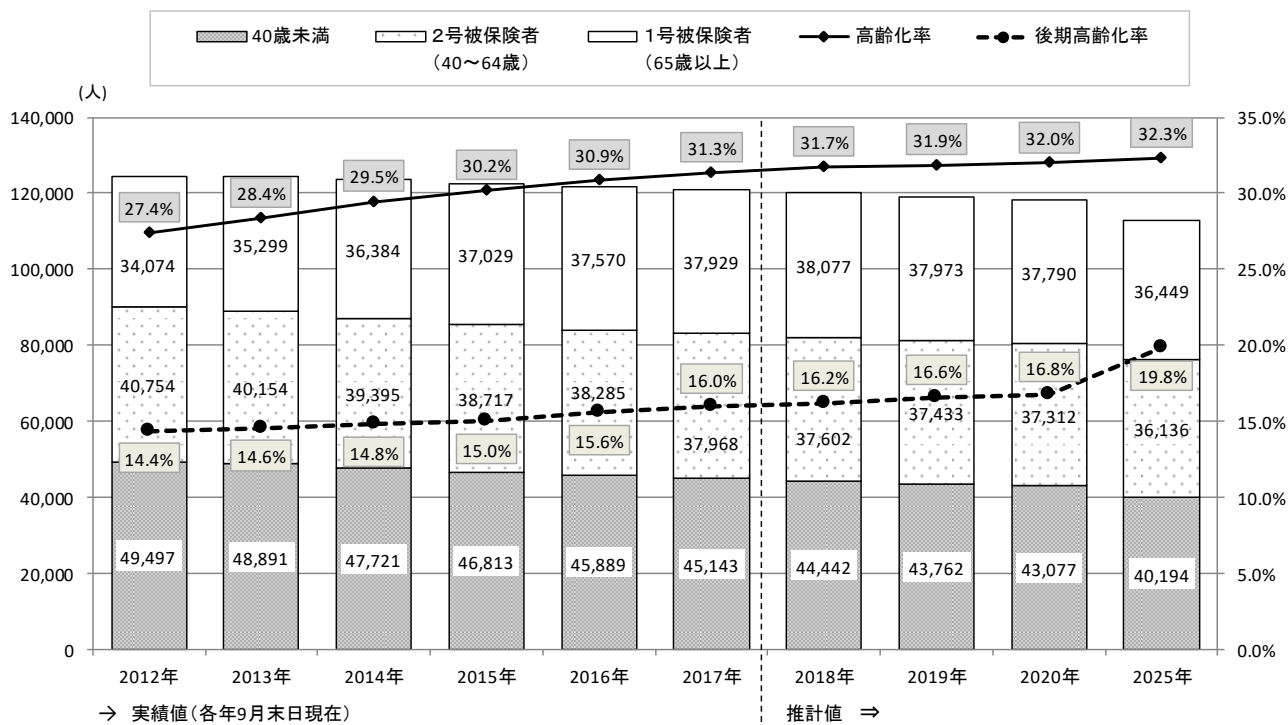
総人口は減少傾向となっているのに対し、1号被保険者にあたる65歳以上の人口は増加傾向にあり、2017年9月末日で37,929人となっています。高齢化率も上昇を続けており、2017年9月末日で31.3%、後期高齢化率16.0%となっています。また、2号被保険者にあたる40歳～64歳及び40歳未満の人口については減少を続けています。

コーホート変化率法により2025年までの人口推計を行いました。2019年より1号被保険者は減少に転じ、後期高齢者は増加する見込みとなっています。

団塊の世代が75歳に到達する2025年には高齢化率が32.3%、後期高齢化率19.8%となる見込みとなっています。

年齢	人口実績(外国人を含む)						第7期計画期間			
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
1号被保険者 (65歳以上)	34,074	35,299	36,384	37,029	37,570	37,929	38,077	37,973	37,790	36,449
内後期高齢者 (75歳以上)	17,910	18,138	18,328	18,430	19,008	19,366	19,440	19,763	19,803	22,375
2号被保険者 (40～64歳)	40,754	40,154	39,395	38,717	38,285	37,968	37,602	37,433	37,312	36,136
40歳未満	49,497	48,891	47,721	46,813	45,889	45,143	44,442	43,762	43,077	40,194
総人口	124,325	124,344	123,500	122,559	121,744	121,040	120,121	119,168	118,179	112,779
高齢化率	27.4%	28.4%	29.5%	30.2%	30.9%	31.3%	31.7%	31.9%	32.0%	32.3%
後期高齢化率	14.4%	14.6%	14.8%	15.0%	15.6%	16.0%	16.2%	16.6%	16.8%	19.8%

実績値出典：住民基本台帳（各年9月末日現在）



3 認定者数の現状と今後の見込み

認定者数の実績をみると、2012年以降増加傾向となっておりますが、2014年以降は増減しています。また、総合事業の開始により、2017年、2018年の認定者数は減少し、その後は後期高齢者数及び高齢化率の上昇に伴い、認定者数は増加する見込みとなっております。

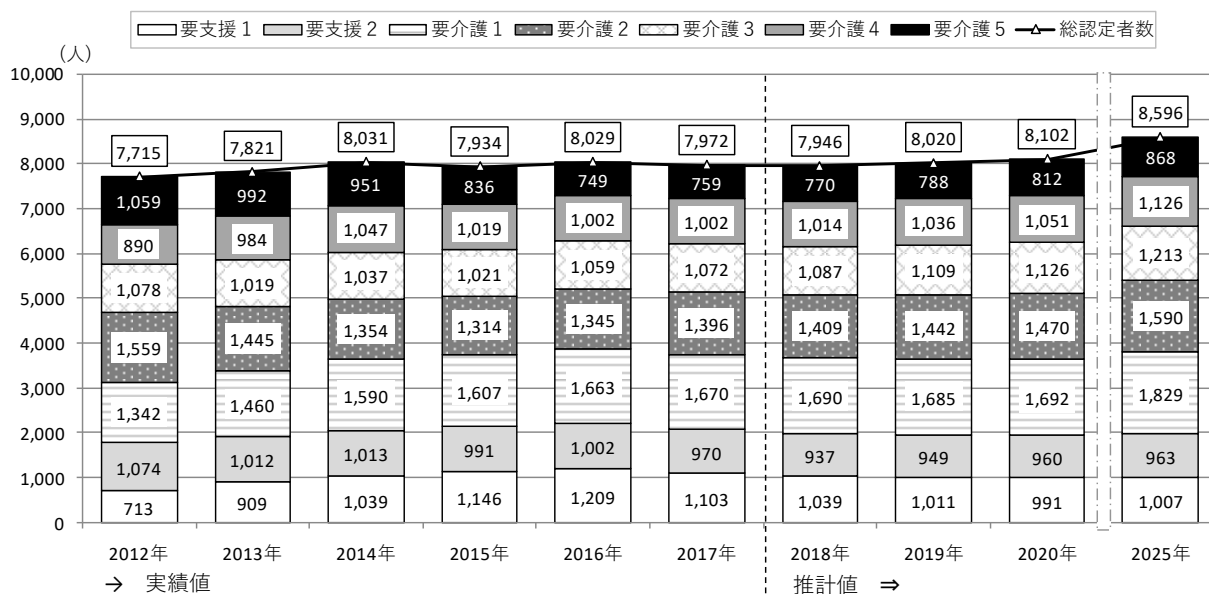
	認定者数実績(2号被保険者を含む)						第7期計画期間			
	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
要支援1	713	909	1,039	1,146	1,209	1,103	1,039	1,011	991	1,007
要支援2	1,074	1,012	1,013	991	1,002	970	937	949	960	963
要介護1	1,342	1,460	1,590	1,607	1,663	1,670	1,690	1,685	1,692	1,829
要介護2	1,559	1,445	1,354	1,314	1,345	1,396	1,409	1,442	1,470	1,590
要介護3	1,078	1,019	1,037	1,021	1,059	1,072	1,087	1,109	1,126	1,213
要介護4	890	984	1,047	1,019	1,002	1,002	1,014	1,036	1,051	1,126
要介護5	1,059	992	951	836	749	759	770	788	812	868
総認定者数	7,715	7,821	8,031	7,934	8,029	7,972	7,946	8,020	8,102	8,596

実績値出典：介護保険事業状況報告（各年9月月報）

参考：1号被保険者に占める認定者数の割合

【1号認定者数（介護保険事業状況報告（各年9月月報））÷1号被保険者数（住民基本台帳（各年9月末現在））】

2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2025年
22.2%	21.7%	21.7%	21.1%	21.0%	20.7%	20.5%	20.8%	21.1%	23.2%



4 日常生活圏域二一ズ調査結果

要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況および各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に、国が示した調査票に市独自の項目を追加した形で実施しました。

(1) 調査の概要

対象者	2017年5月1日現在、新居浜市にお住まいの65歳以上の方のうち、無作為抽出した3,041名(要介護1～5の認定を受けている方は除く)
実施期間	2017年6月23日(金)～2017年7月25日(火)
実施方法	郵送配布、郵送回収

(2) 回収状況

		配布数	回収数(有効回答数)	回収率(有効回答率)
全体		3,041件	2,619件(2,602件)	86.1%(85.6%)
圏域別	川西	684件	578件(576件)	84.5%(84.2%)
	川東	902件	763件(761件)	84.6%(84.4%)
	上部西	633件	567件(563件)	89.6%(88.9%)
	上部東	822件	706件(697件)	85.9%(84.8%)
	不明	-	5件(5件)	-

※全問無回答及び、本人が現在入所中・入院中のため回答できないと答えた方は有効回答には含まれておりません。

第7版

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査
【調査票】

- 調査票を記入する際は、各項目で該当する数字に○をつけてください。
- 調査票記入後は、同封の返信用封筒に入れて、**7月7日(金)まで**に投函してください。(切手は不要です)

配入日	平成 年 月 日
調査票を記入されたのはどなたですか。○をつけてください。	
1. あて名の本人が記入	
2. ご家族が記入 ⇒ (あて名の本人からみた続柄 _____)	
3. その他	
4. 回答できない ⇒ (1. 本人入院中 2. 本人施設入所中 3. その他)	

新居浜市 福祉部
介護福祉課

はじめに

皆様にはまずご迷惑のこととお断り申し上げます。
 日頃は、新居浜市の介護保険事業にご理解とご協力を賜りありがとうございます。
 新居浜市では、効果的な介護予防政策の立案と効果検証を行うために、また、高齢者を地域で支え合い、安心して暮らせる体制づくりを進めるために、高齢者の自身の状態や生活態勢の調査を実施することになりました。
 この調査は、平成29年5月1日現在、新居浜市にお住まいの65歳以上の方(要介護1から要介護5の認定を受けている方は除く)から無作為に抽出した3,000人を対象に実施します。
 つきましては、お忙しい中大変恐縮ですが、調査の趣旨にご理解いただき、ご協力いただけますようお願いいたします。
 なお、収集した個人情報につきましては、介護保険事業計画策定の目的以外には利用いたしません。また、当該情報については、新居浜市で適切に管理いたしますが、データ分析のために、厚生労働省の管理するシステムに情報を登録し、必要に応じて集計・分析を行うことがあります。
 平成29年6月
 新居浜市長 石川 勝行

記入に際してのお願い

- ご回答にあたっては表紙ラベルのあて名のご本人についてお答えいただけますが、ご回答の方がご本人の代わりに回答されたり、ご一緒に回答されても構いません。
- 調査票は、裏面の裏紙は裏のボールペンで記入してください。
- この調査についての説明は付せられては下りませんが、お読みいただけます。
- 調査票記入後は、同封の返信用封筒に入れてお返りください。

＜記入例＞
 ご回答にあたっては裏紙をよくお読みいただき、該当する番号を○で囲んでください。
 ① 男 2. いはい
 数字を記入する欄は右詰めでお記入ください。(小数点以下は、四捨五入してください)

6 2 Kg

問合せ先 新居浜市役所 介護福祉課 TEL. 65-1241
 新居浜市役所 地域包括支援センター TEL. 65-1245

(3)回答者の属性

	全体	圏域				不明
		川西	川東	上部西	上部東	
全 体	2,602 人 100.0%	576 人 22.1%	761 人 29.2%	563 人 21.6%	697 人 26.8%	5 人 0.2%
男 性	1,102 人 100.0%	246 人 22.3%	314 人 28.5%	244 人 22.1%	298 人 27.0%	- -
65-69 歳	382 人 100.0%	80 人 20.9%	113 人 29.6%	87 人 22.8%	102 人 26.7%	- -
70-74 歳	282 人 100.0%	65 人 23.0%	78 人 27.7%	54 人 19.1%	85 人 30.1%	- -
75-79 歳	217 人 100.0%	46 人 21.2%	63 人 29.0%	51 人 23.5%	57 人 26.3%	- -
80-84 歳	152 人 100.0%	39 人 25.7%	42 人 27.6%	32 人 21.1%	39 人 25.7%	- -
85 歳以上	69 人 100.0%	16 人 23.2%	18 人 26.1%	20 人 29.0%	15 人 21.7%	- -
女 性	1,495 人 100.0%	330 人 22.1%	447 人 29.9%	319 人 21.3%	399 人 26.7%	- -
65-69 歳	471 人 100.0%	106 人 22.5%	152 人 32.3%	96 人 20.4%	117 人 24.8%	- -
70-74 歳	332 人 100.0%	66 人 19.9%	92 人 27.7%	80 人 24.1%	94 人 28.3%	- -
75 歳以上	305 人 100.0%	63 人 20.7%	92 人 30.2%	65 人 21.3%	85 人 27.9%	- -
80-84 歳	228 人 100.0%	60 人 26.3%	67 人 29.4%	45 人 19.7%	56 人 24.6%	- -
85 歳以上	159 人 100.0%	35 人 22.0%	44 人 27.7%	33 人 20.8%	47 人 29.6%	- -
性別・年齢不明	5 人 100.0%	- -	- -	- -	- -	5 人 100.0%

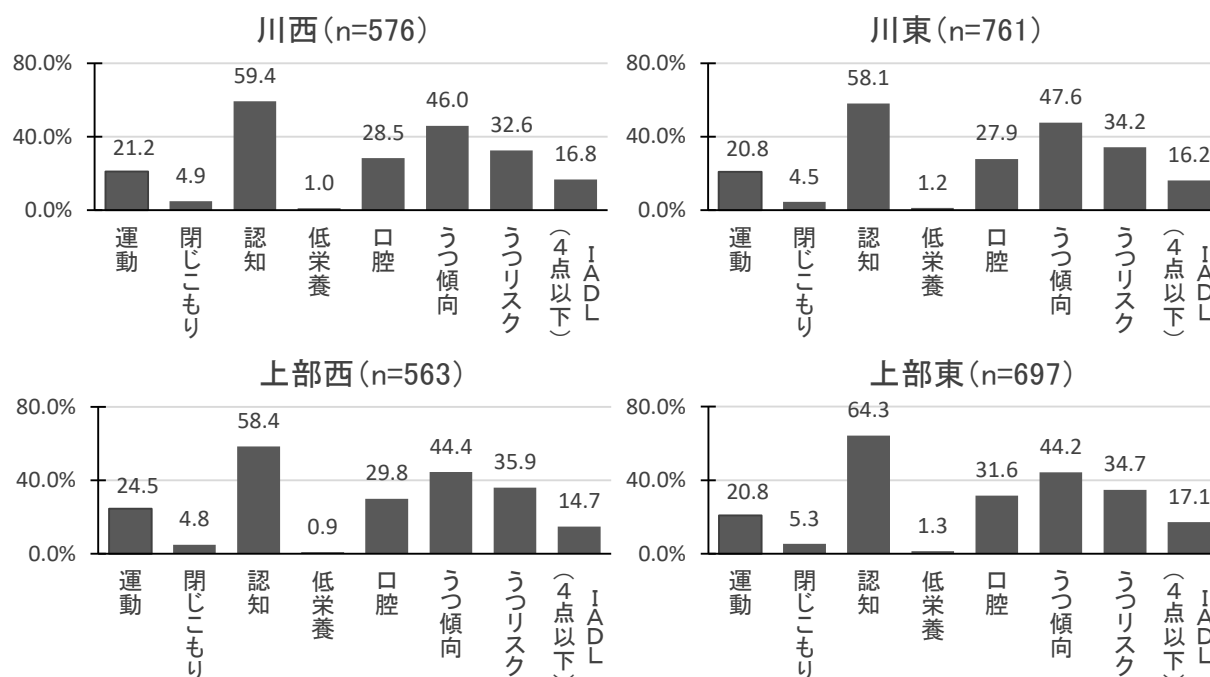
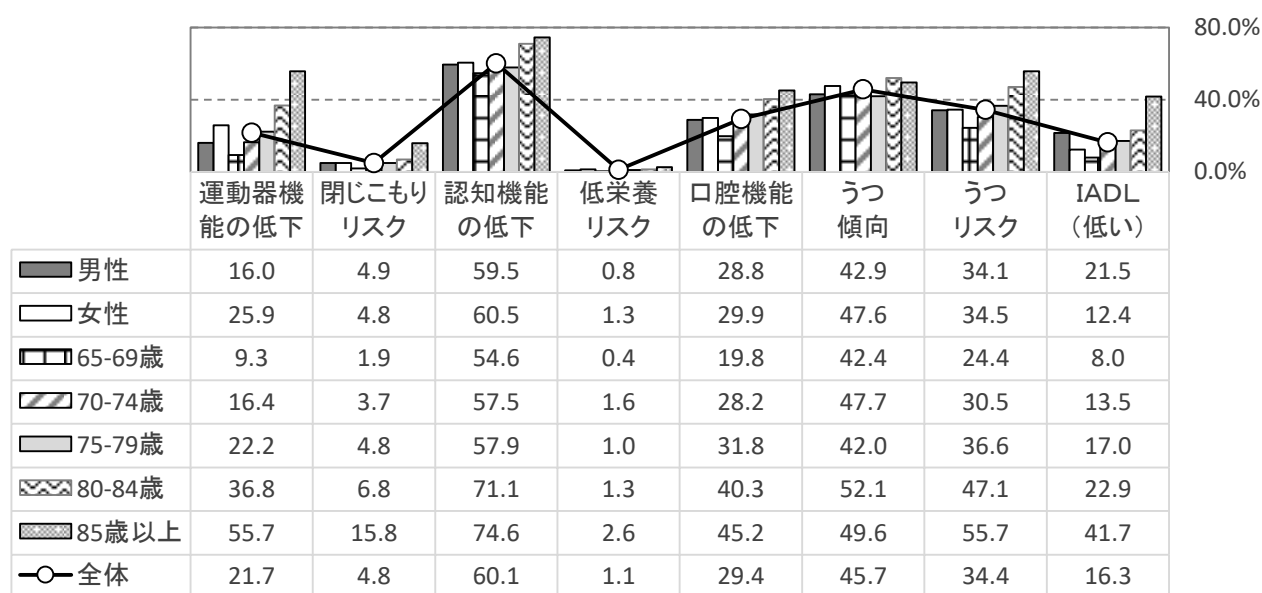
(4) 調査結果

① リスク該当者

リスク該当状況を見ると、全体では認知機能の低下(60.1%)、うつ傾向(45.7%)、うつリスク(34.4%)、口腔機能の低下(29.4%)、IADL(低い)(16.3%)、運動器機能の低下(21.7%)、閉じこもりリスク(4.8%)、低栄養リスク(1.1%)の順で該当率が高くなっています。

運動器機能の低下とIADLは性別による差が約10%ありますが、他のリスクはいずれも5%未満となっています。また、低栄養リスク、うつ傾向は年齢による差はあまりみられません、他のリスクは年齢が上がるにつれて該当率が高くなっています。

圏域別にみると、川東はうつ傾向、上部西は運動機能の低下、うつリスク、上部東はその他(閉じこもり、認知、低栄養、口腔、IADL(4点以下))の該当率がそれぞれ他の圏域に比べて高くなっています。

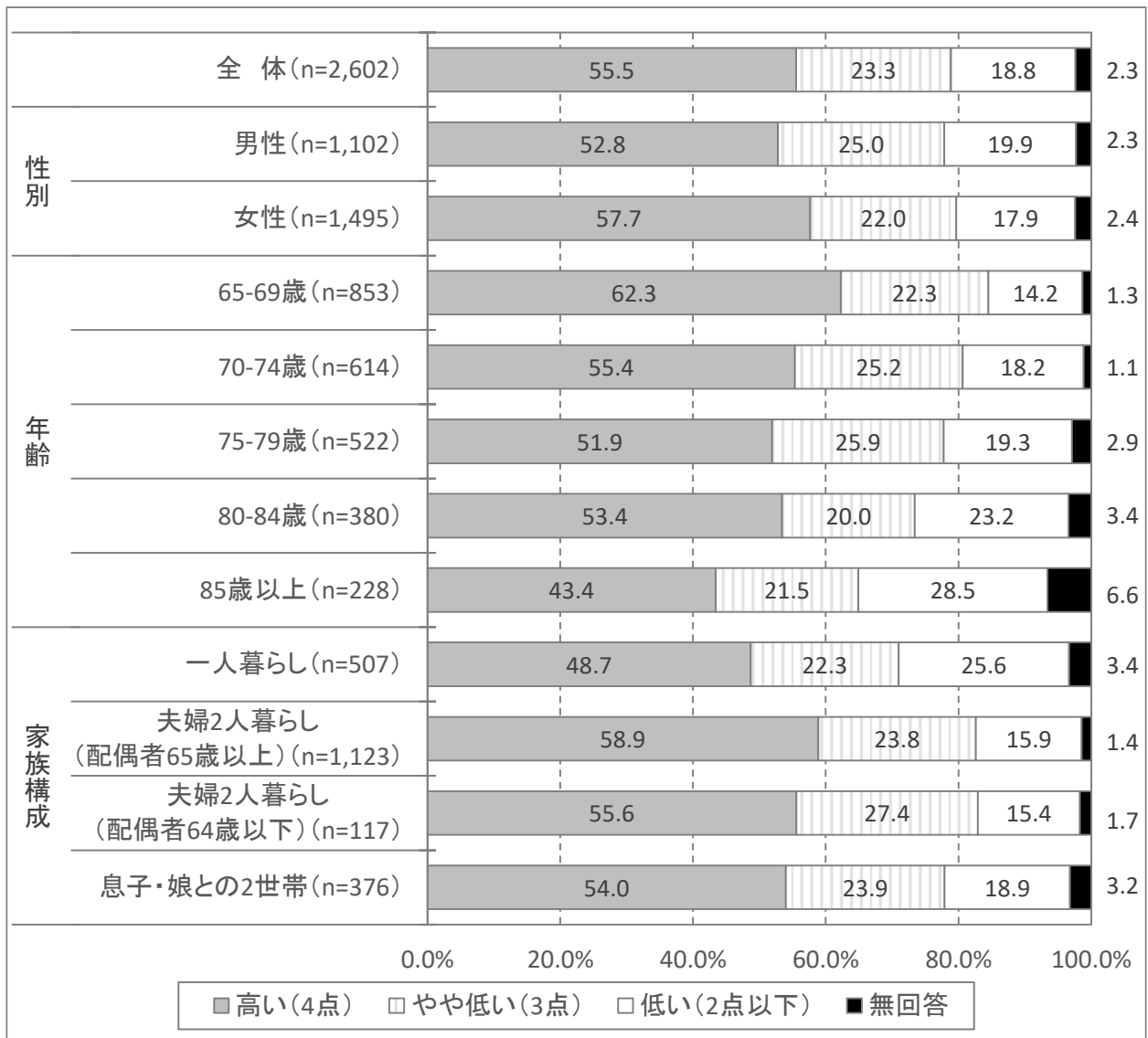


② 知的能動性

以下の設問を4点満点で判定し、4点を「高い」、3点を「やや低い」、2点以下を「低い」と評価。

設問	選択肢	配点
年金などの書類(役所や病院などに出す書類)が書けますか	はい	1
新聞を読んでいますか	はい	1
本や雑誌を読んでいますか	はい	1
健康についての記事や番組に関心がありますか	はい	1

知的能動性が“低い(「やや低い」を含む)”方は全体の42.1%を占めており、女性(39.9%)より男性(44.9%)に多く、年齢別にみると、65-69歳のみ30%台となっており、70-84歳では40%台、85歳以上では50.0%を占めています。また、家族構成別にみると、夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)のみ40%未満となっています。

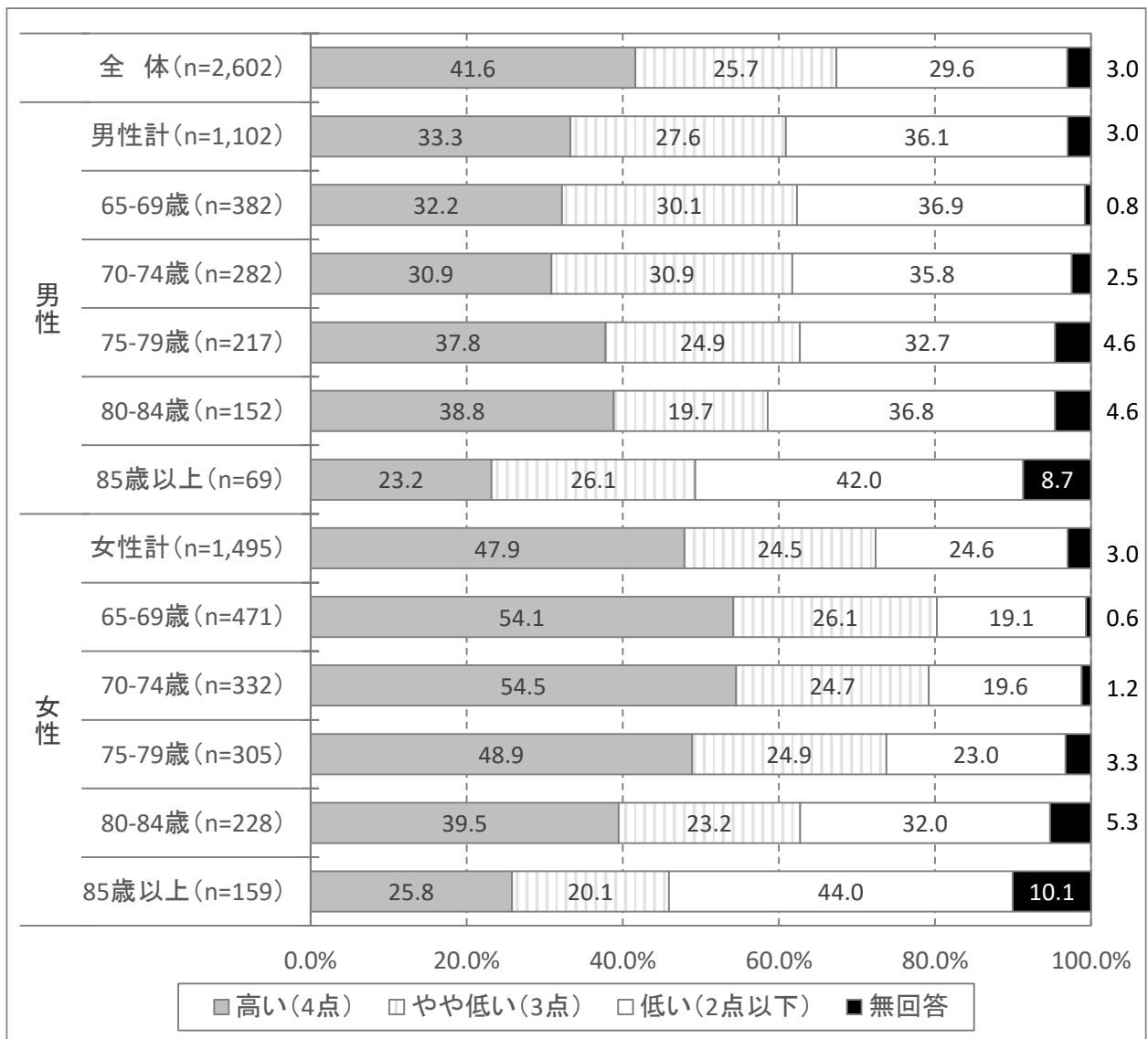


③ 社会的役割

以下の設問を4点満点で判定し、4点を「高い」、3点を「やや低い」、2点以下を「低い」と評価。

設問	選択肢	配点
友人の家を訪ねていますか	はい	1
家族や友人の相談にのっていますか	はい	1
病人を見舞うことができますか	はい	1
若い人に自分から話しかけることがありますか	はい	1

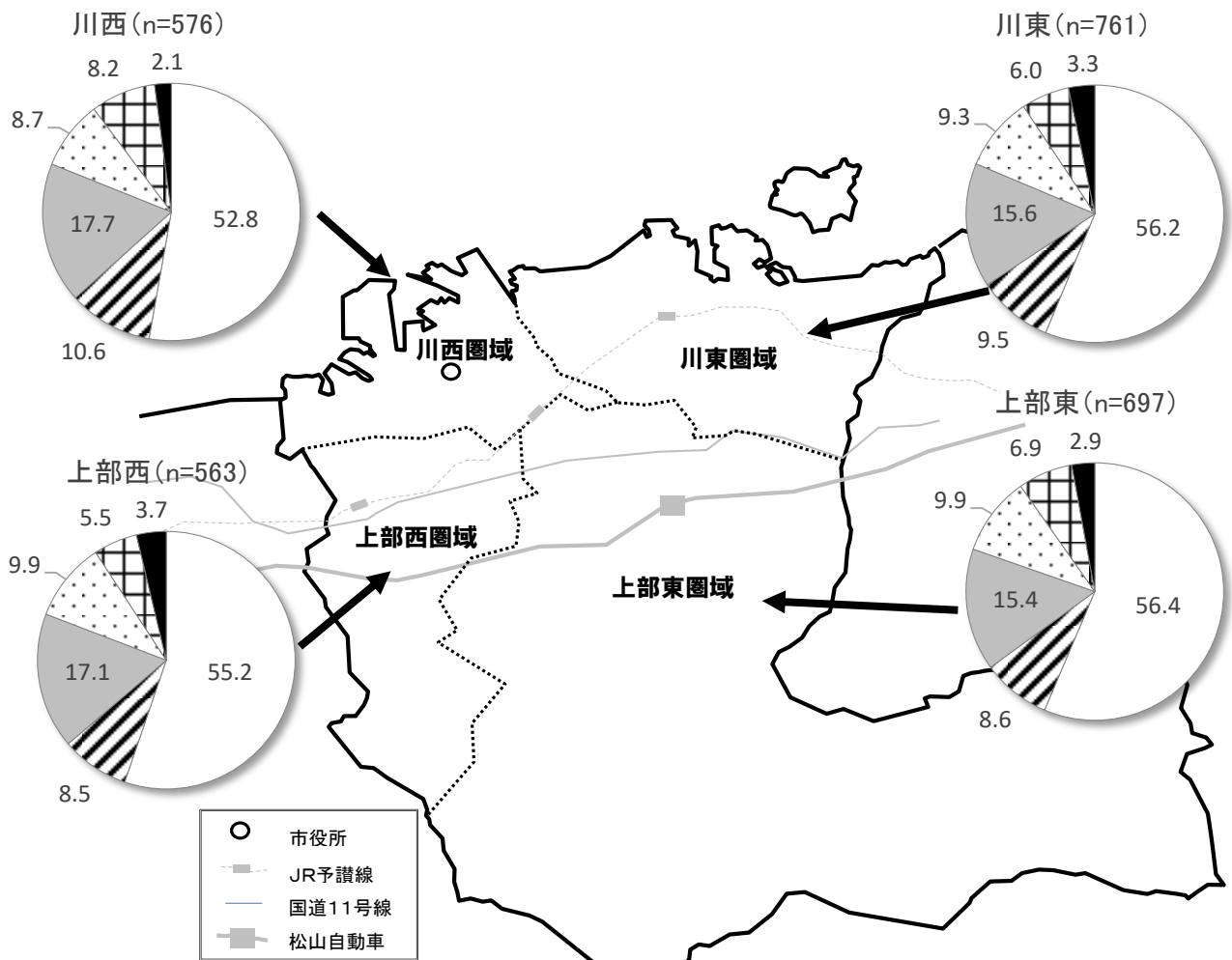
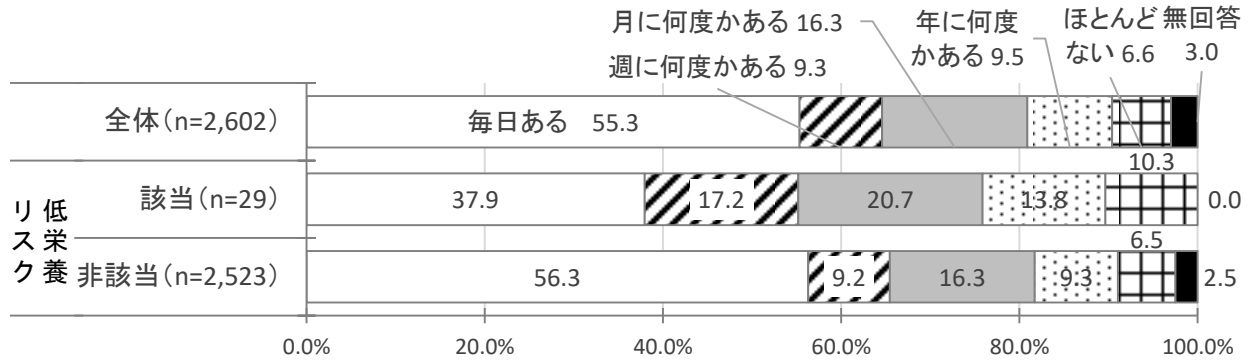
社会的役割が“低い(「やや低い」を含む)”方は全体の55.3%を占めており、女性(49.1%)より男性(63.7%)に多く、年齢別にみると、男性はすべての年齢、女性は80歳以上で50%を超えています。



④ 孤食の状況

どなたかと食事をともにする機会の有無をみると、全体の 55.3%は「毎日ある」と答えています
が、「年に何度かある」および「ほとんどない」と答えた“孤食傾向のある方”も 16.1%を占めていま
す。また、低栄養リスクの該当状況別にみると、非該当者に比べて該当者のほうが“孤食傾向の
ある方”が多くなっており、低栄養リスクの該当者のうち 10.3%が「ほとんどない」と答えています。

“孤食傾向のある方”を圏域別にみると、川西(16.9%)に最も多く、「月に何度かある」と答えた
方も含めると、34.6%となっています。

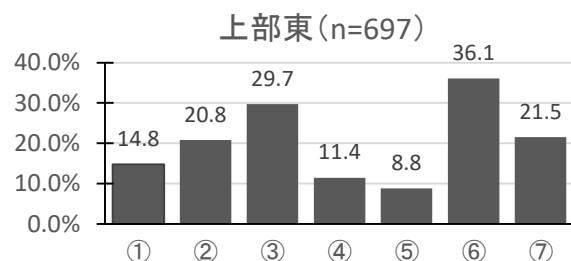
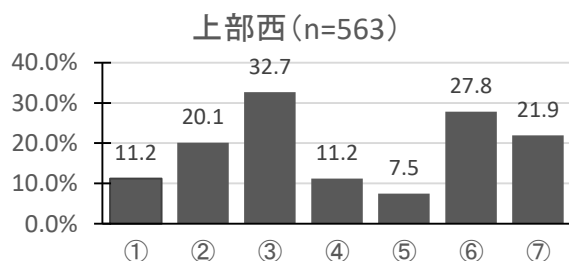
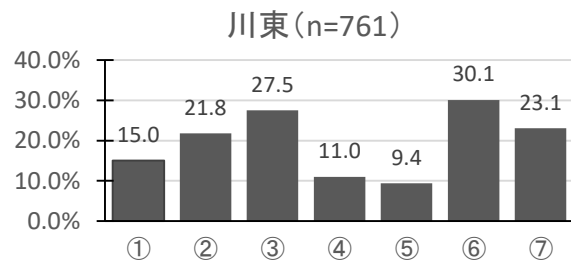
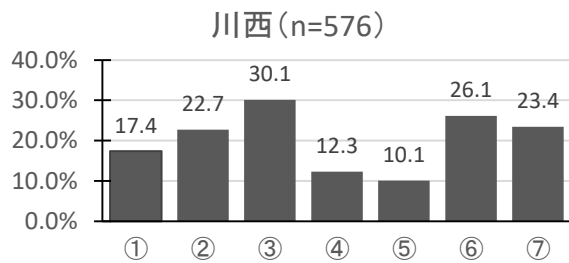
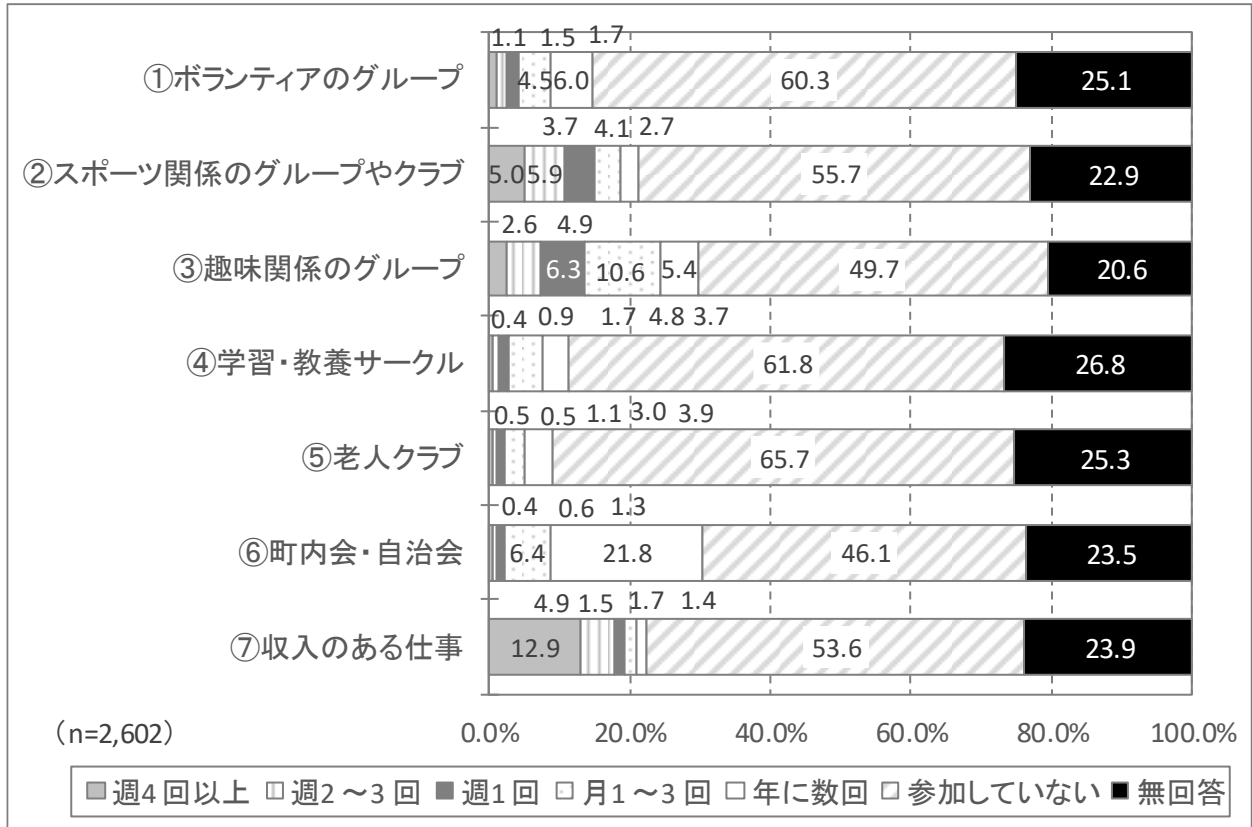


⑤ 会・グループ等への参加状況

会・グループ等への参加頻度をみると、最も“参加頻度が高い(「参加していない」・「無回答」除く)もの”は⑥町内会・自治会(30.5%)、次いで、③趣味関係のグループ(29.8%)、⑦収入のある仕事(22.4%)の順となっています。

「年に数回」も除くと、③趣味関係のグループ(24.4%)、⑦収入のある仕事(21.0%)、②スポーツ関係のグループやクラブ(18.7%)の順で多くなっています。

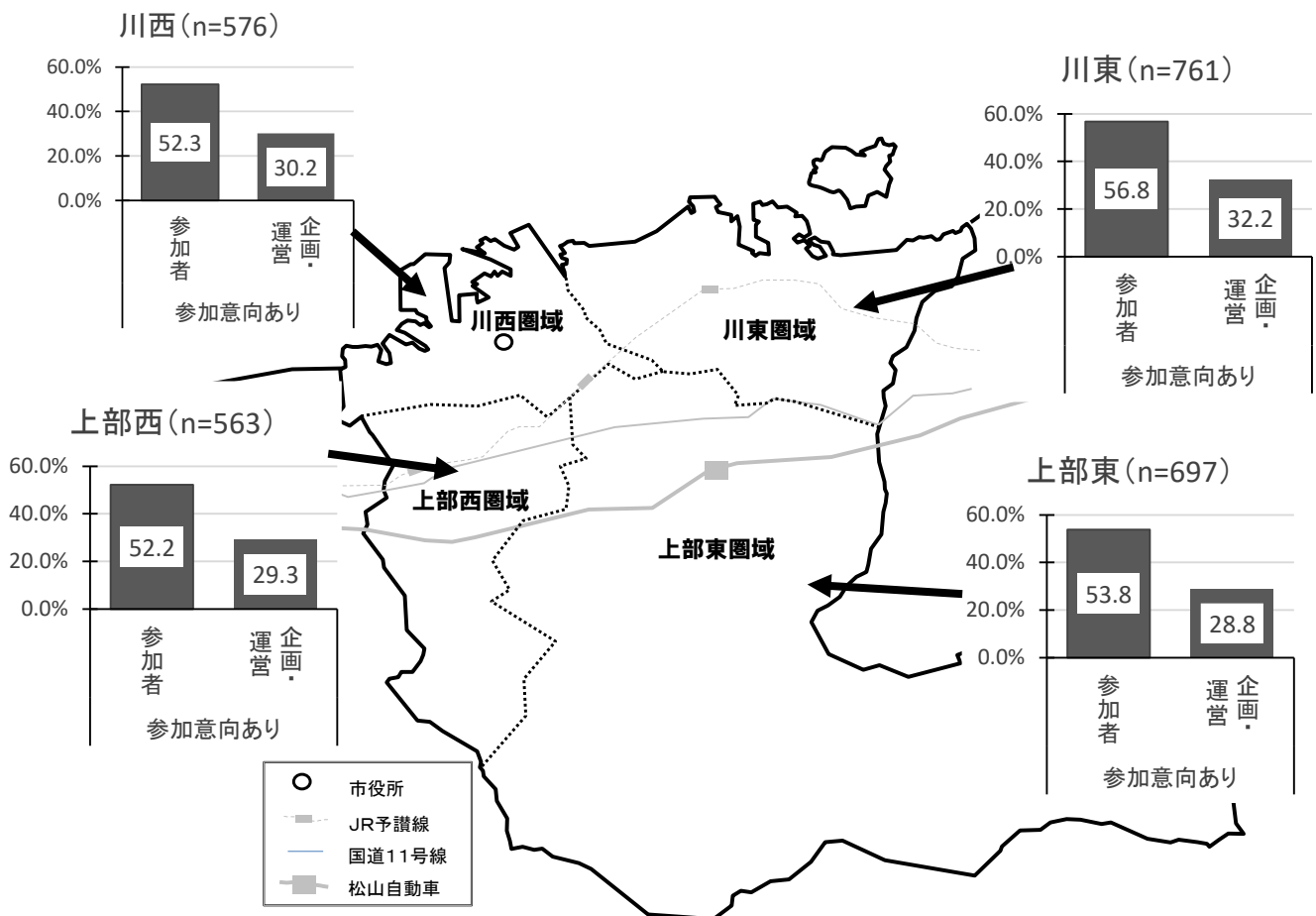
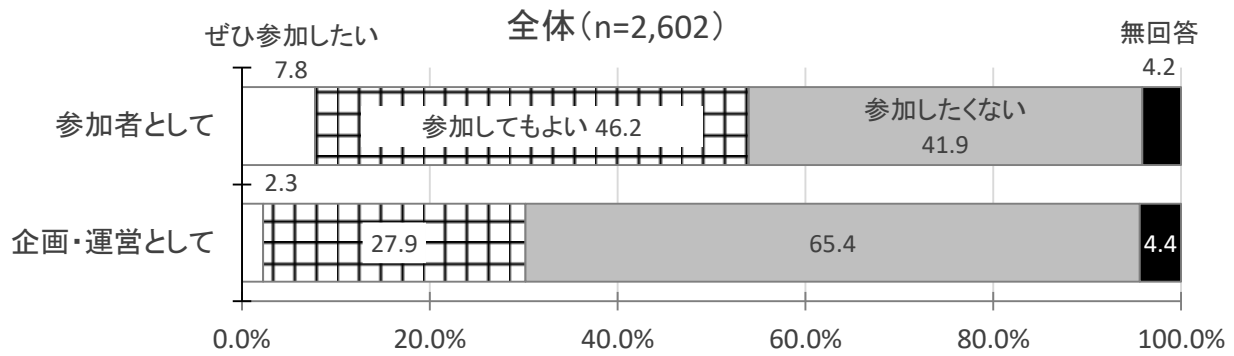
また、⑦収入のある仕事をみると、①から⑥の他の活動と比べて「週4回以上」と答えた方が多くなっています。圏域別にみると、川西は①②④⑤⑦、上部西は③、上部東は⑥の参加頻度が高くなっています。



⑥ 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意向

地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、参加者または企画・運営として参加してみたいと思うかたずねると、「ぜひ参加したい」もしくは「参加してもよい」と答えた“参加意向がある方”は参加者としては54.0%、企画・運営としては30.2%と、参加者としての参加意向のほうが高くなっています。

圏域別にみると、参加者としては川東(56.8%)、企画・運営としても川東(32.2%)に最も多くなっています。

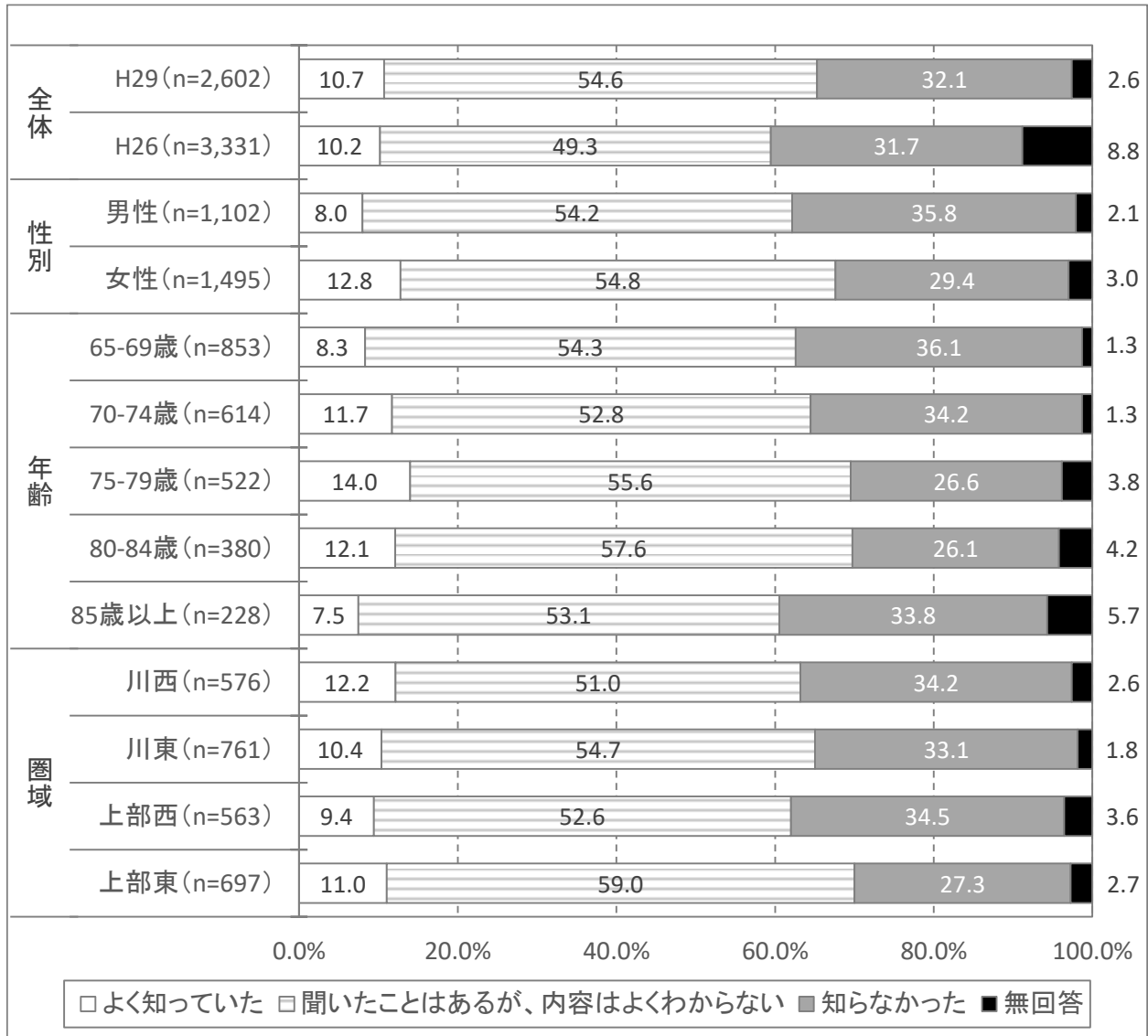


⑦ 介護予防事業の認知度

新居浜市が行っている介護予防事業（介護予防教室や PPK 体操など）の認知度をみると、全体では 10.7%が「よく知っていた」と答えており、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」と答えた 54.6%も合わせると“認知度”は 65.3%となっており、H26※と比べると、「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」と答えた方が若干多くなっています。

“認知度”は男性（62.2%）より女性（67.6%）が高く、年齢別にみると、75-79 歳（69.6%）、80-84 歳（69.7%）で高くなっています。圏域別にみると、上部東が唯一 70.0%を占めています。

※H26:H26 に実施した同調査の結果



⑧ 現在の介護保険に対する評価

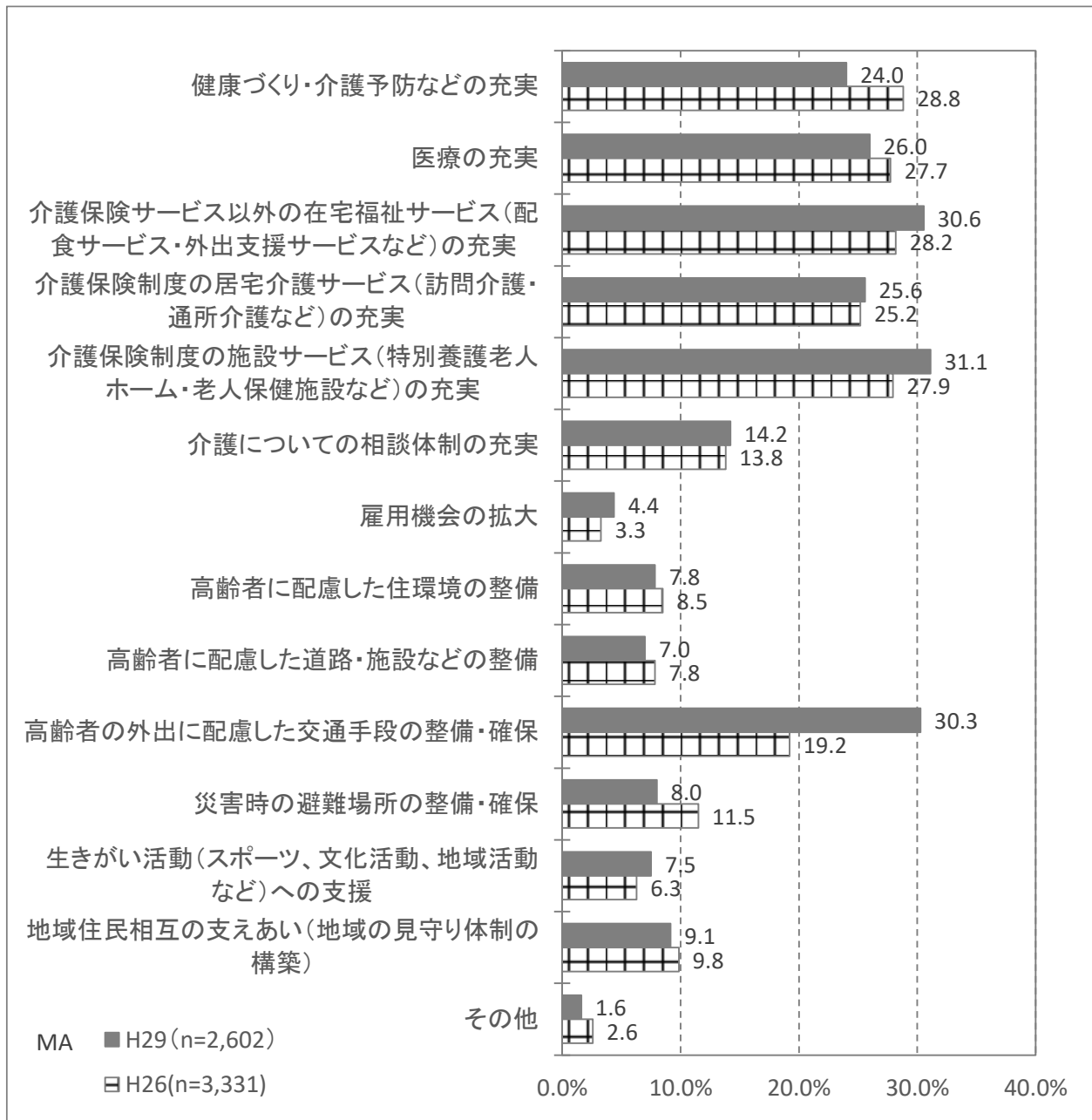
現在の介護保険に対するあなたの評価として、一番近いものをみると、全体では「介護保険によって、自分や家族の介護に対する不安がかなり解消され、全体的に満足している」と答えた方は14.5%となっており、H26(32.5%)の半数以下となっています。

性別による差はあまりみられませんが、年齢別にみると、「介護保険によって、自分や家族の介護に対する不安がかなり解消され、全体的に満足している」と答えた方は80歳未満では10%程度、80歳以上では20%を超えています。



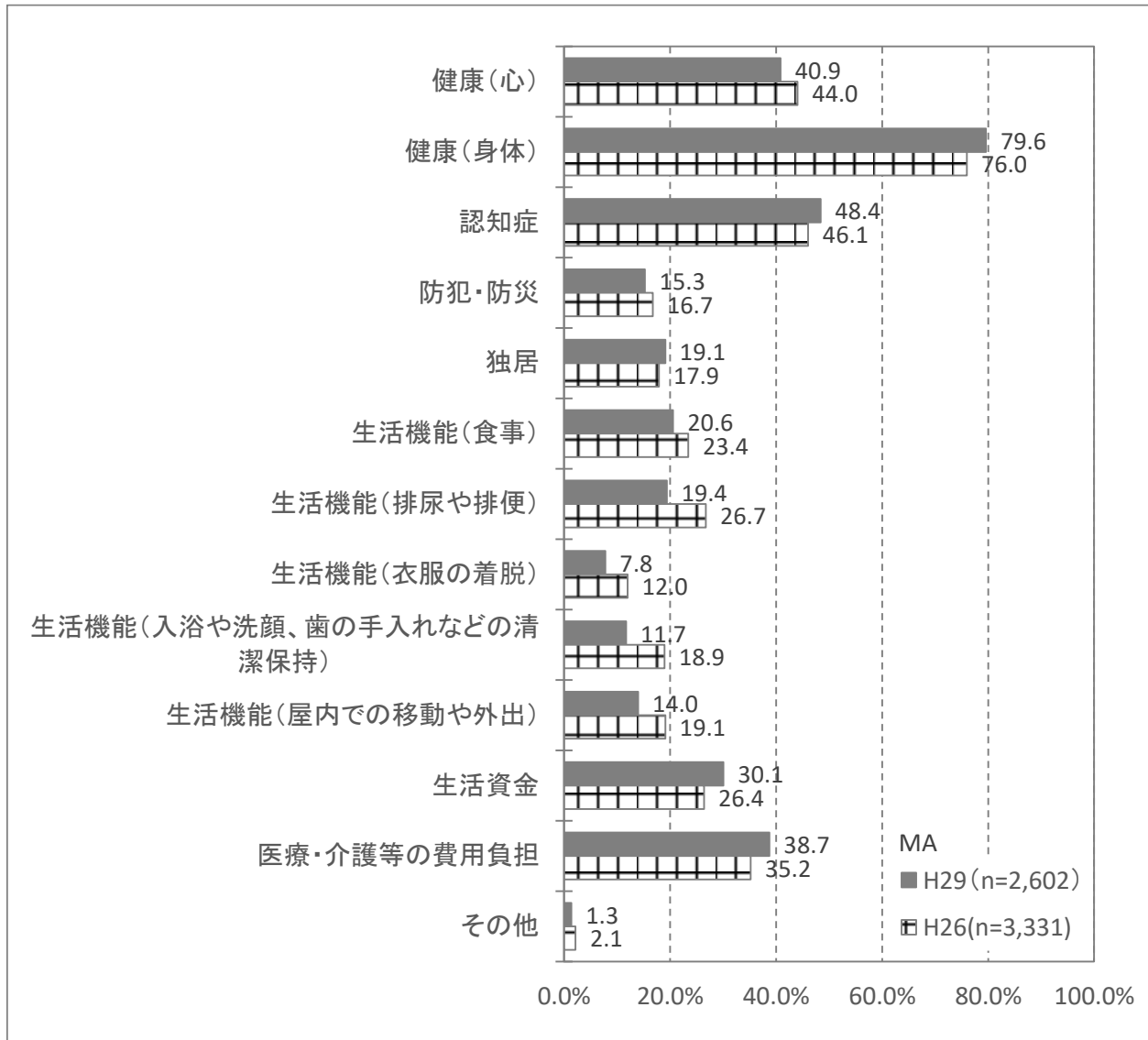
⑨ 行政への希望

高齢者が暮らしやすくなるために、行政に対して今後どのようなことに力を入れてほしいと考えているかをみると、「介護保険制度の施設サービス(特別養護老人ホーム・老人保健施設など)の充実」、「介護保険サービス以外の在宅福祉サービス(配食サービス・外出支援サービスなど)の充実」、「高齢者の外出に配慮した交通手段の整備・確保」の順に多く、いずれも 30%を超えており、H26 より多くなっています。



⑩ 現在もしくは今後、不安に感じていること

今の生活を続ける上で、現在、もしくは今後、不安に感じることをみると、「健康(身体)」が79.6%と最も多くなっています。H26と比べると、「健康(身体)」、「認知症」、「独居」、「生活資金」、「医療・介護等の費用負担」と答えた方が多くなっていることがわかります。



5 在宅介護実態調査結果

「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に実施しました。

(1) 調査の概要

対象者	2017年6月15日現在、要介護1～5の方(施設入所等を除く)
実施期間	2017年6月23日(金)～2017年7月25日(火)
実施方法	手法Ⅱ：郵送調査(接続方式)

(2) 回収状況

配布数	回答数(有効回答数)	回収率(有効回収率)
1,041件	837件(790件)	80.4%(75.9%)

※締切後や全問無回答で返送のあったもの、締切までに返送はあったが「入院中」と記載があったものについては有効回答数に含まれていません。

第7期版

介護保険事業計画策定に係る
在宅介護実態調査
【調査票】

- 調査票を記入する際は、各項目で該当する数字に○をつけてください。
- 調査票記入後は、同封の返信用封筒に入れて、
7月7日(金)まで に投函してください。(切手は不要です)

あて名のご本人は、医療機関に入院していますか。

1. 入院している
2. 入院していない

※1ページ以降についても、ご回答お願いいたします。

新居浜市 福祉部
介護福祉課

はじめに

日頃は、新居浜市の介護保険事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
新居浜市では、高齢者を地域で支え合い、安心して暮らせる体制づくりを進めるために、介護を行っている方(介護者)の実態把握を目的とした「在宅介護実態調査」を実施することになりました。「在宅生活を続けるために」、「介護負担をなくしていくために」どのようなサービスが必要かを検討するうえで基礎資料とさせていただきます。
この調査は、平成29年5月1日現在、新居浜市にお住まいの要介護認定を受けている方(施設に入所している方は除きます。)から無作為に抽出した1,000人を対象に実施します。
つきましては、お忙しい中大変恐縮ですが、調査の趣旨にご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。
なお、収集した個人情報につきましては、今回の調査目的以外に使用することはありません。
平成29年6月
新居浜市長 石川 勝行

記入に際してのお願い

1. 調査票は、黒のボールペン又は黒のボールペンで記入してください。
2. この調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。
3. 調査票記入後は、同封の返信用封筒に入れてお送りください。(切手は不要です)

【記入例】
ご回答にあたっては番号をよくお読みいただき、該当する番号を○で囲んでください。

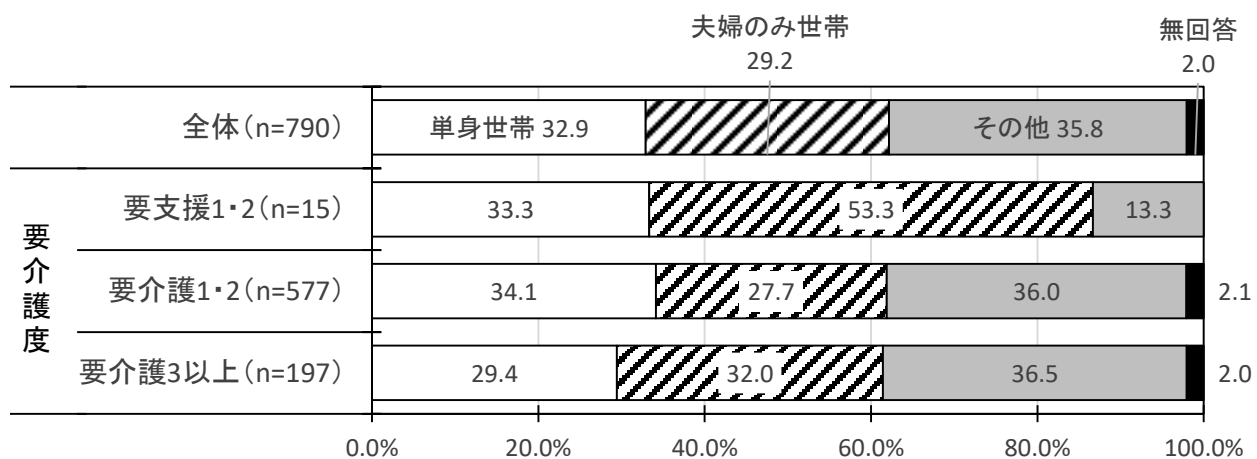
① ②

新居浜市 福祉部 介護福祉課 (電話 65-1241)

(3) 調査結果

① 世帯累計

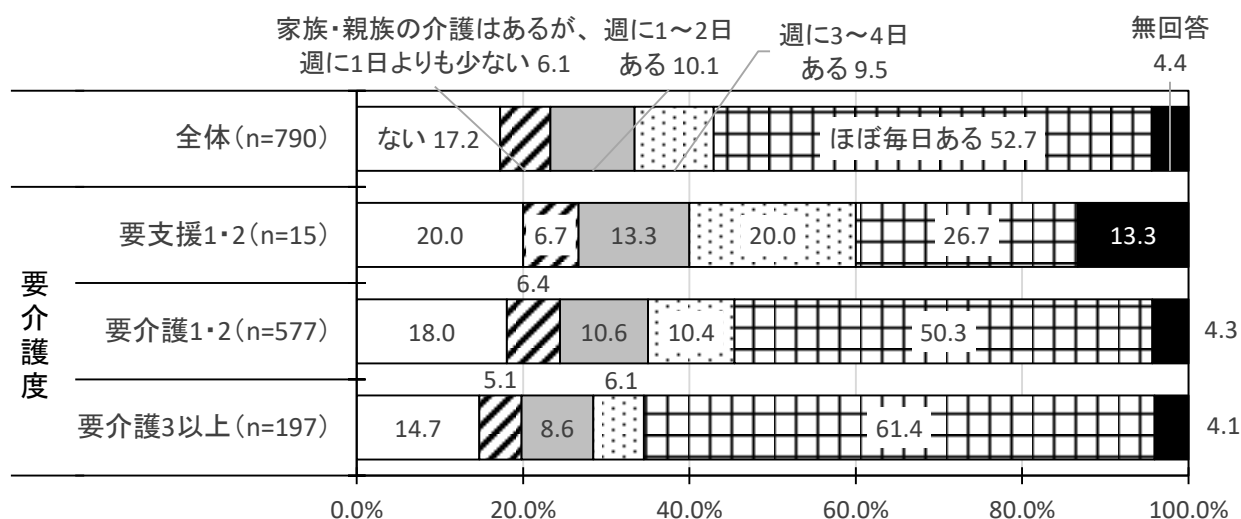
世帯類型をみると、「単身世帯」32.9%、「夫婦のみ世帯」29.2%、「その他(家族同居等)」35.8%となっています。要支援1・2では「夫婦のみ世帯」が約半数を占めています。要介護3以上は「単身世帯」が30%を下回っていますが、要介護度による差はあまりみられませんでした。



※要介護度：要介護認定データの情報

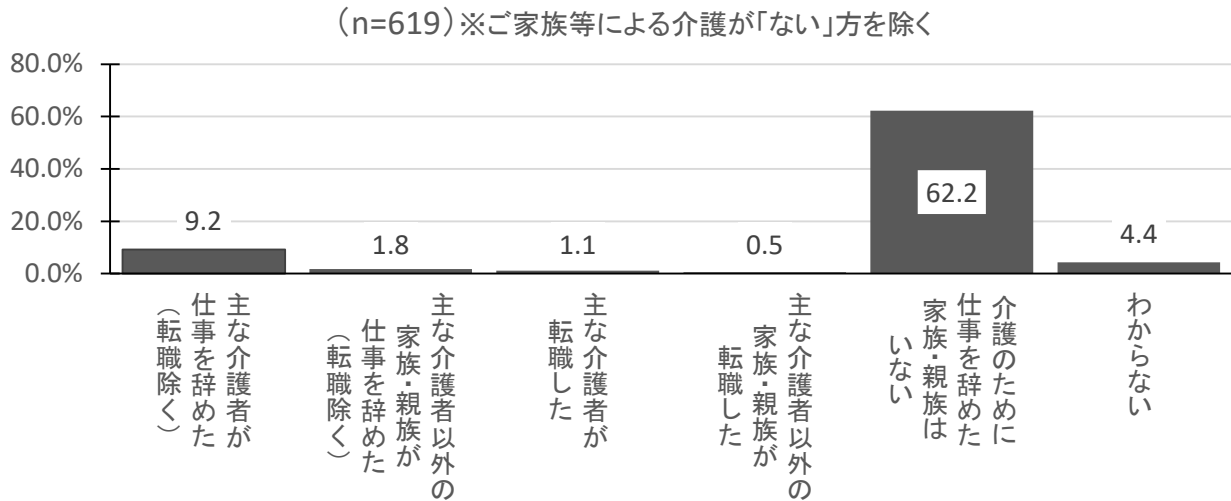
② 家族等による介護の状況

ご家族やご親族の方からの介護(同居していない子どもや親族等からの介護を含む)は、週にどのくらいあるかたずねると、全体の52.7%が「ほぼ毎日」何らかの介護を受けている状態となっており、要介護状態が重度化するにつれて多くなっています。



③ 介護のための離職の有無

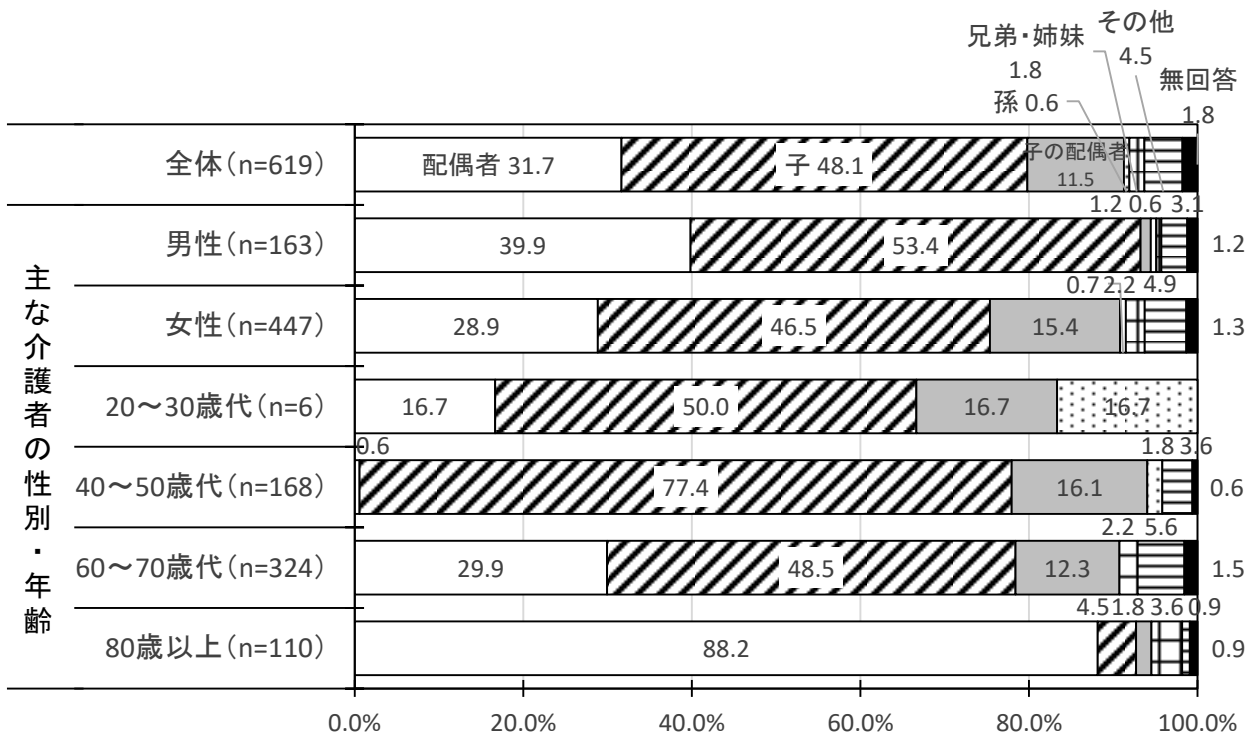
ご家族やご親族の中で、介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方がいるかたずねると、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が 62.2%を占めていますが、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」と答えた方も 9.2%となっています。



④ 主な介護者について（本人（要介護者）との関係性）

本人と主な介護者との関係性をみると、全体では「子」が 48.1%を占めています。

主な配偶者の性別・年齢別にみると、男性より女性に「子の配偶者」が多くなっており、男性は女性より「配偶者」または「子」と答えた方が多くなっています。また、主な介護者の年齢が 40～50 歳代以降では年齢が上がるにつれて「配偶者」が多くなっており、80 歳以上で 88.2%を占めています。



⑤ 主な介護者について（勤務形態等）

主な介護者の方の現在の勤務形態と介護の状況をみると、「働いていない」が最も多く、52.5%を占めています。「フルタイム」や「パートタイム」で働きながら介護をしている方は全体の34.6%となっています。

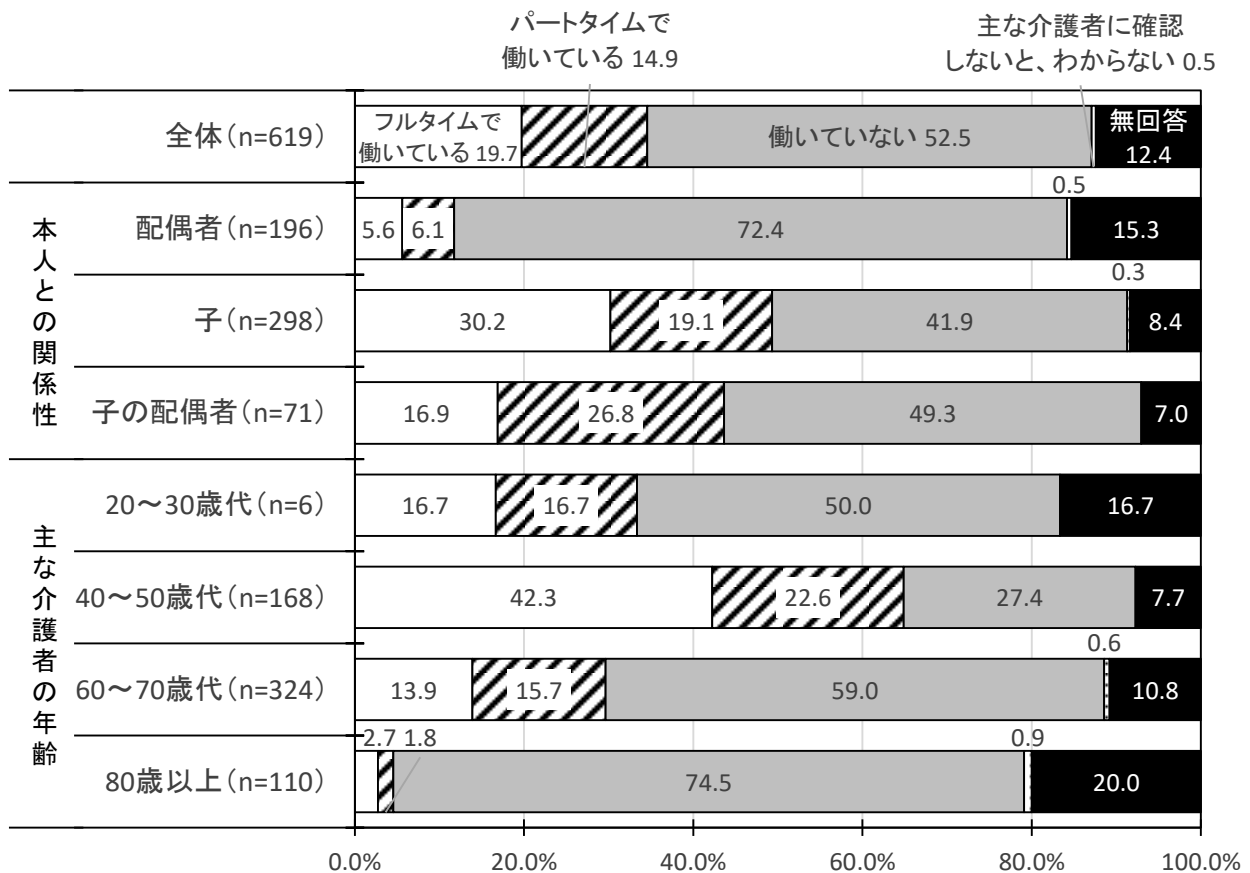
主な介護者と本人との関係（上位 3 位のみ）別にみると、「フルタイム」で働いている方は配偶者の5.6%、子の30.2%、子の配偶者の16.9%を占めています。また、「パートタイム」で働いている方は子の配偶者に最も多く、26.8%を占めています。

主な介護者の年齢別にみると、20～30代では「働いていない」と答えた方が最も多く、40～50歳代では「フルタイム」で働いている方が約40%、60歳代以降では「働いていない」と答えた方が半数以上を占めています。

主な介護者の勤務形態別に介護の状況をみると、「ほぼ毎日」介護をしている方はすべての勤務形態で半数以上を占めており、特に、パートタイム(73.9%)で最も多くなっています。

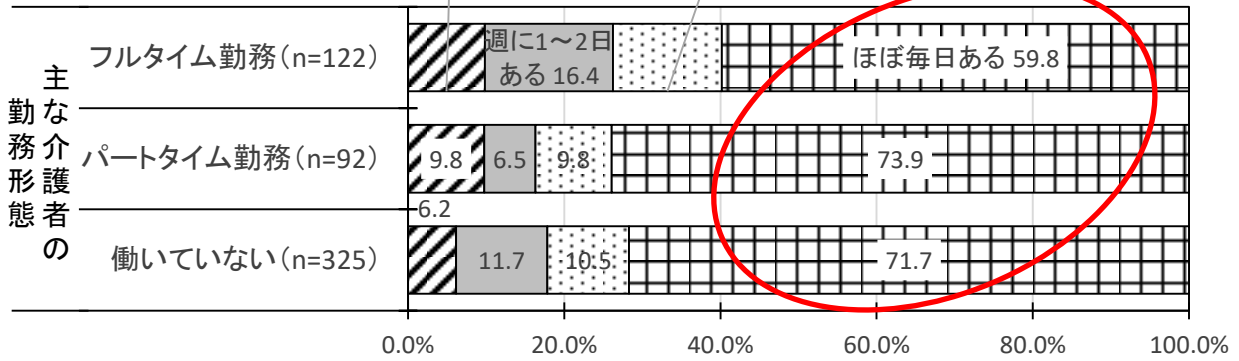
また、介護のために働き方を調整している方（「特に行っていない」、「わからない」を除く）はフルタイムよりパートタイムに多くなっていますが、「休暇（年休や介護休暇等）を取りながら、働いている」方はフルタイムがパートタイムの約2倍を占めています。

働きながら介護をしている主な介護者のうち、今後も働きながら介護を続けていくことが“難しい（「やや難しい」、「かなり難しい」と回答）」と答えた方は、フルタイムでは18.8%、パートタイムの12.0%を占めており、特に、フルタイムでは「かなり難しい」と答えた方が18.8%中4.9%を占めています。

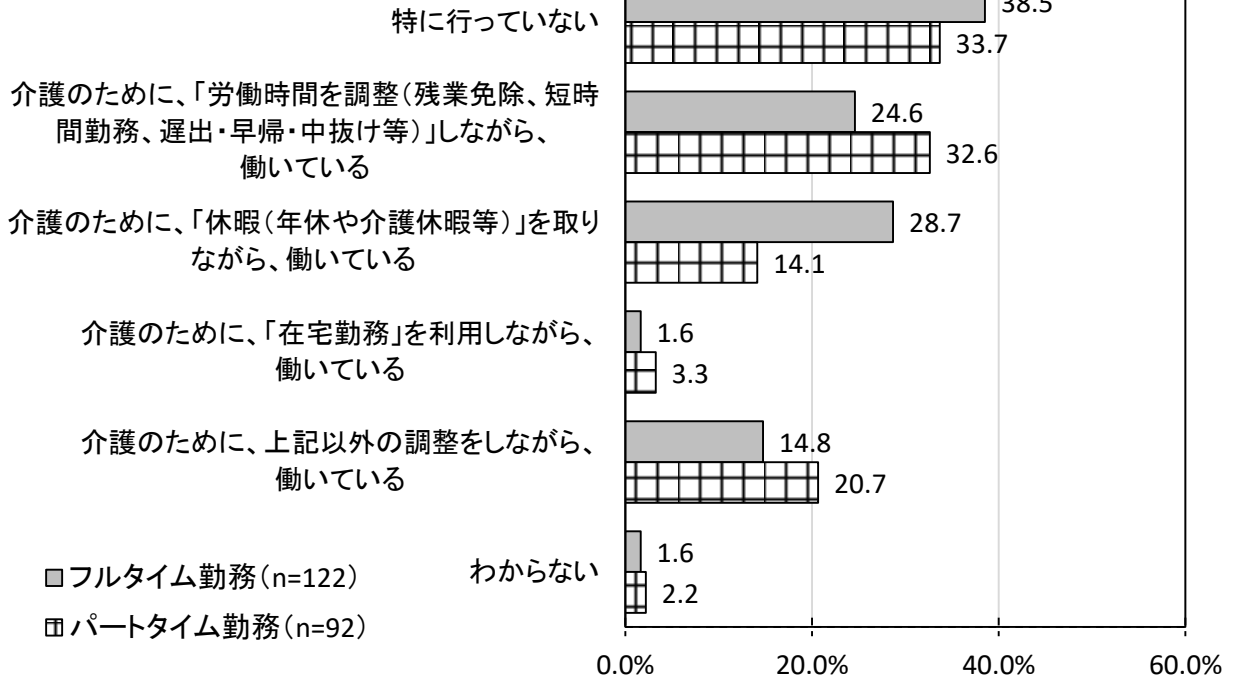


【介護の状況】

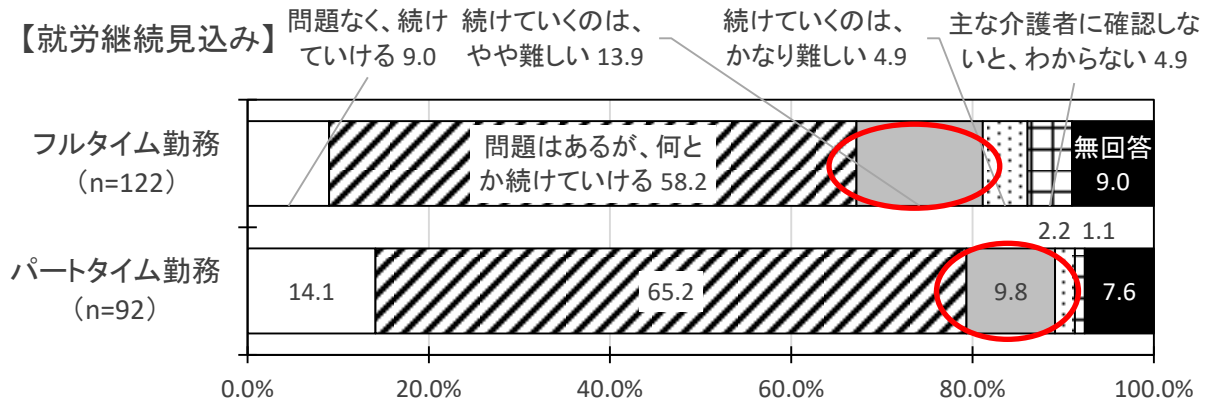
家族・親族の介護はあるが、週に3~4日ある
週に1日よりも少ない 9.8 13.9



【働き方の調整等】



【就労継続見込み】

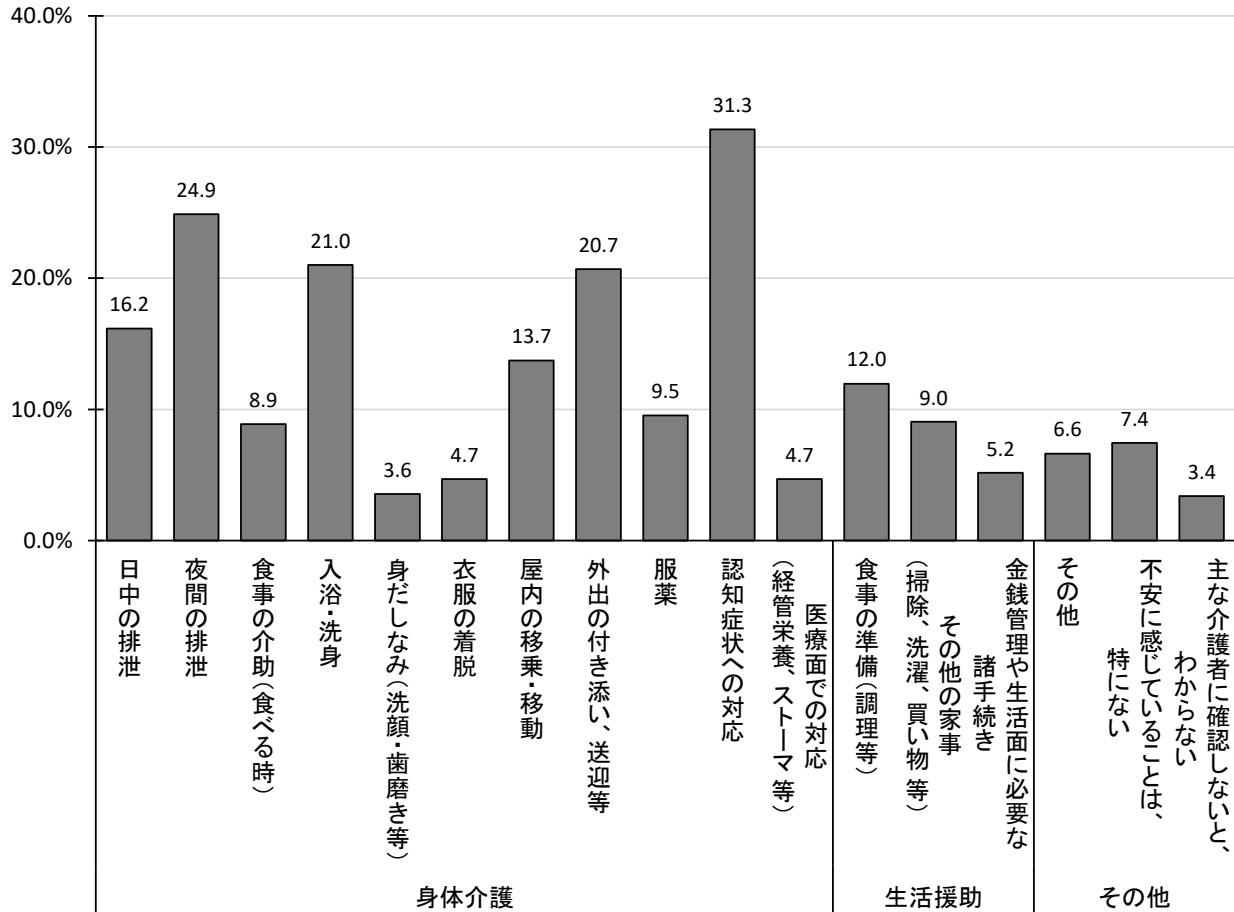


⑥ 主な介護者について（現在の生活を継続していくにあたって、不安を感じる介護等）

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等をたずねると、身体介護に関する項目については「夜間の排泄」、「入浴・洗身」、「外出の付き添い、送迎等」、「認知症状への対応」が20%を超えています。

生活援助に関する項目は「食事の準備（調理等）」が最も多く、12.0%となっています。

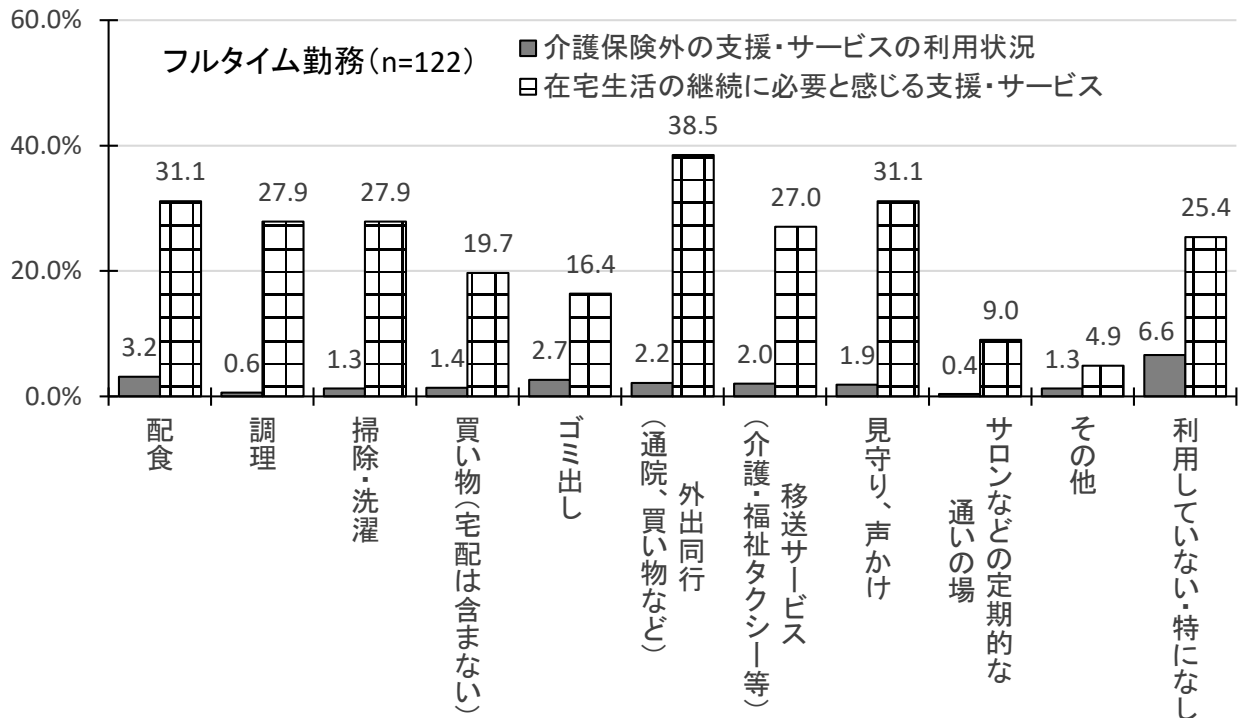
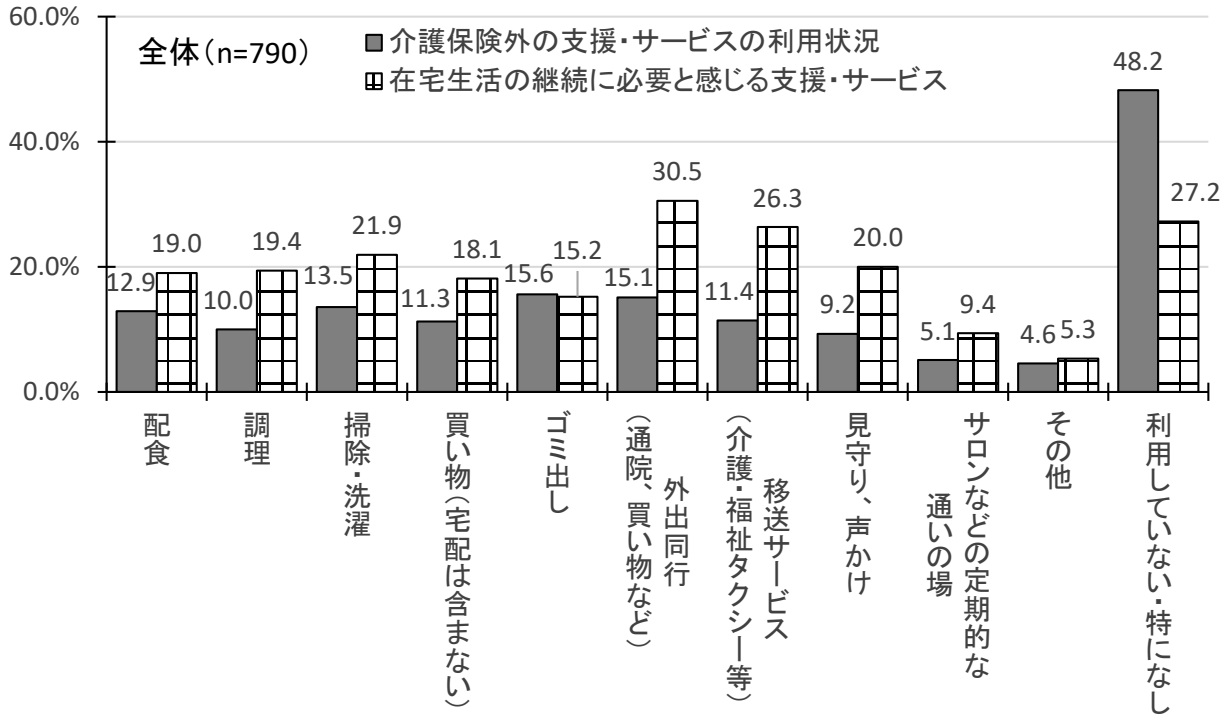
その他の項目で「不安を感じていることは、特にない」と答えた方は全体の7.4%となっており、ほとんどの方が何かしら不安を抱えていることがわかります。



⑦ 介護保険サービス以外の支援・サービスについて

介護保険サービス以外の支援・サービスは、現在利用しているものより今後の在宅生活の継続に必要と感じるものがすべての項目で割合が高くなっており、特に、「外出同行(通院、買い物など)」、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」、「見守り、声かけ」の割合が高くなっています。

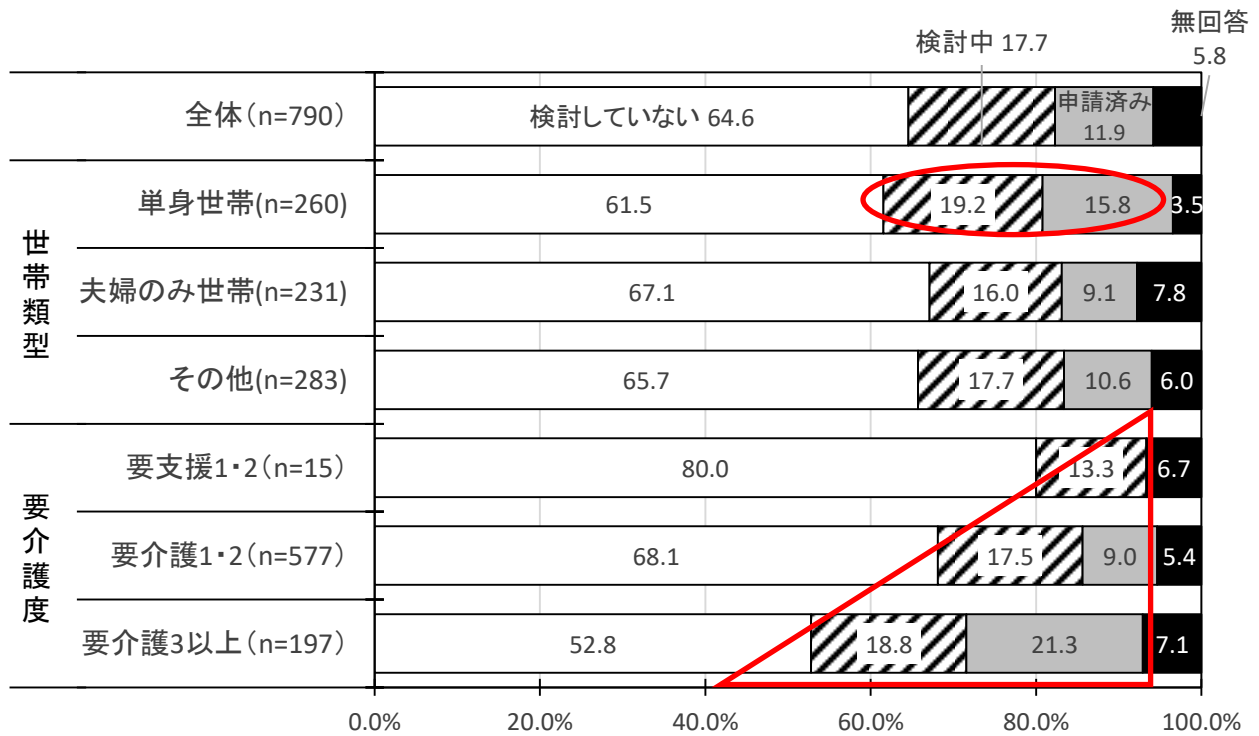
また、主な介護者がフルタイム勤務の場合は、その差が大きくなっており、介護保険外のサービスの必要性を強く感じています。



⑧ 施設等への入所・入居の検討状況

現時点での施設等への入所・入居の検討状況をたずねると、全体では「検討していない」が64.6%を占めていますが、「検討中」または「申請済み」と答えた方も29.6%を占めています。

世帯類型別にみると、「検討中」または「申請済み」と答えた方は単身世帯に最も多く、35.0%を占めています。また、要介護度別（要支援1・2除く）にみると、「検討中」または「申請済み」と答えた方は重度化するにつれて多くなっており、要介護3以上で40%を超えています。



第3章 計画の基本理念及び重点目標

1 基本理念

第6期計画に引き続き「高齢者が安心して笑顔で暮らせる健康長寿のまちづくり」を基本理念に掲げ、団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる2025年までの間に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを段階的に構築していきます。

【基本理念】
高齢者が安心して笑顔で暮らせる
健康長寿のまちづくり

2 重点目標

基本理念の実現に向け、次の6項目を基本目標に掲げ、重点的に取組、地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていきます。

● 【重点目標1】笑顔で暮らし共に生き支えあう地域ネットワークの充実

健康長寿を確立していくためには、高齢者が地域で生きがいを持ち、自らの経験や知識を活かして社会参加していくためのネットワークづくりや、介護予防・重度化防止といった予防を重視した取組が重要です。

日頃からの健康づくり・介護予防、多様な活動や居場所の提供、ボランティア活動等の促進に向けて、地域や関係機関等とさらなる連携を図り、共に生き支えあう地域づくりを支援していきます。

更に、75歳以上の高齢者は、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しており、医療と介護の連携による支援体制づくりが必要となっています。医療機関からの退院支援や日常の在宅療養の支援、急変時の対応、看取りなど、様々な状態へ迅速に対応することが望まれます。

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り在宅生活が継続できるよう、医療・介護・福祉が連携・協力した一体的な在宅生活支援体制づくりを推進し、高齢者の地域での日常生活を支援します。

● 【重点目標 2】 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

健康寿命の延伸に向けて、生活機能全体の維持・向上を図るとともに、居場所づくりや役割づくりを通じて、活動的で生きがいのある生活や人生を、できる限り住み慣れた在宅で送ることが大切です。このため、介護予防事業と生活支援を一体的に提供する効果的な介護予防ケアマネジメントが重要です。介護予防に関する正しい知識の普及、積極的な社会活動の促進、送迎に頼らない通いの場の拡充などの取組の推進により、効果的な介護予防施策を進めます。

また、介護予防事業の推進にあたっては、リハビリテーション専門職等の関与・助言を得て、事業評価やアセスメント、実施方法に関する技術的向上を図ることによって、より効果的な取組を進めていきます。

● 【重点目標 3】 認知症施策の推進

高齢化率の増加に伴い、今後増加が見込まれる認知症高齢者が、安心して笑顔で暮らし続けていける支援体制づくりが必要です。認知症の正しい知識の普及啓発、認知症の方やその家族を地域で支える体制づくりと、早期発見・早期診断に向けた支援体制づくりを推進するとともに、地域や関係機関等とさらなる連携を図り、認知症予防を重視した施策を進めます。

また、厚生労働省が示す「新オレンジプラン」に基づき、本市においても関係機関や専門職等との連携を図り、現状や課題の把握等を行い、個人の尊厳が重視される認知症施策の推進に、積極的に取り組んでいきます。

● 【重点目標 4】 安心して住み続けられる生活環境の充実

高齢者の住まい方が多様化する中、高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、高齢者に配慮した住環境の整備が必要です。

ニーズに応じた多様な住まい方の確保を含めた生活環境全般の整備を進めるとともに、地域連携に取り組むことで、高齢者の社会的孤立を防ぎ、防災・防犯などの様々な取組を進め、安心して住み続けられる生活環境の充実に努めます。

また、各日常生活圏域を担当する第2層健康長寿コーディネーターの活動を促進し、各日常生活圏域・小圏域における情報交換の場を創出します。助け合い活動創出につながる話し合いの場としても活性化させ、地域の助け合い活動づくりを支援します。

● 【重点目標 5】 包括的な相談支援体制の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、身近な相談窓口から包括的な支援へとつながる相談支援体制の整備を進める必要があります。

地域の相談支援体制の機能強化を図るとともに、地域住民とのつながりによって、高齢者や介護をする家族の孤立・孤独化を防ぎ、地域の中で見守り・支える仕組みづくりを推進します。

● 【重点目標 6】 適切で効果的な介護サービスの充実

介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で暮らしていくためには、その人の状態や生活環境など、利用者ニーズに応じたサービスの提供を進めていくことが重要であり、施設などの量的確保と介護人材育成などの質的確保、両方から総合的に提供基盤の整備を図る必要があります。住み慣れた地域で、できる限り暮らしていけるよう、適切で効果的な介護サービスの充実に努めます。

第4章 施策の展開

【重点目標1】笑顔で暮らし共に生き支えあう地域ネットワークの充実

1 生きがいつくり・社会参加の推進

高齢者が生きがいを持っていきいきと生活していけるよう、高齢者の持つ豊富な経験や知識・技能を活かし、高齢者が社会を支える一員として生涯を通じて現役で活躍できるまちづくりを進めます。

(1) 老人クラブ育成事業

60歳以上の方を対象に地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、仲間づくりを通して社会活動への参画を図り、高齢者の生きがいと健康づくりに努め、生活の質の向上に努めています。

また、新しい試みとしてノルディック・ウォーキングや生きいきシニア合唱団活動に積極的に取り組み、高齢者発信による健康長寿社会への意識高揚、女性部・若手部を中心とした組織活性化が図られています。

老人クラブ数と会員数が減少傾向にあるため、今後、新規事業の周知・PRなど活動内容の積極的広報に努め、活動内容の活性化と会員数の拡大を図る必要があります。

	2014年度	2015年度	2016年度
老人クラブ数(クラブ)	97	95	93
会員数(人)	5,883	5,830	5,716
60歳以上人口に対する加入率(%)	12.9	12.8	12.6

【今後の方向性】

今後も高齢化率の上昇が見込まれることから、地域支援活動の担い手として老人クラブが果たすべき役割は益々重要となっています。

今後も引き続き、老人クラブ活動を支援していく事で、活動の活性化を図り、高齢者の生きがいつくりと介護予防活動をはじめとする健康づくりに努め、生活の質の向上を目指します。

また、女性部、若手部の活動を活性化し、会員数の拡大に努めるとともに、会員以外の地域の高齢者への声掛けなど、地域内での相互に支え合う関係構築を目指します。

(2) 高齢者顕彰事業

敬老月間(9月)に、数え年 100 歳以上の長寿者を対象に、市長・議長からお祝い状と記念品を贈呈しています。

市長、議長が直接訪問する事業として、家族や本人、在宅・施設入所者ともに好評となっています。

	2014 年度	2015 年度	2016 年度
対象者数(人)	141	135	150

【今後の方向性】

長寿者増加への対応を行っていくため、事業の実施内容について検討していくとともに、今後も引き続き、長寿を祝う事業として継続した取組を行っていきます。

(3) 老人広場整備事業

老人広場に赤土等を支給し、高齢者のふれあい、健康づくりの場としての老人広場の活用を促進し、高齢者の交流を図っています。

【今後の方向性】

軽スポーツ(クロッケー、グランドゴルフ)などの健康活動の推進が介護予防につながることを踏まえ、老人広場の活用と整備をさらに推進していきます。

(4) 老人福祉センター

川西・川東・上部高齢者福祉センターの適正な運営により、地域の高齢者が気軽に集い健康管理やコミュニケーションを図れる場として、高齢者が健康で生きがいを持った生活ができるよう、各種レクリエーションや講座を行っています。

2015 年4月1日より、大島地区に旧公民館を利用し川東高齢者福祉センター大島分館を開設し、大島地区の高齢者の介護予防に係るデイサービスや集いの場として運用を行っています。

延べ利用者数(人)	2014 年度	2015 年度	2016 年度
川西高齢者福祉センター	26,852	27,627	28,926
川東高齢者福祉センター	27,441	28,874	30,057
上部高齢者福祉センター	43,033	43,853	41,520
川東高齢者福祉センター大島分館	—	2,070	1,770
合 計	97,326	102,424	102,273

【今後の方向性】

超高齢社会を迎え、高齢者の集う場としてのセンターの重要性は日毎に増していることから、今後も引き続きさらなる施設の充実に努めます。

(5) 生き生きデイサービス事業（別子山地区）

別子山地区在住の 65 歳以上の高齢者を対象に、総合福祉センター別子山分館にて通所による生活指導、健康状態の確認、食事、入浴、趣味活動を行い、高齢者の閉じこもりや要介護状態の予防に努めています。

	2014 年度	2015 年度	2016 年度
登録者数(人)	18	19	17
延利用者数(人)	192	224	238

【今後の方向性】

社会的孤立感の解消・自立生活の助長・要介護状態になることを予防するためにも、今後も継続して事業を行います。

(6) デイサービスえびすや事業（大島地区）

大島地区で介護予防を希望する高齢者が、新居浜市川東高齢者福祉センター大島分館等において、市から委託を受けた社会福祉法人が運営するデイサービスで週2日程度、生活指導・日常動作訓練・健康チェック・給食サービス・生きがい活動・転倒予防教室やその他の介護予防プログラムに取り組んでいます。

離島であり島民の3分の2近くが 65 歳以上の高齢者である大島地区において、本事業の利用者は75歳以上の高齢者となっており、元気そうに見える高齢者でも足が悪くリハビリも希望されている方も多くなっていることから、今後さらに高齢化が進めばデイサービスの実施形態の多様化についても検討が必要となっています。

【今後の方向性】

今後も引続き、大島地区の介護予防事業の拠点として、継続的にサービスを提供し、高齢者の心身機能の維持向上や社会的孤立感の解消を図っていきます。

(7) 笑いによる健康増進事業

笑いによる介護予防教室は2015年度で終了し、介護予防について普及啓発する中で必要に応じて笑いの効果も含めて啓発を行っています。

笑いサミットについては、介護予防限定ではなく広く一般に啓発することを目的に、四国笑い学会の独自事業として2017年度に引き継がれることとなりました。

また、市内4箇所で開催していた健康長寿寄席は、2016年度より市内2箇所での開催としました。

	2014年度	2015年度	2016年度
健康長寿寄席 延参加者数(人)	275	390	214
笑いサミット 参加者数(人)	311	524	386
笑いの介護予防教室 参加者数(人)	580	723	

【今後の方向性】

「笑い」の介護予防効果については効果が検証されていることから、今後も一般高齢者介護予防事業等で普及啓発を行っていきます。

また、健康長寿寄席は、内容を検討しながら引き続き実施してまいります。

(8) 高齢者の生きがいと健康づくり事業

高齢者が豊かな経験や知識、技能等を生かし、健康でかつ生きがいを持って社会活動ができるよう支援することで、介護予防に寄与し、健康寿命を延伸させることを目的に、老人クラブ連合会への委託事業として、健康文化活動、軽スポーツ活動、美化活動、交通安全活動、支え合いサロン活動、栄養改善活動などを実施しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、高齢者が住み慣れた自宅、地域でできるだけ暮らし続けていけるよう、介護予防・生活支援の担い手として老人クラブで活動する高齢者が、地域で他の高齢者への支援の輪を広げ、様々な活動につなげていけるよう支援を行ってまいります。

2 地域ネットワークの構築

少子高齢化による核家族化の進展、社会情勢の変化などに伴い、地域におけるコミュニティが希薄化する中、日頃からの声かけなど、地域のつながりの強化や集いとなる場を確保し、支えあい協力し合う仕組みづくりが重要となっています。

地域包括ケアシステムの構築に向け、健康づくり、介護予防事業、生きがいづくり等、自ら率先して取り組もうとする(自助)、自助をサポートする住民同士の支え合い(互助)、介護サービス等の基盤整備、自助、互助をサポートする各種施策等(共助)が有機的に結びついていけるよう地域ネットワークの充実を図ります。

(1)地域ケアネットワーク推進協議会の充実

市内 18 小学校区ごとに、社協支部、民生委員、見守り推進員、自治会役員等が構成員となり、地域における高齢者情報の収集及び把握、高齢者が必要とする各種保健福祉サービス等の広報啓発活動等を行っています。校区担当の地域包括支援センター協力機関(ブランチ)を中心に地域包括支援センターの校区担当と協力して進めていますが、議題によって保健センターの校区担当や第2層健康長寿コーディネーターも参加しています。

	2014 年度	2015 年度	2016 年度
全開催回数	63	64	68

【今後の方向性】

引き続き地域における情報共有・協議の場としての機能を拡充させていきます。開催回数の方に着目することなく、学習会に偏らない運営、協議の活性化を図り、地域ケア会議や第2層協議体の進捗と呼応しながら、地域のネットワークの基盤として機能強化を図ります。

(2)見守り推進員活動事業

地域の見守り推進員が民生委員・ふれあい協力員の協力を得て、ひとり暮らし高齢者の安否確認や状況把握を行っています。独居高齢者の増加傾向に対応し、見守り推進員の増員を行いました。緊急対応、相談、訪問等により独居高齢者の安全・安心な生活の継続の一助となっています。

	2014 年度	2015 年度	2016 年度
見守り推進員数(人)	271	279	285
延見守り件数(件)	152,909	154,010	151,160

【今後の方向性】

今後も独居高齢者の増加が見込まれ、見守り推進員自体の高齢化も進んでいる状況となっていますが、在宅でひとり暮らしをしている原則 70 歳以上の高齢者の安否確認を行い、研修等により見守り推進員の後任者を育成し、今後も引き続き、住み慣れた地域で安心して生活が続けられるような環境づくりに努めていきます。

(3) 社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、住民・ボランティア・福祉・保健・施設関係者等が連携・協働し、行政とも協働しながら地域福祉を推進していくための民間の福祉団体で、住民主体の理念に基づいて、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、活動を計画し、協力して理解を図っていくことを目的として、昭和 43 年に社会福祉法人としての認可を受けました。

社会福祉協議会では、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活ができる仕組みづくり(生活支援システム)をすすめるため、高齢者の福祉サービス利用の相談や支援を行う体制の整備を図るとともに、上部高齢者福祉センター、川東高齢者福祉センター、川西高齢者福祉センターの管理運営、独居高齢者見守り推進事業の受託及び介護保険事業(居宅介護支援事業、訪問介護事業、認知症対応型通所介護事業「なごみの里」)や福祉サービスを提供しており、地域福祉、社会福祉の推進のために貢献しています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、社会福祉協議会が、市の地域福祉活動の代表的な機関として、多様化する地域課題や福祉ニーズに対応できるよう、協同・連携を図ります。

(4) ボランティア活動等民間の地域福祉活動

新居浜市ボランティア・市民活動センターにおいて、ボランティア、市民活動、NPO 団体に関する相談、助言や登録等のサポートや、さまざまな目的を持ったボランティア、市民活動、NPO 団体との交流・ネットワークづくりを推進する交流事業を実施しています。

【今後の方向性】

今後とも NPO、ボランティア団体等の活動の支援や育成に努めていくとともに、関係事業との連携を推進することにより、多くの地域住民の地域福祉活動への参加を促進します。

(5) 避難行動要支援者対策

自治会及び民生委員の協力を得て、毎年避難行動要支援者名簿の更新を行っています。

また、更新した名簿は自治会と民生委員の他に自主防災組織、警察および消防団に提供し情報の共有を図っています。

高齢化社会や自治会未加入者の増加といった要因から要支援者の支援体制を構築することが困難となっています。

【今後の方向性】

今後も要支援者の把握に努め名簿への登録を推進するとともに、名簿を有効に活用して個人の支援者だけではなく名簿を提供している地域や団体と連携して要支援者を支えていく仕組みを検討していきます。

3 多職種連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、主治医と介護支援専門員の連携、在宅と施設の連携など利用者ごとに様々な職種が連携し、個々の高齢者の状況やその変化に応じて継続的にフォローアップしていく必要があります。包括的・継続的ケアマネジメント支援事業として、地域の関係機関と連携し、高齢者を切れ目なく、多角的に支援する体制づくりに取り組んでいます。

介護支援専門員連絡協議会との連携を図りながら、介護支援専門員の資質向上のための研修会を所属機関別や地域ごとに開催し、きめ細かい部会活動を開催し、また、個々の介護支援専門員の相談にも応じ、個別支援を行っています。

介護支援専門員の法定研修制度の改正を受けて、2016年度からは市主催の主任介護支援専門員研修を実施するなど、介護支援専門員の資質向上に努めています。

	2014年度	2015年度	2016年度
ケアマネジメント指導研修 開催数(回)	7	8	10

【今後の方向性】

引き続き介護支援専門員連絡協議会と連携を図りながら、介護支援専門員の資質向上に資する支援を行います。

また、地域ケア会議等を通じて、地域包括ケアシステムの構築に繋がるよう関係機関の連携を深め、高齢者の自立を切れ目なくマネジメントできる体制づくりを進めていきます。

4 在宅医療・介護連携の推進

75歳以上の高齢者は、慢性疾患による受療が多い、複数の疾病にかかりやすい、要介護の発生率が高い、認知症の発生率が高い等の特徴を有しており、医療と介護の両方を必要とすることが多いことから、できる限り住み慣れた地域や自宅で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療、介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要です。

2018年度から、次の8つの項目に取り組みます。

取組項目		取組内容
(ア)	医療・介護等の資源の把握	地域の医療・介護、社会資源等の情報をマップ化やリスト化する。
		作成したマップ等を医療・介護関係者や住民に公開する。
(イ)	課題抽出と対応協議	医療・介護関係者等が参画する会議を開催する。
		連携の現状と課題の抽出を行い、解決策等を協議する。
(ウ)	連携支援センターの運営	在宅医療・介護連携支援センター(仮称)を運営する。
		医療・介護関係者等に対する、在宅医療、介護サービスに関する事項の相談受付を行う。
		退院の際の医療関係者と介護関係者の連携の調整を行う。
		医療・介護関係者に対する、利用者や家族の要望を踏まえた、地域の医療機関・介護事業者の紹介を行う。
(エ)	情報共有の支援	地域連携パス等の情報提供ツールや情報共有の手順等を定めたマニュアル活用を図る。
		医療・介護関係者の間における、事例の医療、介護等に関する情報の共有を支援する。
(オ)	研修	医療関係者への介護に関する研修会を開催する。
		介護関係者への医療に関する研修会を開催する。
		医療・介護関係者に、他職種連携についてのグループワーク等の研修を実施する。
(カ)	切れ目ないサービス提供体制の構築	在宅医療・介護サービスが切れ目なく一体的に提供されるよう、急変時等の連絡体制も含め、医療・介護関係者の体制の整備を計画的に行う。
(キ)	普及啓発	在宅医療や介護サービスに関する講演会の開催やパンフレットの作成・配布により、在宅医療・介護連携の理解の促進を図る。
(ク)	二次医療圏内連携	退院後の在宅医療・介護サービスの一体的提供のための情報共有を含む連携に必要な事項の協議を行う。
		利用者等が急変時に診療する医療機関の確保等の協議を行う。

【重点目標2】介護予防・日常生活支援総合事業の推進

1 介護予防ケアマネジメントの充実

健康寿命の延伸に向けて、生活機能全体の維持・向上を通じ、居宅で活動的で生きがいのある生活や人生を送ることが大切です。このため、適切な介護予防ケアマネジメントの実施や支援、効果的な介護予防施策、リハビリテーション専門職等の連携を進めていきます。

(1) 適切・効果的な介護予防ケアマネジメントの推進

高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態等になることの予防と要介護状態等の軽減や悪化の防止に向けて、必要な情報収集、アセスメント、(介護予防)ケアプランの作成、サービス提供など適切で効果的な介護予防ケアマネジメントを実施していきます。

(2) ケアマネジメント支援と地域ケア会議の充実

個々のケースに対応した介護予防ケアプランの作成、介護予防ケアマネジメントの実施に向け、必要な相談の受付や指導・支援を行います。

地域ケア会議は、地域の支援ネットワークの構築や活用を検討する事例検討型と、自立支援のための生活機能の向上について検討するケアマネジメント支援型を実施し、事例の積み重ねにより、地域や関係専門職との協働や連携体制を構築し、高齢者が在宅生活を継続できるよう支援しています。また、地域課題の抽出にも繋げています。

	2014年度	2015年度	2016年度
事例検討型地域ケア会議(回)		7	2
ケアマネジメント支援型 地域ケア会議(回)		10	12

【今後の方向性】

地域ケア会議等を通じて、地域包括ケアシステムの構築に繋がるよう関係機関の連携を深め、高齢者の自立を切れ目なくマネジメントできる体制づくりを進めていきます。

また、事例の蓄積を図り、地域ケア推進会議の開催により、地域課題の解決に向けた検討を行います。

(3)多様なサービスの創出

介護予防・日常生活支援総合事業は、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることや、高齢者の社会参加、介護予防の取組を推進することを目的としています。介護予防ケアマネジメントでは、給付サービスのみにも頼るのではなく、地域の社会資源や多様なサービスを活用して高齢者の自立支援を図ることが必要です。

2017年4月の総合事業の開始にあたっては、従来型の「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」に相当するサービス提供のみで移行としましたが、健康長寿コーディネーターの活動において、新たなサービスの必要性がみられた場合、少しの手助けで自立生活が可能になる高齢者の生活を支える事業として、緩和型もしくは、地域の助け合いの仕組みによる多様なサービスの導入について検討を行います。

サービスの種類	総合事業において設置可能なサービスタイプ
訪問型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護相当サービス ・訪問型サービスA(緩和した基準による支援) ・訪問型サービスB(住民主体による支援) ・訪問型サービスC(短期集中予防サービス) ・訪問型サービスD(移動支援)
通所型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護相当サービス ・通所型サービスA(緩和した基準によるサービス) ・通所型サービスB(住民主体による支援) ・通所型サービスC(短期集中予防サービス)
その他生活支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養改善を目的とした配食 ・定期的な安否確認及び緊急時の対応 ・訪問型サービスと通所型サービスの一体的提供等 ・その他

2 介護予防・重度化防止の推進

2015 年度制度改正により介護予防事業が見直され、65 歳以上の全ての元気な人を対象とした一次予防事業と、主に要支援状態にある高齢者を対象とした二次予防事業を統合した一般介護予防事業をすることとなりました。機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど的高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたしくみが設定されました。介護予防・重度化防止に関する啓発、通いの場における地域の介護予防活動支援、多職種による介護予防の取組の強化等を効果的に組み合わせて事業を実施していきます。

(1) 介護予防の普及啓発（介護予防教室）

介護予防教室は、4つの日常生活圏域ごとに委託事業者を選定してより地域に密着した事業実施を行なっています。運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上からなる複合プログラムを中心に、15 回程度の連続コース学習として、前期・後期合わせて8つの教室を開催してきました。

また、介護予防に関する意識啓発のため、市政だよりにて特集の掲載や、介護予防パンフレットを作成し、各種関係機関・窓口等で配布を行っています。

	2014 年度	2015 年度	2016 年度
教室開催件数(件)	72	95	96
延参加者数(人)	900	2,788	2,174

【今後の方向性】

今後も引き続き、多くの高齢者に介護予防の必要性を周知していくとともに、関係機関と連携して生活機能の維持・向上を図るための知識の提供に努めていきます。また、広く高齢者の介護予防に関する意識の向上を図るため、様々な機会をとらえて普及啓発に努めていきます。

フレイル(虚弱)予防の観点を踏まえ、複合プログラムに加えて、閉じこもりやうつ、認知症の予防、社会活動参加の促進の点からも効果的な普及啓発を推進します。

(2)健康長寿地域拠点の拡充

自宅から送迎に頼らず通え、住民が主体的に介護予防等の活動を行う場を健康長寿地域拠点として位置づけ、その設置拡大を推進しています。2016年度からは、各拠点で「にいほま元気体操介護予防編(PPK体操)」を実施し、これに組み合わせて地域独自の活動を展開しています。

	2014年度	2015年度	2016年度
開設拠点数(箇所)		5	26

【今後の方向性】

拠点への参加者が高齢者の10%となるよう、当面120箇所の拠点開設を目指します。現在は自治会館の活用を前提とした開設を進めていますが、自治会館に限らない地域の実情に合った設置についても検討していきます。

(3)シルバー（シニア）ボランティアの推進

高齢者が、ボランティア活動を通して社会貢献することで、自らの健康づくりと社会参加を推進し、いつまでも地域でいきいきと自立した生活を送ることを目指してシルバーボランティア推進事業を実施しています。ボランティア活動に対してポイントを付与することで、支え手の発掘と介護予防の推進に繋がっています。

施設や介護事業所におけるボランティア活動に加え、2016年度からは在宅における生活支援を試行しています。他のボランティア組織との連携や介護保険サービスや有料サービスとの内容調整等について、今後検討が必要です。

また、地域の介護予防の担い手づくりのため、介護予防リーダー養成講座を開催しています。ボランティア活動に限らない介護予防事業全体の地域のリーダー的役割が期待されています。

	2014年度	2015年度	2016年度
シルバーボランティア登録者数(人)	113	134	27
介護予防リーダー講座実施回数(回)		6	6
修了者数(人)		20	36

【今後の方向性】

今後も引き続き、介護予防に資する活動の育成・支援を推進するため、介護予防リーダー養成講座等において介護予防に関する知識を高め、介護予防の活動が実践できるような人材育成に取り組んでいきます。

元気な高齢者がボランティア活動や地域の支援活動を通じて地域に貢献することで、生きがいづくりや介護予防につながるよう支援していきます。

(4) 地域リハビリテーション活動支援の推進

介護予防教室や拠点では、様々な身体の状態にある高齢者が一緒に参加しており、個別性を把握した支援が困難、委託事業者により参加者へのアセスメントや評価方法が異なるなどの問題が生じます。また、地域ケア会議においても、事例ごとに必要な情報が異なり、アセスメントや評価に関する検討が必要です。これらの課題に対し、適切な評価を生かした事業改善を行うことが必要であり、リハビリテーション等専門職を活用して、各介護予防事業への助言・指導や各事業と在宅生活を繋ぐ訪問指導等に関する事業協力を得ながら、多職種協働による事業改善を進めていく必要があります。具体的には、評価基準の作成、「にいはま元気体操 介護予防編(PPK体操)」の改良、市民体操指導士の養成などの取組を行います。

3 生活習慣病予防の推進

市民の「壮年期死亡の減少」「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目指した健康づくりを総合的で効果的に推進するため、新居浜市健康増進計画『元気プラン新居浜 21』に基づき、肥満、高血圧、糖尿病、がん等の生活習慣病予防に取り組んでいます。

がん検診受診率向上と受動喫煙防止等禁煙に向けた健康教育等に積極的に取り組むことで、生活習慣病有病者の減少、壮年期死亡の減少等による健康寿命の延伸と生活の質の向上を目指します。

(1) 生活習慣病予防の推進

新居浜市健康増進計画「第2次元気プラン新居浜 21」に基づき、「健康寿命の延伸」を目指して、生活習慣病予防のための健診や健康教育・相談及び医師会等関係機関と連携を図りながら禁煙推進に取り組んでいます。

2015年度より、がん検診の自己負担金を無料にするとともに、がん検診の必要性を広く周知啓発し、受診率向上及びがんの早期発見・早期治療に努めています。

また、歯周病検診や健康診査の対象者を若い世代へと拡充し、若い世代からの生活習慣病予防対策に取り組むとともに、国保課等関係課と連携を取りながら、糖尿病等の生活習慣病の発症予防や重症化予防など健康課題の対策に取り組んでいます。

生活習慣病予防の健康教育	2014年度	2015年度	2016年度
延開催回数(回)	83	99	112
延参加者数(人)	2,717	3,580	3,367
生活習慣病予防の健康相談	2014年度	2015年度	2016年度
延開催回数(回)	102	107	185
延参加者数(人)	3,057	3,129	3,953

【今後の方向性】

今後も引き続き、健康寿命の延伸を目指して、健康都市づくり推進員等の関係団体や国保課等関係各課と連携を図りながら、がん検診等の受診率向上に努めるとともに、生活習慣病の発症予防、重症化予防に取り組んでいきます。

(2) 特定健康診査等の実施

内臓脂肪の蓄積に着目した生活習慣病の発症及び重症化予防のための特定健診、特定保健指導を実施しています。健康管理を目的に、ひとりでも多くの方に活用してもらえよう、受診勧奨や医療機関との連携などの未受診者対策に取り組んでいます。

また、健診結果説明会を開催し、特定保健指導の利用や医療機関への受診を勧める等、個々の結果に応じた保健指導を実施しています。

2016年度より、国保データベース(KDB)システムの導入に伴い、糖尿病腎症や脳血管疾患等の発症リスクの高い人の抽出が可能となり、重症化予防から介護予防に結びつく保健事業にも取り組んでいます。

特定健診結果説明会	2014年度	2015年度	2016年度
延開催回数(回)	44	45	45
延参加者数(人)	1,070	1,633	1,325

特定保健指導	2014年度	2015年度	2016年度
初回面接利用者数(人)	263	340	273

※6ヶ月間、面接・電話・手紙等、個々の状態にあった支援を行う

【今後の方向性】

2018年度からは、国保保健事業実施計画(データヘルス計画)及び特定健診等実施計画に基づき、健診結果やKDBシステムを活用した保健事業に取り組み、生活習慣病予防における正しい知識の普及啓発や、虚血性心疾患、糖尿病腎症等の重症化予防を推進します。

(3) 食育の推進

生活習慣病や介護予防のために、低栄養、サルコペニアや共食をテーマに食育講習会を開催し、食生活改善推進協議会と協働で地域ぐるみの食育推進に取り組んでいます。

高血圧症予防のため、「減塩チャレンジ事業」を行い、地域での減塩活動の推進に取り組むとともに、食事バランスを整えるために「食生活改善実践ガイド」を作成し普及・啓発を行っています。

また、季節ごとの生活習慣病予防のためのリーフレットレシピを作成し、市内のスーパーマーケット等15箇所に設置し幅広く配布を行っています。

【今後の方向性】

生活習慣病及び介護予防のために、減塩推進事業を推進するとともに、「低栄養やサルコペニア・フレイル及び認知症」等の予防を目的とした栄養講習会や高齢者の閉じこもり予防に配慮して「共食」をテーマとした食育講習会の開催を行います。

また、健康寿命の延伸を目指し、サルコペニアや低栄養に配慮した健康相談及び健康教育を行い、食生活改善推進協議会と協働で地域ぐるみの食育推進に取り組めます。

【重点目標3】 認知症施策の推進

1 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴い認知症の人が増加しており、一人暮らしの認知症の人や夫婦ともに認知症である世帯への対応も課題となっていることから、国では「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～(新オレンジプラン)」を策定し、認知症施策推進に取り組んでいます。新オレンジプランは「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」を基本的な考え方とし、以下の7つの柱を推進しています。

7つの柱
①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
③若年性認知症施策の強化
④認知症の人の介護者への支援
⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
⑦認知症の人やその家族の視点の重視

認知症の方やその家族が住み慣れた地域で尊厳を持ち、安心して暮らせるよう、地域住民に認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、認知症サポーターの養成及び認知症高齢者を地域で見守る体制づくりに努めます。

(1) 認知症サポーターの養成

認知症サポーターを養成する認知症キャラバンメイトの育成、認知症サポーター養成講座の実施等、支援体制の強化に努めています。

認知症について正しく理解できるよう認知症サポーター養成講座を市民及び小・中学校で開催し、認知症サポーターの養成を行っています。

また、認知症キャラバンメイト養成研修や認知症サポーター養成講座修了者は、ステップアップ研修を受講し、より知識を深めることに努めました。

一般養成講座	2014年度	2015年度	2016年度
開催回数(回)	22	35	23
サポーター数(人)	1,474	820	555
小中学校養成講座	2014年度	2015年度	2016年度
開催校(校)	13	12	12
サポーター数(人)	968	771	787
認知症サポーター	2014年度	2015年度	2016年度
累積受講者数(人)	8,665	10,256	11,598

【今後の方向性】

今後も引き続き、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職場で認知症の人とその家族に接することができる認知症サポーターの養成を推進します。

また、認知症サポーター養成講座を修了した方が、復習とより知識を深めるための「ステップアップ講座」を開催し、地域や職場で、自分ができる実践活動につなげるよう取り組んでいきます。

(2) 認知症予防活動の推進

認知症予防についての関心が高まっていることから、地域での健康教育や介護予防教室等で認知症予防に取り組み、認知症に関する知識の啓発及び認知症予防における正しい知識の普及に努めています。

【今後の方向性】

認知症予防のためには、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上に加え、閉じこもりやうつ予防、社会活動参加の促進などの総合的・複合的なプログラムが必要となることから、介護予防教室の開催を通じて認知症予防を推進していきます。

また、閉じこもり予防や社会参加への促しとして、地域にある社会資源を適切に活用した認知症予防に取り組みます。

(3) 認知症に関する正しい知識の普及・啓発

認知症の人が地域の中で、尊厳を保ちながら生活ができるよう、医療や介護サービス等を掲載した「認知症ケアパス」を作成し、必要な情報を提供しています。

また、認知症疾患医療センターと連携を図りながら、情報交換、相談窓口の周知に取り組んでいます。

認知症の人の増加が予想される中、早期に適切な医療や介護サービスに結び付くよう、知識の普及や相談機関の周知啓発が必要となっています。また、認知症状が進行し、対応に苦慮する場合の支援が必要となっています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、認知症の早期発見、早期診断ができるよう、相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携を図り、適切な医療、介護サービスに繋げ、心理症状等への対応支援を図ります。

また、受診や対応が困難な場合は、「認知症初期集中支援チーム」による支援の啓発を推進します。

(4) 認知症高齢者等の権利擁護

高齢者の消費者被害が急増しており、その手口も多様化していることから、定期的な定例会でのケース検討を行うなど消費生活センターと連携して対応しています。

また、認知症高齢者の増加にともない、成年後見が必要な高齢者も増加しています。消費者被害の防止とともに経済的虐待への対応も含めた認知症高齢者の権利擁護の制度として、利用の促進に努めています。

【今後の方向性】

消費生活問題については、被害を予防するために、定期的な定例会で、被害に関する情報を把握し、民生委員や介護支援専門員等に対して、啓発を行っていきます。

また、成年後見についても、制度を普及させるために啓発および利用促進に努め、成年後見人の不足解消のため、市民後見の普及についても地域福祉課と連携して行います。

(5) 認知症高齢者等徘徊SOSネットワークの推進

新居浜市認知症高齢者見守りSOSネットワーク事業を開始し、認知症高齢者が徘徊等により行方不明になった場合は、協力機関へメールやFAXで検索依頼するとともに、メールマガジンやスマートフォンアプリの「新居浜いんふお」で情報配信し、早期に発見、安全保護に取り組んでいます。

また、地域においても「すみの見守りSOSネットワーク協議会」と「泉川見守りSOSネットワーク協議会」が設立され、住民主体で、行方不明時の検索協力や見守り体制の構築に取り組んでいます。「すみの見守りSOSネットワーク協議会」においては、検索模擬訓練も実施し、活動の活発化と普及啓発に努めています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、認知症高齢者見守りSOSネットワーク事業を継続し、徘徊等により行方不明となった場合には、関係機関や協力者の連携により、早期に安全に保護できる体制の確立に取り組んでいきます。

また、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活できるよう、事前登録制度の活用や、地域での見守り体制の構築を推進します。

(6) 認知症高齢者と家族への支援

「認知症初期集中支援チーム」とは、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6ヶ月)に行い、自立生活のサポートを行うチームのことであります。

本市においても、包括支援センターの職員3名(保健師、主任ケアマネ(看護師)、社会福祉士)をチーム員として「認知症初期集中支援チーム」を設置し、対応に苦慮している認知症の人や認知症が疑われる人とその家族に対して、認知症の専門医等の複数の専門職が相談に対応し、初期の支援を包括的、集中的に行い、医療や介護に繋げる支援に取り組んでいます。

【今後の方向性】

認知症は早期受診、鑑別診断が重要であるため、相談機関の周知を行うとともに、関係機関との連携を図りながら、適切な医療、介護サービスが利用できるよう支援を行います。

また、対応に苦慮する認知症の人や認知症の疑いのある人とその家族に対して、「認知症初期集中支援チーム」で迅速に対応、支援を行い、介護負担の軽減を図ります。

さらに、認知症カフェを家族に周知し、家族の相談や介護負担の軽減を図ります。

【重点目標4】安心して住み続けられる生活環境の充実

1 生活環境の充実

身体や精神に障がいがある、または、環境上の理由、経済的な理由、身寄りがない等の家庭の事情により、在宅での生活が困難な高齢者に対して、バリアフリー等高齢者に配慮した住環境の整備に努めます。

(1) 養護老人ホーム

原則として 65 歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方や、事情があり市外の施設に入所を希望される高齢者について養護老人ホームに措置しています。現在 1 施設 (100 床) が整備されています。

	2014 年度	2015 年度	2016 年度
施設数(施設)	1	1	1
入所者数(人)	22	13	12
退所者数(人)	17	11	17
年度末措置者数(人)	92	94	89

【今後の方向性】

今後は、入所者同士のトラブルや身元引受人のいない方の手術、転所、死亡等に関して、運用基準を現実に即して検討していくとともに、社会復帰の促進や自立した日常生活を送ることができるよう指導及び支援を行っていきます。

(2) 軽費老人ホーム (A 型)

軽費老人ホームは、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、高齢者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指す施設です。現在 1 施設 (50 床) が整備されています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、居宅で生活することが困難な高齢者の受け入れ施設として、現行の床数の確保に努めていきます。

(3) ケアハウス

居宅で生活することが困難な 60 歳以上の高齢者が、低額な料金で入所できる施設です。食事を施設で提供することに加え、入所者の虚弱化に対応して、在宅福祉サービスが利用できます。現在 148 床(4箇所)が整備されています。

【今後の方向性】

今後も引き続き、居宅で生活することが困難な高齢者の受け入れ施設として、現行の床数の確保に努めていきます。

(4) サービス付き高齢者向け住宅

高齢化が進むと同時に、ますます多様化が進む高齢者のライフスタイルに応じた住まいを確保するためにも、高齢者の多様な住まいについて整備を促進していくことが求められています。現在、市内にはサービス付き高齢者向け住宅は 11 施設整備されています。

【今後の方向性】

高齢者が、要介護状態になっても支援を受けながら自立した暮らしを送ることのできる高齢者向け住宅等について、市内の整備状況の情報提供をしていきます。

2 在宅支援サービスの充実

ひとり暮らし高齢者やねたきり高齢者、認知症高齢者等に対して、住み慣れた地域で心身ともに自立し、健康でいきいきと安心して暮らせるよう、以下の生活支援サービスを提供します。

(1) 福祉電話貸与事業

安否確認が必要なひとり暮らし高齢者で市民税非課税世帯に属する方を対象として、不慮の事故防止や孤独感の解消を図るために福祉電話を貸与しています。

市政だよりや介護パンフレット等で、事業の周知を行っていますが、携帯電話の普及等により、福祉電話の利用者は減少傾向となっています。

	2014 年度	2015 年度	2016 年度
設置数(台)	31	23	22

【今後の方向性】

現時点で設置している方にとっては、外部連絡を取る唯一の手段として、不可欠なものとなっていることから、今後も継続して事業を実施していきます。

(2) 緊急通報体制整備事業

ひとり暮らしの65歳以上で、見守りの必要な高齢者に緊急通報装置をレンタルとして設置しています。ボタンを押すと、まずふたば荘につながり、協力者に連絡をし、安否確認を行っています。

市政だよりや介護パンフレット等により周知を行い、設置についての相談や問い合わせはあるものの、設置に至らないケースも多くなっていますが、ひとり暮らしの高齢者にとって、安心して在宅での暮らしを継続するための手段として機能しています。

	2014年度	2015年度	2016年度
設置数(台)	310	275	268

【今後の方向性】

今後もひとり暮らし高齢者数の増加が見込まれることから、継続して事業を行っていきます。

(3) 老人短期入所事業（養護老人ホーム）

介護認定で自立と判定された65歳以上の高齢者等で、日常生活に何らかの指導又は支援が必要な方が、介護をしている家族の病気療養、入院、冠婚葬祭等の理由により、高齢者を介護できない場合、短期間養護老人ホームに入所して日常生活上のサービスを提供しています。

養護老人ホームへの短期入所利用については、様々な理由による緊急避難等、少人数となりますが有効にサービス提供を実施できています。

	2014年度	2015年度	2016年度
利用者数(人)	6	3	4

【今後の方向性】

何らかの理由で養護者が養護できなくなった場合の養護老人ホームへのショートステイの利用や緊急避難的な利用もあり、今後もサービスを継続していきます。

(4) 要介護者理美容サービス事業

ねたきり又は重度の認知症高齢者を在宅介護している介護者に対し、理美容券を発行(2015年度より年3枚支給)し、理美容サービスを行い、高齢者本人の衛生状態を保つとともに、介護者の肉体的・経済的負担の軽減を図っています。

	2014年度	2015年度	2016年度
延対象者数	264	255	200
延利用者数	303	392	375

【今後の方向性】

対象者・利用者は減少していますが、在宅介護者の負担軽減につながっているため、今後も継続して事業を行っていきます。

3 在宅福祉サービスの充実

在宅福祉サービスを提供することにより、支援を必要とする高齢者や介護をする家族の身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けることができるよう支援を実施します。

(1) 要介護者紙おむつ支給事業

ねたきり又は認知症高齢者を在宅で介護している家族に対して、7月・11月・3月に紙おむつ等の支給を行い、高齢者の衛生を保つとともに、介護者の肉体的・精神的負担の軽減を図っています。

	2014年度	2015年度	2016年度
支給者数(人)	479	443	380

【今後の方向性】

今後も引き続き、事業を継続し、介護者の肉体的・経済的負担の緩和及び利用者本人の衛生面の確保に努めます。

(2) 住宅改修支援事業

居宅介護支援の提供を受けていない(居宅サービス計画の作成にあたる介護支援専門員がいない)要介護認定者等に対して、住宅改修費支給申請書に添付する理由書を作成した介護支援専門員が属する居宅介護支援事業者に対し、1件につき2,000円の支援費を支給し、居宅介護支援の提供を受けていない対象者と施工業者との間に介護支援専門員が入ること、円滑なサービス提供につながっています。

	2014年度	2015年度	2016年度
申請件数(件)	16	16	17
支援額(円)	32,000	32,000	34,000

【今後の方向性】

介護支援専門員の支援を受けていない要介護者・要支援者の円滑なサービス受給が可能となることから、今後も引き続き事業を継続していきます。

(3)ねたきり老人等ふれあい介護者慰労金支給事業

在宅でねたきり又は認知症状態にある 65 歳以上の高齢者を介護している方に慰労金を支給しており、在宅介護者の経済的負担の軽減を図っています。

	2014 年度	2015 年度	2016 年度
延対象者数(人)	105	95	96

【今後の方向性】

今後も引き続き、在宅介護者の負担軽減を図り、高齢者福祉の向上に努めていきます。

4 日常生活支援体制の構築

高齢になっても住み慣れた地域で健康に過ごすために、保健部門や社会教育部門で実施している各種健診や生きがづくり事業等を活用するとともに、既存の介護予防事業や社会資源の活用、多様な担い手による様々な生活支援サービスの活用・創出が必要であり、予防と支援が適切に提供できる体制づくりが求められています。

(1)健康長寿コーディネーターの配置

2016年度には市域全体を担当する第1層健康長寿コーディネーター1名、2017年度には各地域を担当する第2層健康長寿コーディネーター4名を地域包括支援センターに配置しました。第2層コーディネーターは、高齢者の介護予防や生活支援につながる社会資源の収集・整理・創出、地域課題の抽出や地域の助け合いの体制づくりについて話し合うための協議体づくりを進めています。併せて各地域の介護予防事業の普及に資する活動を行っています。

【今後の方向性】

健康長寿コーディネーターの活動を通じて、高齢者を含めた地域の互助の力を各地域の実情に合わせて引き出しながら、介護予防や生活支援の体制づくりを進めていけるよう努めていきます。また、活動や協議体設置の広がりに応じて配置数を見直します。

(2)地域の情報共有と助け合い活動を話し合う場の創設

地域の生活支援の体制づくりを相談する場が第2層協議体で、コーディネーターの活動を補完する役割を持っています。地域における助け合いの創出のためには、各地域で異なる人口、高齢者数、高齢化率、地理的条件、社会資本や社会資源、そして、取組の経緯や地域課題などの状況に応じて地域単位で情報交換と情報共有を進めることが大切です。

【今後の方向性】

2017年度には川東圏域において、第2層協議体設立を展望した話し合いが行われました。2018年度内には日常生活圏域ごとに第2層協議体を設置し、また、各小学校区を小圏域と想定した協議体の拡大を図っていきます。

(3)地域の助け合い活動の創出

第2層のコーディネーターや協議体は、その活動により地域の助け合い活動を創出します。こうした取組や地域課題解決の方策は、市域全体を対象として話し合う第1層協議体において事業展開すべきサービスの検討を行います。第2層における活発な活動により、地域と事業の両面の支援体制づくりが促進されることとなります。

【今後の方向性】

地域課題の解決と支援体制づくりは、第2層から第1層への協議とともに、地域ケア会議から地域ケア推進会議への協議も合わせて、互いに補完し合う形で検討が行われます。それぞれの協議の進捗を図り、地域に必要な支援体制づくりを図ります。

【重点目標5】 包括的な相談支援体制の推進

1 地域包括支援センターの機能強化

地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域包括支援センターをコーディネーターとして、地域の協力機関(ブランチ)9箇所と連携を図りながら、高齢者福祉サービスや介護サービス、医療サービス等が連続性・一貫性をもって提供されるよう地域ネットワークの構築を目指します。

(1) 地域包括支援センターの運営

地域包括ケアシステムの構築に有効な手法とされている地域ケア会議について、地域包括支援センター、ブランチ、ケアマネ連絡協議会、校区ケアネットワーク等で学習を重ね、地域ケア会議の開催を図っています。

2025年の地域包括ケアシステム構築に向け、従来の基本事業を推進しつつ、総合事業移行による介護予防ケアマネジメントの開始、介護予防の変更に対応し、加えて包括的支援事業の新4事業(地域ケア会議の充実、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業)の実施を着実に推し進めていく必要があります。

また、2017年度法改正で、今後は自己評価や公表が行われることとなり、さらに充実した体制を構築する必要があります。

地域包括支援センター	2014年度	2015年度	2016年度
設置数(箇所)	1	1	1
職員数(人)	31	32	34
協力機関(ブランチ)の設置数(箇所)	9	9	9

【今後の方向性】

2025年の地域包括ケアシステム構築に向けた各事業を着実に進められるよう、地域包括支援センターの組織としての総合力・運用力をさらに高めていくことが大切です。そのために、資格職の確保に努めるとともに、チームアプローチとしての連携力や個人の資質を高める研修等に積極的に参加していきます。

また、ブランチの相談力や他職種連携のネットワークを含めてより実践的な体制を目指していくとともに、各生活圏域において身近に感じられる窓口として存在しつつ基本事業と基幹機能を効率的に運営できる地域包括支援センターへと組織的・機能的な発展を図っていきます。

(2) 総合相談権利擁護事業

総合相談権利擁護事業は、地域におけるネットワークの構築や実態把握をし、対象者が介護保険制度のサービスだけにとどまることなく、さまざまなサービスをいろいろな形で利用することができるよう援助を行うサービスです。地域包括支援センターのほか、市内9箇所の地域包括支援センター相談協力機関(ブランチ)で相談窓口を設けており、互いに情報共有や連携を図りながら、それぞれの職員が、各校区の地域ケアネットワーク会議に参加し、民生委員、見守り推進員等との関係づくりに取り組み、地域関係者からの相談ルートにつながっています。

しかし、市民の中には、まだまだ、地域包括支援センター、ブランチを認知していない方も多く、広報啓発が必要となっています。

	2014年度	2015年度	2016年度
包括相談受付件数(件)	955	854	775
継続支援ケース(件)	256	262	242

【今後の方向性】

寄せられる相談が多角化・多重化しており、そのほとんどが高齢者のみならず、親族を含めた支援を要することから、専門性の高い相談内容となっています。

今後も引き続き、保健・福祉・医療・地域等、多くの機関との連携強化を図っていくとともに、地域包括支援センターやブランチの取組について、広報啓発に努めていきます。

(3) 高齢者虐待に対する取組

高齢者虐待とは身体的な暴力だけでなく、高齢者の心や身体に深い傷を負わせたり、基本的な人権の侵害や尊厳を奪ったりすることをいいます。

高齢者への虐待は、早期発見・早期予防を図ることが重要であり、新居浜警察署生活安全課と連携して対応しています。また、定期的な定例会でケース検討を行っており、困難ケースに対しては、愛媛県虐待対応専門職チームの助言に基づいて、虐待防止に努めています。

しかし、地域住民や介護支援専門員等には、通報の認識がまだまだ低いため、広報啓発が必要です。

	2014年度	2015年度	2016年度
通報対応件数(件)	15	25	20
虐待対応定例会 実施件数(件)	12	12	12

【今後の方向性】

高齢者虐待は、その要因も様々で、定期的な定例会でのケース検討や関係機関との連携を行い、虐待防止に努めます。

また、地域住民や介護支援専門員等に広報啓発を行い、虐待発見の目を育てていきます。

2 相談・苦情対応の充実

高齢者が安心して介護サービスを利用していくために、介護サービス等に関する苦情について、サービス提供事業者、愛媛県及び国民健康保険団体連合会などの関係機関と連携を図り、迅速・丁寧に対応していきます。

また、介護相談員を施設に派遣し、利用者の保護、施設のサービス向上に役立てます。

	2014年度	2015年度	2016年度
苦情対応件数(件)	274	292	196

(1) 介護相談員派遣事業

特別養護老人ホーム等に介護相談員を派遣し、利用者の要望、不満等を事業所に伝え、利用者の保護や施設のサービス向上に役立っています。また、介護相談員の質の向上のため、定期的に学習会を行っています。

	2014年度	2015年度	2016年度
相談活動回数(回)	608	670	729

【今後の方向性】

今後、増加する施設と派遣ができていないグループホームへの対応を行うとともに、介護相談員の確保に努めます。

また、介護相談員の質の向上のため、継続して学習会を行い、利用者の保護や施設のサービス向上のため、介護福祉課事業所指導係との連携強化を図ります。

3 成年後見制度の利用支援

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に成年後見開始の審判申立を行うとともに、費用の助成が必要な方に対しては助成を行っています。

	2014年度	2015年度	2016年度
市長申立件数(件)	4	7	3

【今後の方向性】

今後も認知症高齢者数が増加の一途をたどることが想定され、「成年後見制度の利用促進に関する法律」も2016年に施行されたことから、成年後見制度の周知を図るとともに、本制度利用にあたり、市長による成年後見開始の審判申立の必要性が益々高まることを見込まれるため、その要請に応じていきます。

【重点目標6】 適切で効果的な介護サービスの充実

1 介護サービスの安定的な提供

サービスが本当に必要な高齢者が必要なサービスを受けることができるよう、介護保険サービス事業者への適切な支援・助言を行うとともに、事業者のサービスの質の確保・向上に向けた取組を支援します。

また、介護を必要とする方が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、引き続き、介護サービス基盤の整備を進めていきます。

(1) 情報提供の充実

高齢者に関する様々な情報について、市政だより、ホームページ、パンフレット等で分かりやすい情報提供を行うとともに、介護福祉課、地域包括支援センター、社会福祉協議会等で常時提供できる体制の確保に努めています。

今後も引き続き、現在の体制を継続し、分かりやすい情報提供を行っていきます。

(2) 介護人材の確保

介護人材は、地域包括ケアシステムの深化・推進のために不可欠であり、その確保は重要な課題の1つです。

団塊世代の全てが75歳以上となる2025年を見据え、今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、多様な人材の参入促進、事業者支援及び介護分野に関する情報の提供を充実するとともに、国、愛媛県と連携し、介護人材の確保、定着及び資質の向上に向けた取組を推進します。

(3) 第7期計画期間中におけるサービスの基盤整備

団塊世代の全てが75歳以上となる2025年を見据え、本計画期間中に以下のサービス基盤整備を行います。

サービス名	整備量	開設予定
認知症対応型共同生活介護	18人増	2018年
	27人増	2019年
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1施設	2019年
小規模多機能型居宅介護	1施設	2019年
看護小規模多機能型居宅介護	1施設	2019年

2 介護サービスの質の向上

介護保険法に基づき、本市が指定している地域密着型介護サービス及び介護予防支援、また、2018年4月から指定権限が県より移譲される居宅介護支援の事業者に対し、介護給付等対象サービスや介護報酬の請求などに関する取扱いについて、周知徹底することを目的とした指導を定期的に行います。

高齢者のニーズが多様化している中で、その生活を支える介護サービスの役割が重要となることから、法令等に基づく基本的なサービスの適切な提供と高齢者ニーズにきめ細かく対応する質の高いサービス提供が必要になります

今後も、介護サービスの提供に対し、ケアマネジャーを中心とする的確な判断がより一層求められることから、引き続き、居宅サービスや施設サービスの指導監督などの権限を持つ県との連携を図りながら、適切な事業者指導に努めます。

3 介護給付費等の適正化の推進

高齢者の介護認定や事業所の利用者に対するサービス提供について、適正化を行い、介護保険事業の適切な運営を図ります。

(1) 介護給付等費用適正化事業

事業所への実地指導時等においてケアプランやサービス提供内容をチェックすることで、過度のサービス利用が抑制されるとともに適正な介護サービスが提供されています。

また、介護給付費に関する実績データの分析を行い、不適切と思われるケースについては、点検や実地指導を行い、誤りについては過誤調整を行い、事務処理の適正な執行を図っています。

	2014年度	2015年度	2016年度
事業所への指導回数(回)	84	54	70

【今後の方向性】

今後も引き続き、新居浜市介護保険サービス事業者等の指導要綱及び監査要綱に基づき実地指導や集団指導を行っていきます。

また、適正な介護給付サービスが提供されるよう、次の主要5事業(「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費等通知の送付」)を着実に実施し、そのうち3項目については「重点事業」として位置づけ、実施目標を設定し、優先的に取り組みます。

① 要介護認定の適正化（重点事業）

■認定調査の適正化

区分変更申請については、市職員が認定調査を実施しているほか、更新申請においても同一対象者で居宅介護支援事業所に委託調査が連続している場合、数回ごとに市直営での調査を実施することにより、調査水準の向上につながっています。

また、現任調査員及び新任調査員に対する研修を、それぞれ年1回市主催で開催し、調査項目の解説、特記事項の記載方法、当市における間違い事例等の説明を行っています。

調査票の点検については、全件、全調査項目を対象に実施しており、疑義等があれば電話で問い合わせたり、特記事項の添削指導、審査会での指摘や修正事項を文書で報告したりする等、調査員に対して多面的に指導を行っています。さらに、調査員向け e-ラーニングシステムに全調査員を登録し、受講を指導しています。

今後も引き続き、認定調査の適正化を図るとともに、全国と選択肢に差がある調査項目等については、重点的に指導を行っていきます。

■介護認定審査会の適正化

二次判定における一次判定の変更率（全国との比較、合議体ごとの傾向）等を検証し、変更率に明らかな差異がないか等のチェックを行っています。

さらに、合同研修会を開催し、同一対象者を合議体ごとに審査する実審査を実施する等、要介護度や有効期間等について協議をし、審査基準の摺り合わせを行っています。

今後も引き続き、合同研修会で各審査会委員が自身の所属する合議体の特徴について理解の促進を図り、合議体間の是正に努めていきます。

	2014年度	2015年度	2016年度
研修実施回数(回)	1	1	1
参加人数(人)	38	36	36

② ケアプランの点検（重点事業）

■ケアプランのチェック

ケアプランのチェックは、自立支援に資する適切なケアプランであるか等の観点から、実地指導時にチェックし、ケアプランの質の向上を図っています。

今後も引き続き、実地指導時のチェックと抽出によるチェックを行うことにより、適正化を図っていきます。

■介護給付費適正化システム等の活用

愛媛県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）から提供される適正化システムにより出力される給付実績データとケアプラン点検マニュアルを活用し、より効率的かつ効果的にケアプラン点検が実施できるよう努めていきます。

③ 住宅改修等の点検

■住宅改修の点検

住宅改修の事前申請時に内容確認が必要な工事等について聞き取りや訪問調査を行い、受給者の状況にそぐわない不適切又は不要な住宅改修を排除しています。また、工事完了後に受給者の実態に合う工事ができているか聞き取りや訪問調査により施工状況の点検を行っています。

今後も引き続き、申請前・完了後の点検を行うとともに、抽出による実地調査を実施することにより適正化を図っていきます。

■福祉用具購入・貸与調査

福祉用具の必要性に疑問がある場合、事業者に対する問合せ等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認して不適切又は不要な福祉用具購入・貸与を排除し、利用者の身体状況に応じて必要な福祉用具の利用を進めています。

今後は事業者への問合せのほか、福祉用具利用者に対する訪問調査等を実施し、さらなる福祉用具購入・貸与の適正化を図っていきます。

④ 医療情報との突合・縦覧点検（重点事業）

■医療情報との突合

受給者の医療情報と介護情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を行うため、国保連への委託により、毎月点検を実施しています。事業者への照会・確認から過誤申立書の作成・過誤処理等を行うことで介護給付費の適正化を図っています。

■縦覧点検

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行うため、国保連に委託し、次の4帳票による縦覧点検を行っています。

- 居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表
- 重複請求縦覧チェック一覧表
- 算定期間回数制限縦覧チェック一覧表
- 単独請求明細書における準受付チェック一覧表

今後も引き続き、国保連への委託により医療情報との突合・縦覧点検を実施するとともに、縦覧点検については、国保連に委託できない帳票についても独自点検による取組を行い、介護給付費の適正化を図っていきます。

⑤ 介護給付費等通知の発送

介護保険サービス利用者には、介護給付費の額等の実績である介護給付費等通知書を年3回送付し、架空請求や過誤請求がないか改めて確認してもらうとともに、適切なサービスの利用と提供の普及啓発を行っています。

利用者や家族に通知内容を見もらうための工夫について、引き続き検討を行っていくとともに、適切なサービス利用の啓発に努めていきます。

⑥ その他の取組

■ 地域密着型サービス等に係る指導・監査

事業所への立ち入り指導のほか年度毎に提出される事業所状況報告書により、サービスの質の確保・向上のため実地指導により適正化を図っていきます。

■ 苦情等の的確な把握及び分析

市へ寄せられた苦情・通報情報について、内容を検討し、事業者指導が必要な案件について指導及び監査を行っていきます。

第5章 介護保険サービスの見込みと介護保険料

1 介護保険サービス見込み量と提供体制

(1) 居宅サービス利用者数

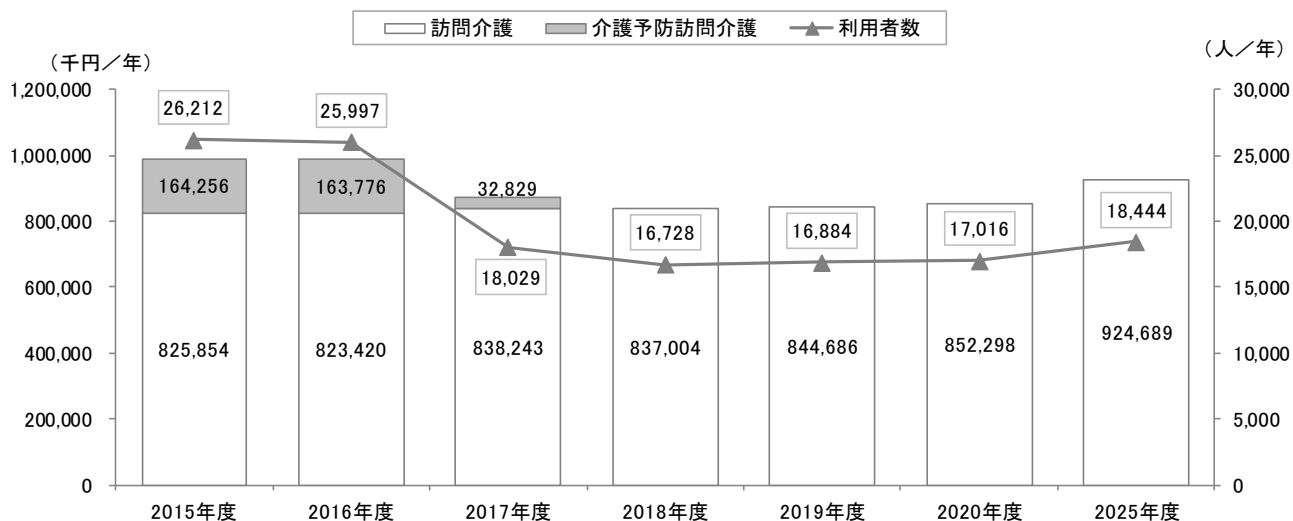
① 介護予防訪問介護／訪問介護

介護福祉士、ホームヘルパー等が居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活での支援を行います。

在宅サービスの中でも利用率の高いサービスとなっており、本計画期間中も高い利用が見込まれるため、事業所との連携を図りながら、入浴・排せつ・食事の介護等日常生活支援サービスの提供やホームヘルパーの資質の向上に取り組めます。

2020年度には、年間17,016人、給付費852,298千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防訪問介護	給付費(千円/年)	164,256	163,776	32,829				
	人数(人/年)	9,165	9,175	1,901				
訪問介護	給付費(千円/年)	825,854	823,420	838,243	837,004	844,686	852,298	924,689
	人数(人/年)	17,047	16,822	16,128	16,728	16,884	17,016	18,444



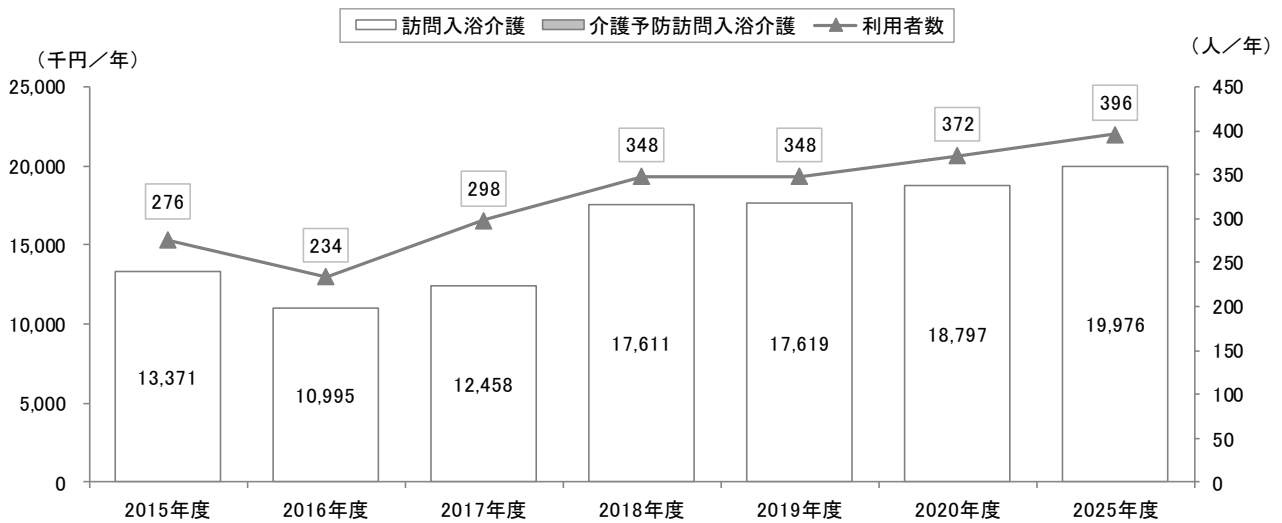
② 介護予防訪問入浴介護／訪問入浴介護

居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

在宅で生活する高齢者で、介護度が高い人の利用が多いサービスとなっていることから、一定程度の利用者数を見込んでいますが、要支援認定者については、2015年度以降に利用実績がないことから、本計画期間中の利用者数は見込んでいません。

2020年度には、年間372人、給付費18,797千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	給付費(千円/年)	13,371	10,995	12,458	17,611	17,619	18,797	19,976
	人数(人/年)	276	234	298	348	348	372	396



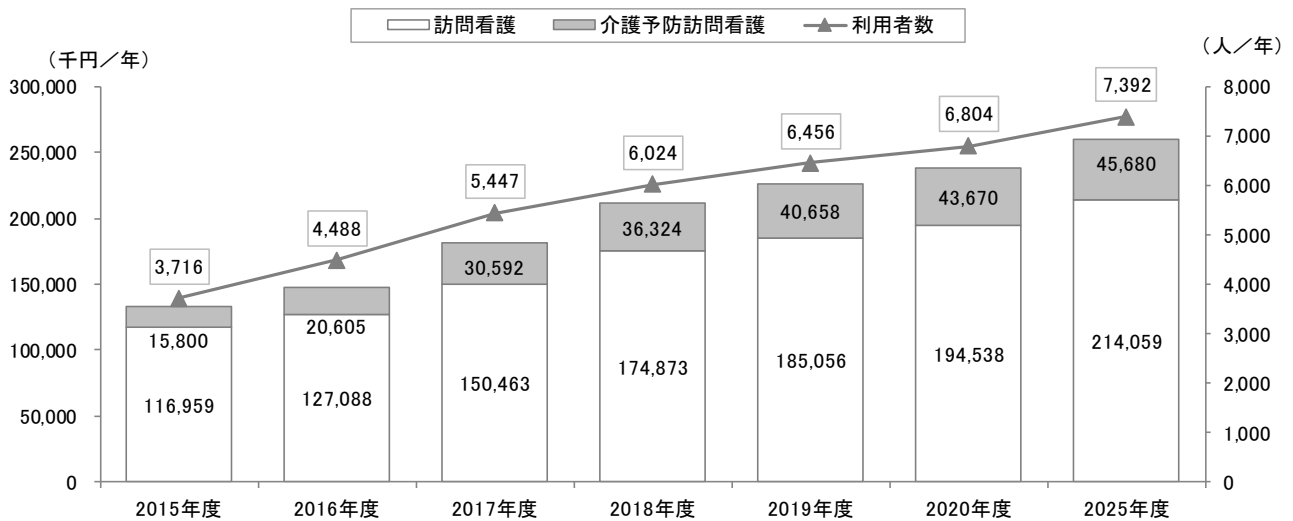
③ 介護予防訪問看護／訪問看護

看護師、保健師、准看護師、理学療法士又は作業療法士が居宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

サービスの利用人数、利用回数ともに年々増加傾向にあります。今後の高齢化の進展を見据え、サービス利用者を見込み、利用者の療養生活の支援と心身機能の維持回復を目指します。

2020年度には、年間6,804人、給付費238,208千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防訪問看護	給付費(千円/年)	15,800	20,605	30,592	36,324	40,658	43,670	45,680
	人数(人/年)	545	775	1,070	1,356	1,512	1,620	1,680
訪問看護	給付費(千円/年)	116,959	127,088	150,463	174,873	185,056	194,538	214,059
	人数(人/年)	3,171	3,713	4,377	4,668	4,944	5,184	5,712



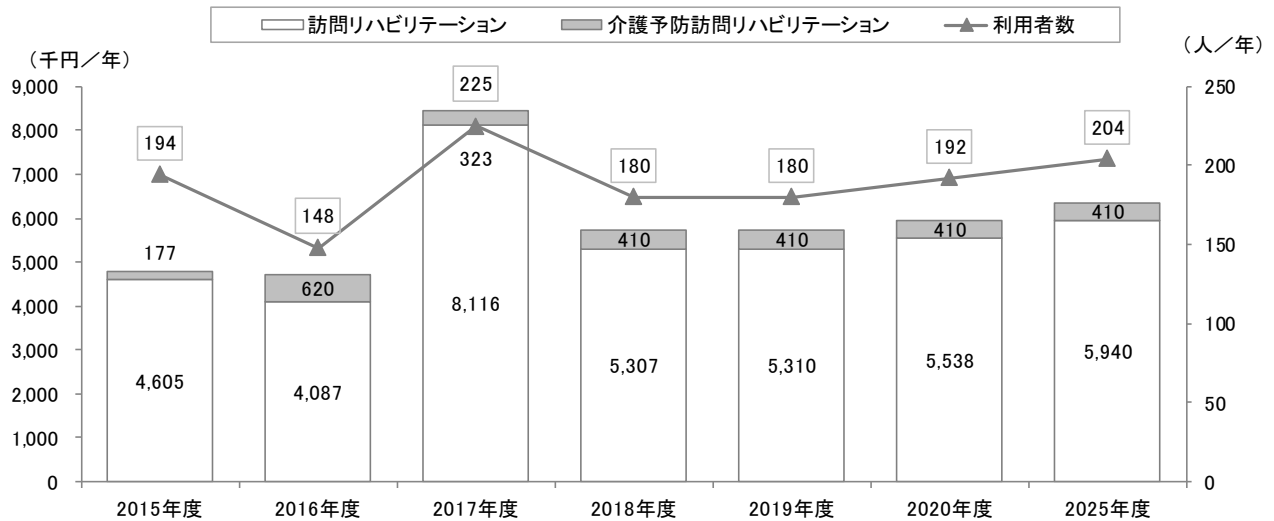
④ 介護予防訪問リハビリテーション／訪問リハビリテーション

居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行います。

実績値をもとに、引き続き一定程度の利用見込みを掲げ、在宅の要介護者に対して理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを提供します。

2020年度には、年間192人、給付費5,948千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円/年)	177	620	323	410	410	410	410
	人数(人/年)	9	18	8	12	12	12	12
訪問リハビリテーション	給付費(千円/年)	4,605	4,087	8,116	5,307	5,310	5,538	5,940
	人数(人/年)	185	130	217	168	168	180	192



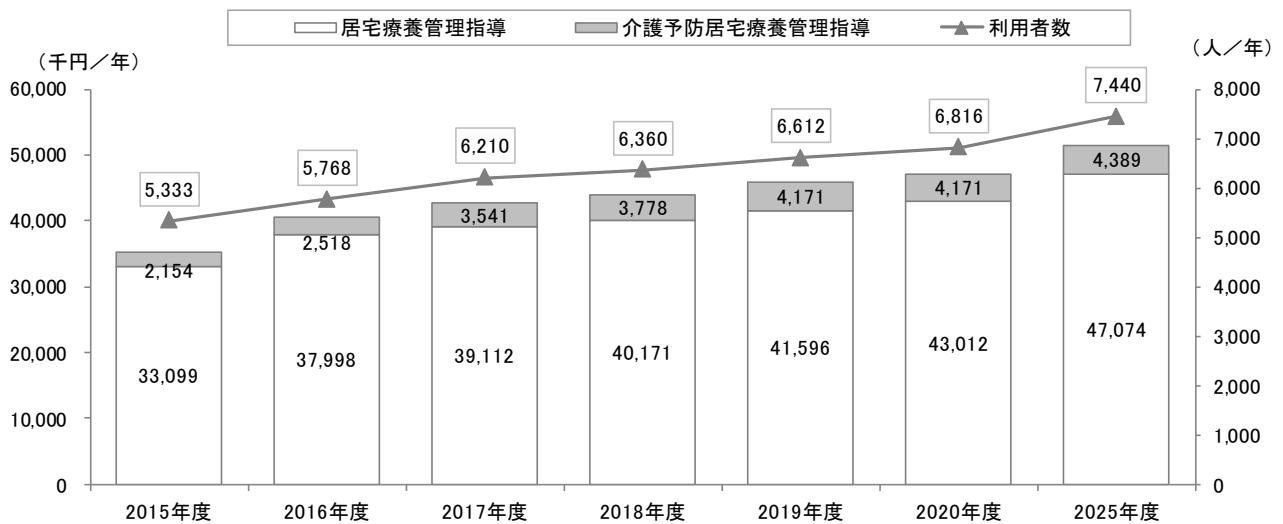
⑤ 介護予防居宅療養管理指導／居宅療養管理指導

病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が居宅を訪問して、療養上の管理及び指導等を行います。

サービスの利用状況は増加傾向にあり、本計画期間中も在宅での療養上の指導管理を必要とされる方が増加するものと思われます。

2020年度には、年間6,816人、給付費47,183千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円/年)	2,154	2,518	3,541	3,778	4,171	4,171	4,389
	人数(人/年)	330	334	441	468	516	516	540
居宅療養管理指導	給付費(千円/年)	33,099	37,998	39,112	40,171	41,596	43,012	47,074
	人数(人/年)	5,003	5,434	5,769	5,892	6,096	6,300	6,900

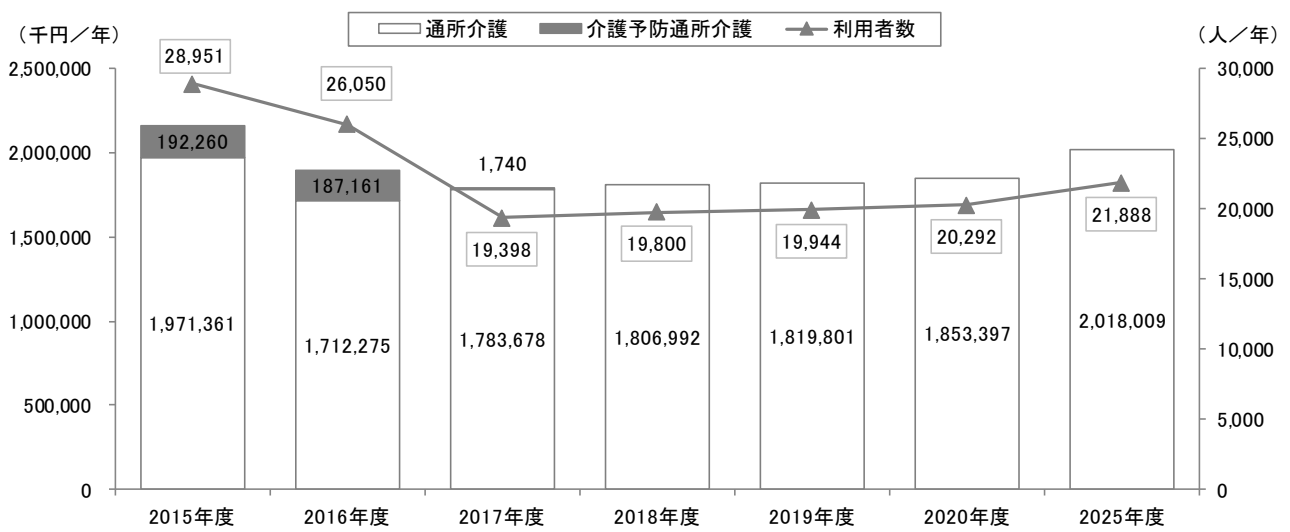


⑥ 介護予防通所介護／通所介護

デイサービスセンター等に通い、施設において、入浴、食事の提供等日常生活での支援や機能訓練を行います。

2020年度には、通所介護、年間 20,292 人、給付費 1,853,397 千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防通所介護	給付費(千円/年)	192,260	187,161	1,740				
	人数(人/年)	7,304	7,179	63				
通所介護	給付費(千円/年)	1,971,361	1,712,275	1,783,678	1,806,992	1,819,801	1,853,397	2,018,009
	人数(人/年)	21,647	18,871	19,335	19,800	19,944	20,292	21,888

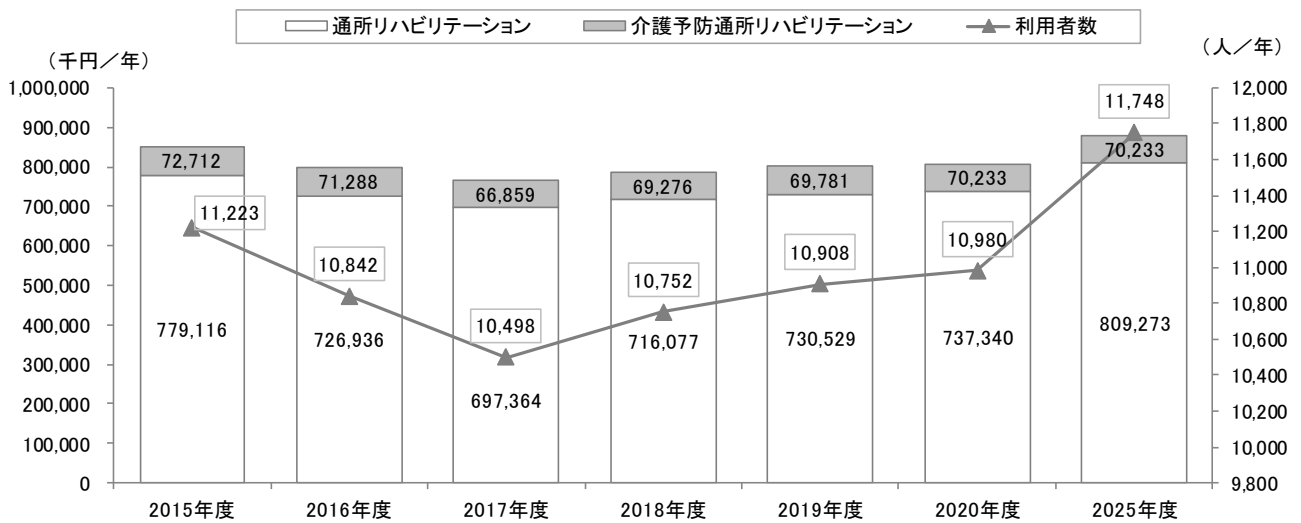


⑦ 介護予防通所リハビリテーション／通所リハビリテーション

介護老人保健施設、病院、診療所に通い、施設において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

2020年度には、年間10,980人、給付費807,573千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円/年)	72,712	71,288	66,859	69,276	69,781	70,233	70,233
	人数(人/年)	2,317	2,343	2,267	2,352	2,376	2,388	2,388
通所リハビリテーション	給付費(千円/年)	779,116	726,936	697,364	716,077	730,529	737,340	809,273
	人数(人/年)	8,906	8,499	8,231	8,400	8,532	8,592	9,360



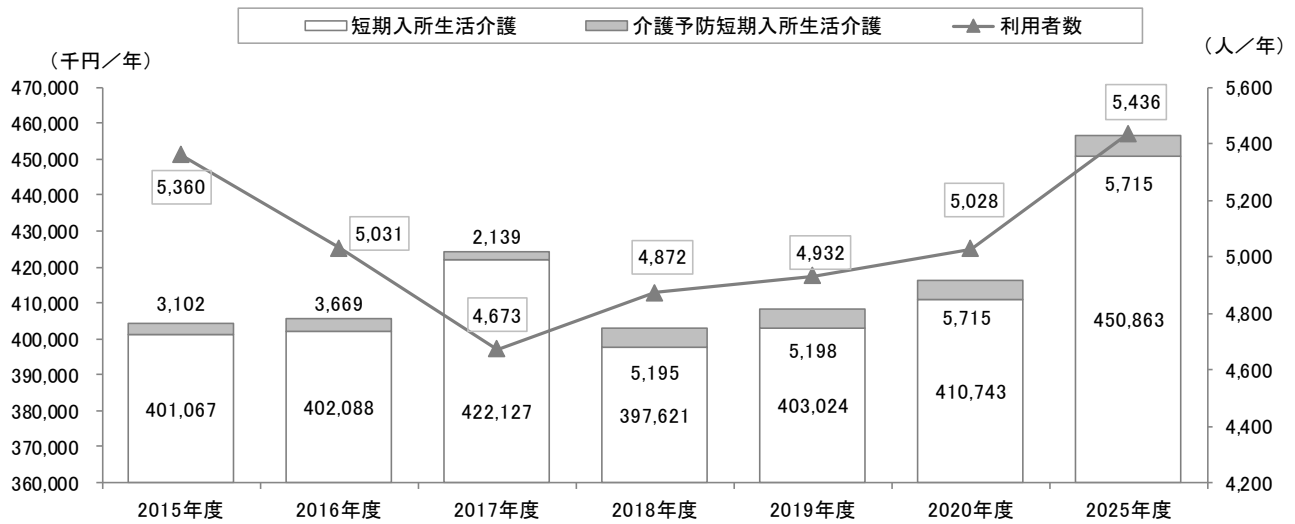
⑧ 介護予防短期入所生活介護／短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期入所し、施設において、入浴、排せつ、食事等の介護等日常生活での支援や機能訓練を行います。

本人の生活状態のみならず、家族の介護負担軽減を図る上で重要なサービスの1つとなっていることから、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者に対するサービスの供給に努めていきます。

2020年度には、年間5,028人、給付費416,458千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円/年)	3,102	3,669	2,139	5,195	5,198	5,715	5,715
	人数(人/年)	96	110	99	132	132	144	144
短期入所生活介護	給付費(千円/年)	401,067	402,088	422,127	397,621	403,024	410,743	450,863
	人数(人/年)	5,264	4,921	4,574	4,740	4,800	4,884	5,292



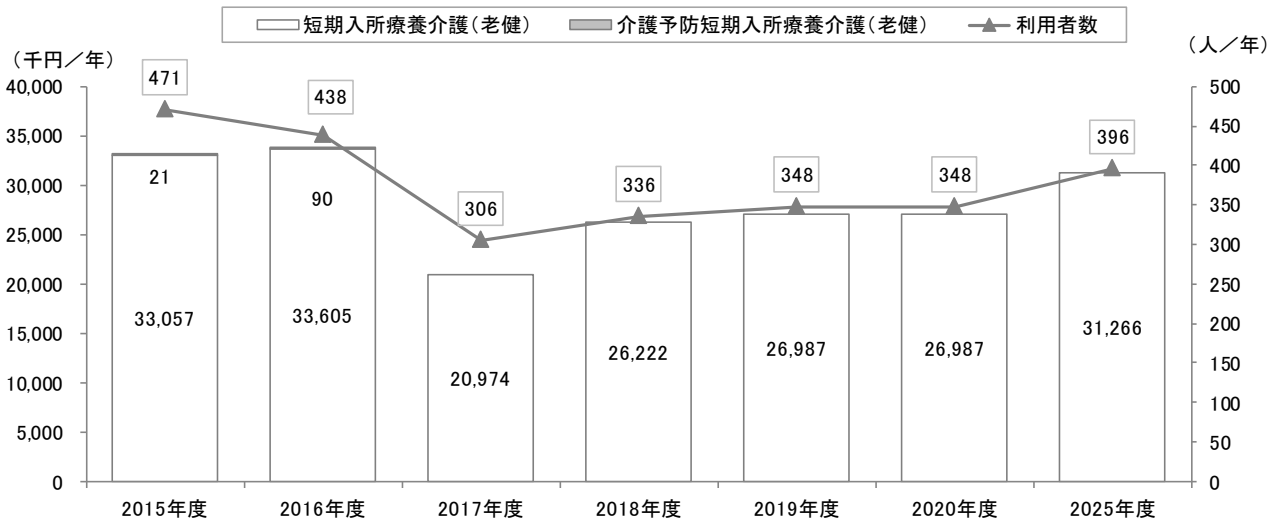
⑨ 介護予防短期入所療養介護（老健）／短期入所療養介護（老健）

介護老人保健施設に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

ここ数年サービスの利用状況は概ね安定してきており、本計画期間中も現状程度の利用で推移するものと思われます。

2020年度には、年間348人、給付費26,987千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円/年)	21	90	0	0	0	0	0
	人数(人/年)	1	3	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円/年)	33,057	33,605	20,974	26,222	26,987	26,987	31,266
	人数(人/年)	470	435	306	336	348	348	396



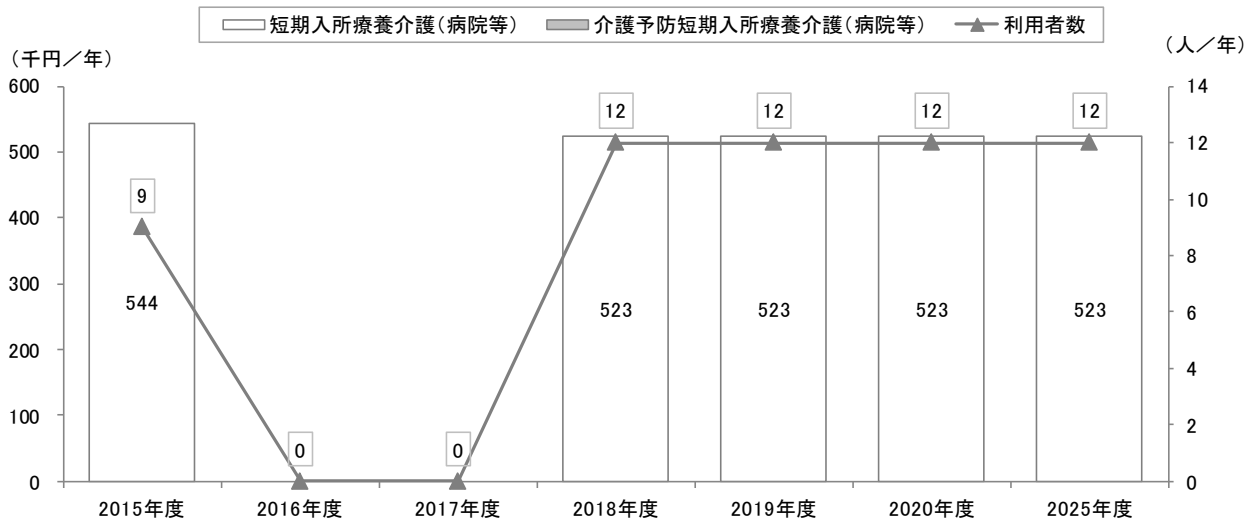
⑩ 介護予防短期入所療養介護（病院等）／短期入所療養介護（病院等）

介護療養型医療施設等に短期入所し、施設において、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の支援を行います。

ここ数年サービスの利用状況は概ね安定してきており、本計画期間中も現状程度の利用で推移するものと思われます。

2020年度には、年間12人、給付費523千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/年)	0	0	0	0	0	0	0
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円/年)	544	0	0	523	523	523	523
	人数(人/年)	9	0	0	12	12	12	12



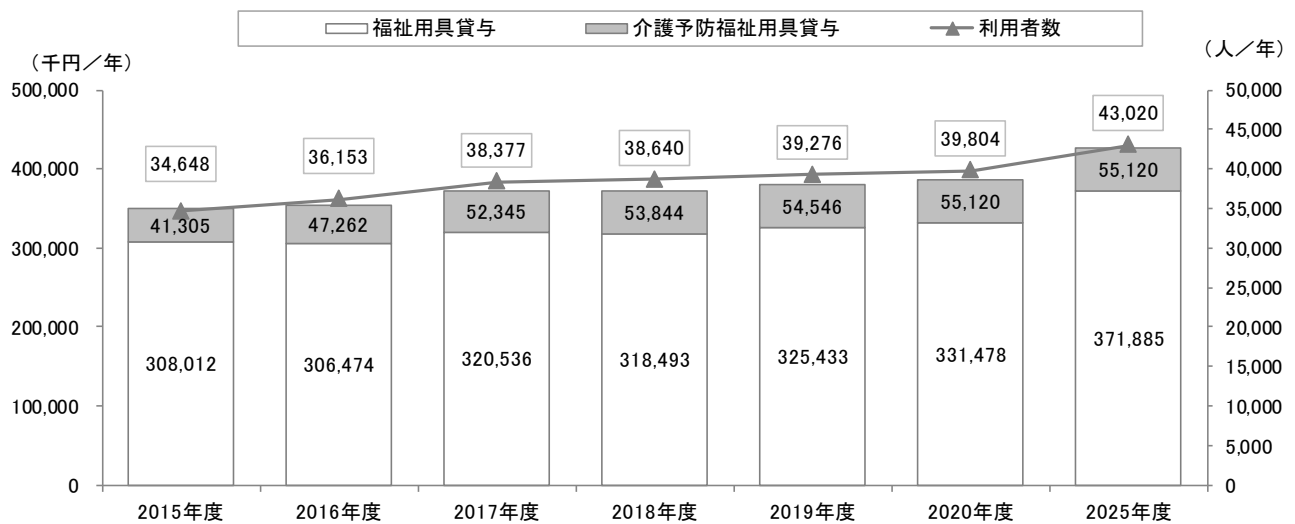
⑪ 介護予防福祉用具貸与／福祉用具貸与

福祉用具のうち、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を貸与します。

サービスの利用率が高く、多くの人に広く利用されている現状から、介護者の負担軽減を図る上での重要なサービスの一つとなっております。今後も、サービス需要の増加を見込みながら、適切な福祉用具選定の援助・調整等を行い、利用者が居宅で能力に応じ自立した日常生活を営める環境づくりを進めていきます。

2020年度には、年間 39,804 人、給付費 386,598 千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円/年)	41,305	47,262	52,345	53,844	54,546	55,120	55,120
	人数(人/年)	8,821	9,525	10,251	10,560	10,704	10,824	10,824
福祉用具貸与	給付費(千円/年)	308,012	306,474	320,536	318,493	325,433	331,478	371,885
	人数(人/年)	25,827	26,628	28,126	28,080	28,572	28,980	32,196

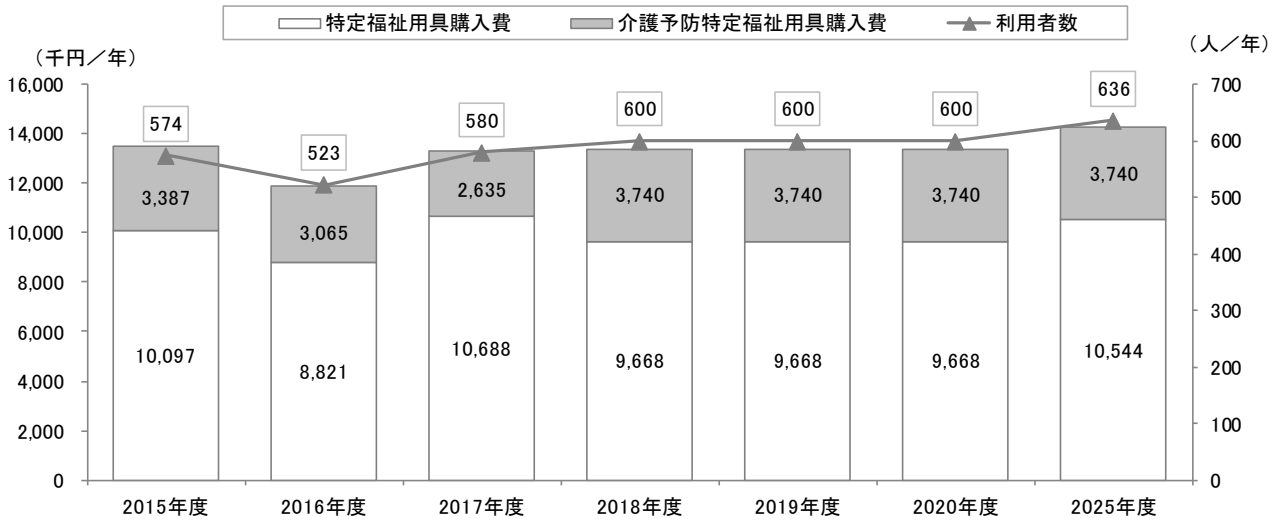


⑫ 特定介護予防福祉用具購入費／特定福祉用具購入費

福祉用具のうち、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分を購入した際に、福祉用具の購入費の一部を支給します。

2020年度には、年間600人、給付費13,408千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防特定福祉用具購入費	給付費(千円/年)	3,387	3,065	2,635	3,740	3,740	3,740	3,740
	人数(人/年)	175	152	128	180	180	180	180
特定福祉用具購入費	給付費(千円/年)	10,097	8,821	10,688	9,668	9,668	9,668	10,544
	人数(人/年)	399	371	452	420	420	420	456



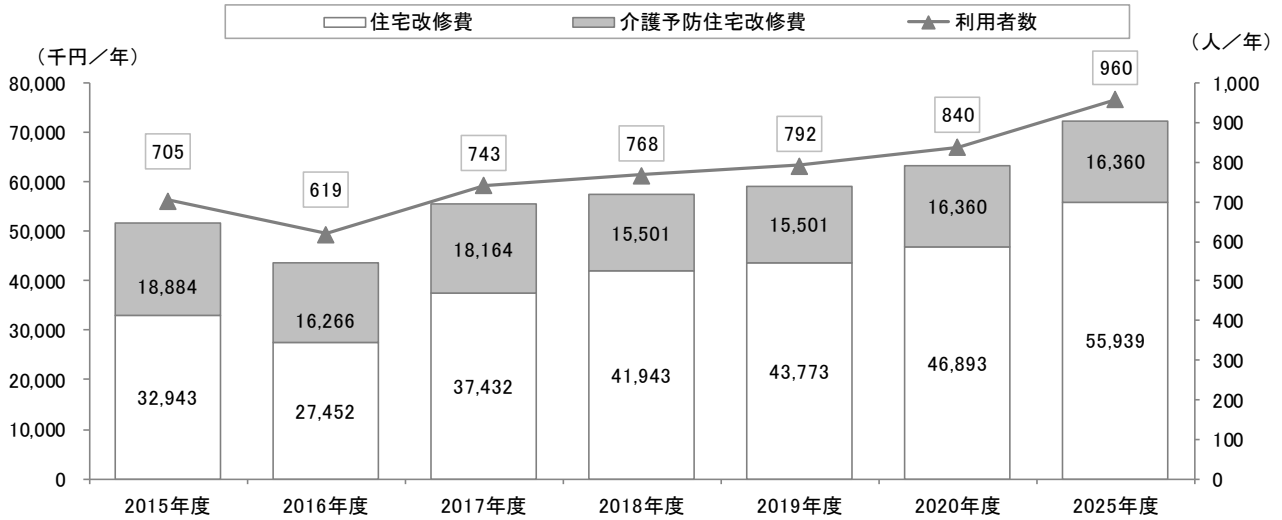
⑬ 介護予防住宅改修／住宅改修

手すりの取り付け、段差の解消、すべり防止及び移動の円滑化等のための床、又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便座等への便器の取替え、その他これらに付帯して必要となる住宅改修を行った時は、住宅改修費用の一部を支給します。

要介護認定者の在宅生活を支えるためには、住宅改修は欠かせないサービスの一つとなっています。引き続きサービスの提供に取り組むとともに、改修の必要性や内容の妥当性等を確認する取組も継続して行います。

2020年度には、年間840人、給付費63,253千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防住宅改修費	給付費(千円/年)	18,884	16,266	18,164	15,501	15,501	16,360	16,360
	人数(人/年)	256	223	253	216	216	228	228
住宅改修費	給付費(千円/年)	32,943	27,452	37,432	41,943	43,773	46,893	55,939
	人数(人/年)	449	396	490	552	576	612	732

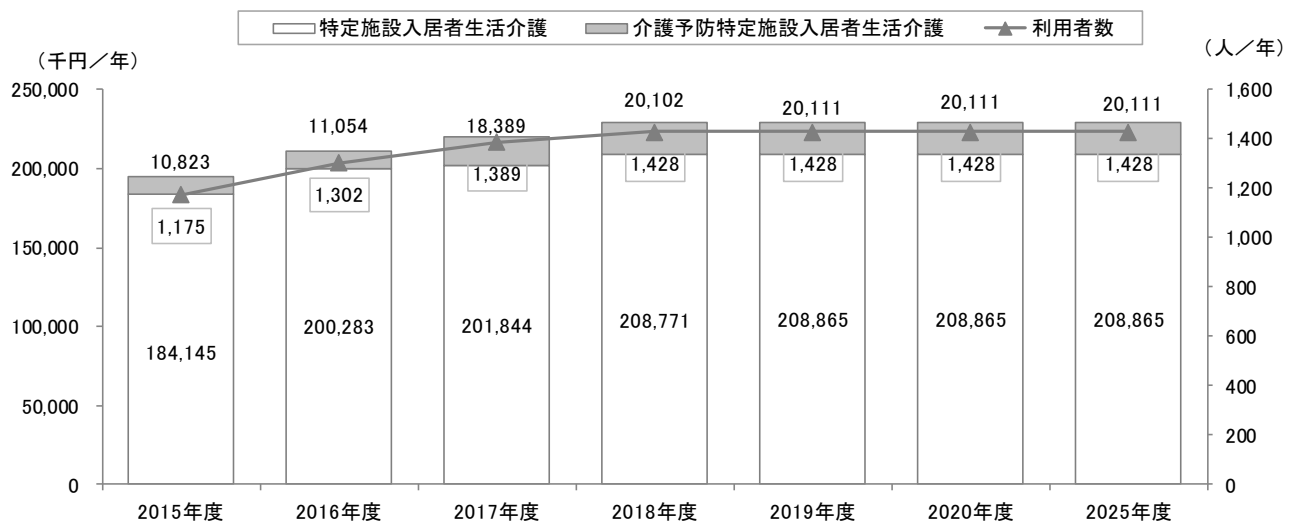


⑭ 介護予防特定施設入居者生活介護／特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、軽費老人ホームに入所している要介護者等について、その施設が提供するサービスの内容、担当者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。

2020年度には、年間1,428人、給付費228,976千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円/年)	10,823	11,054	18,389	20,102	20,111	20,111	20,111
	人数(人/年)	156	168	272	288	288	288	288
特定施設入居者生活介護	給付費(千円/年)	184,145	200,283	201,844	208,771	208,865	208,865	208,865
	人数(人/年)	1,019	1,134	1,117	1,140	1,140	1,140	1,140



(2) 地域密着型サービス利用者数

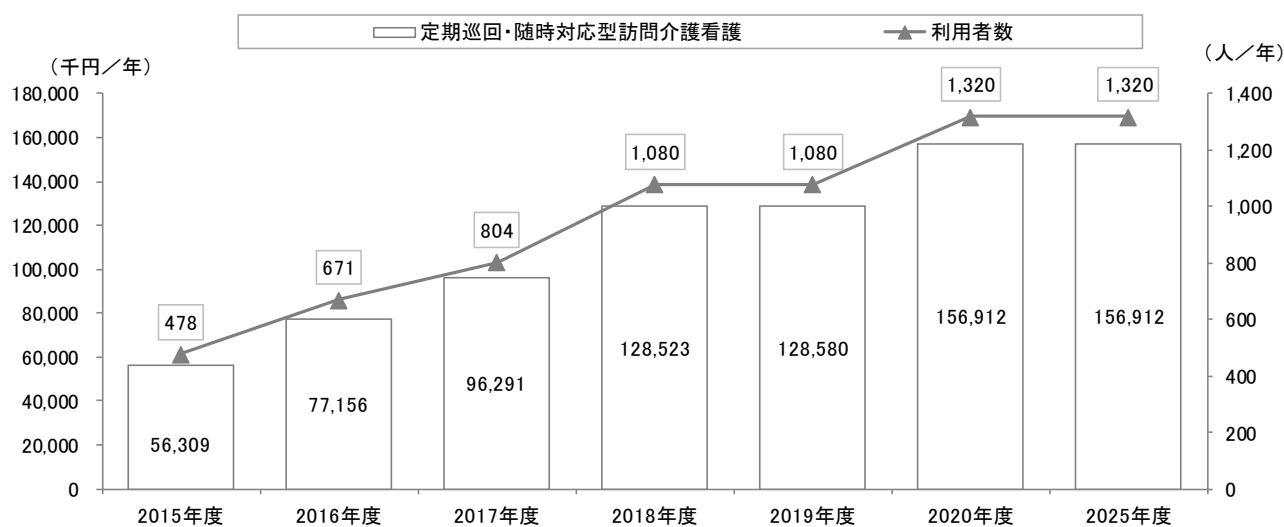
① 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一定的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。

このサービスは地域包括ケアシステムを担う中核的サービスに位置づけられていることから、本計画期間中に1施設の整備を行います。

2020年度には、年間 1,320 人、給付費 156,912 千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円/年)	56,309	77,156	96,291	128,523	128,580	156,912	156,912
	人数(人/年)	478	671	804	1,080	1,080	1,320	1,320

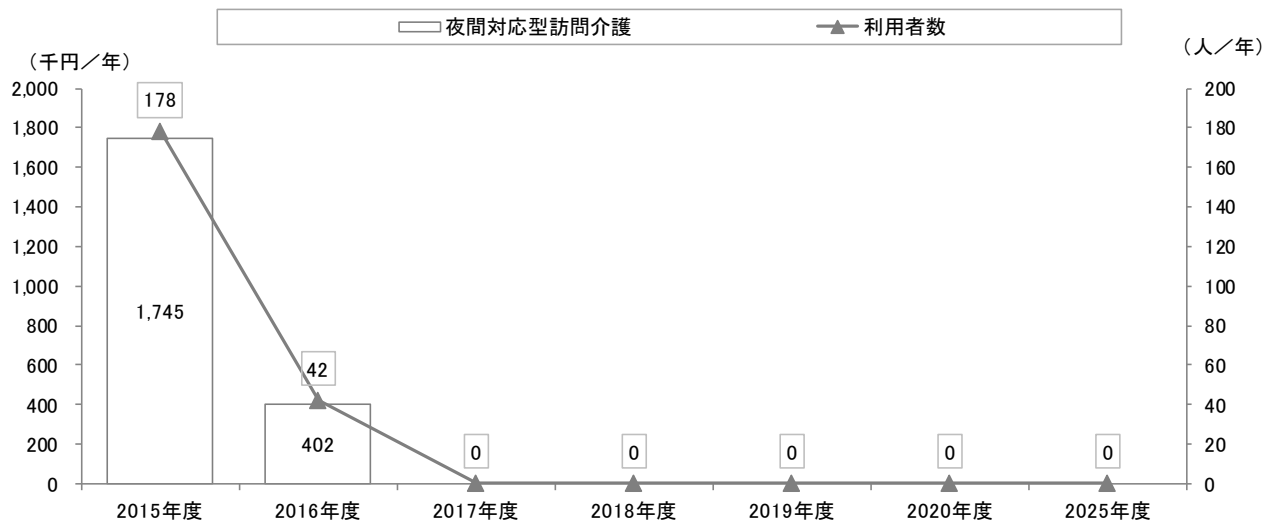


② 夜間対応型訪問介護

主に要介護3以上の方について、夜間の定期的な巡回訪問、又は通報を受け、その方の居宅において、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活での支援を行います。

2017年度の利用実績がないため、第7期計画期間の利用は見込んでいません。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
夜間対応型訪問介護	給付費(千円/年)	1,745	402	0	0	0	0	0
	人数(人/年)	178	42	0	0	0	0	0



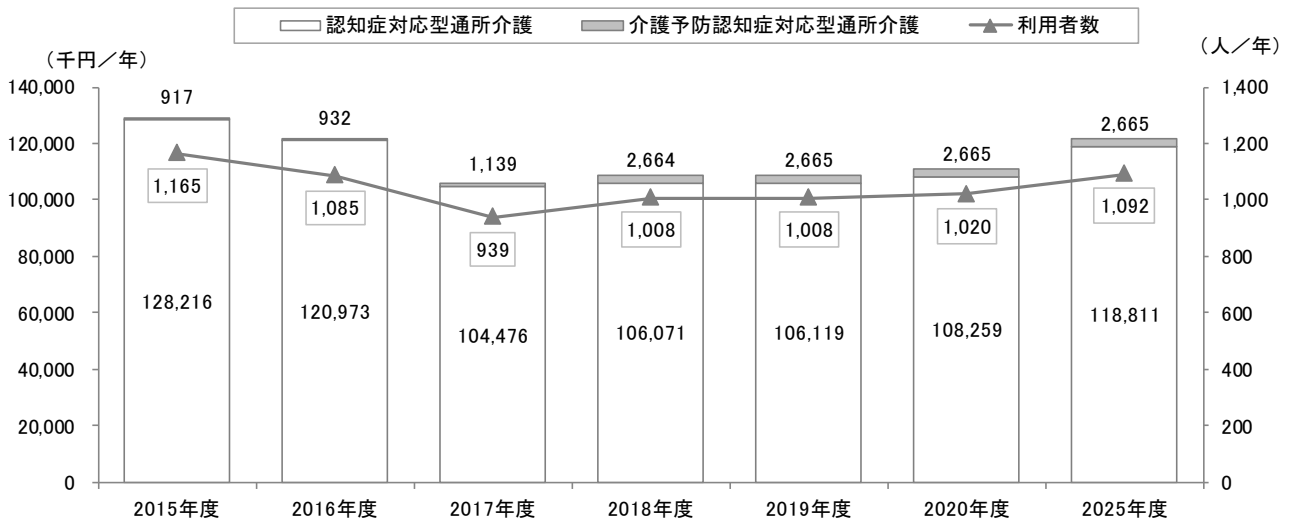
③ 介護予防認知症対応型通所介護／認知症対応型通所介護

認知症の要介護者の通所介護で、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等に通り、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援及び機能訓練を行います。

今後も各事業者や利用者ニーズを随時、把握しながら認知症の人の居宅での生活支援の充実に努めていきます。

2020年度には、年間1,020人、給付費110,924千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円/年)	917	932	1,139	2,664	2,665	2,665	2,665
	人数(人/年)	14	21	46	72	72	72	72
認知症対応型通所介護	給付費(千円/年)	128,216	120,973	104,476	106,071	106,119	108,259	118,811
	人数(人/年)	1,151	1,064	894	936	936	948	1,020



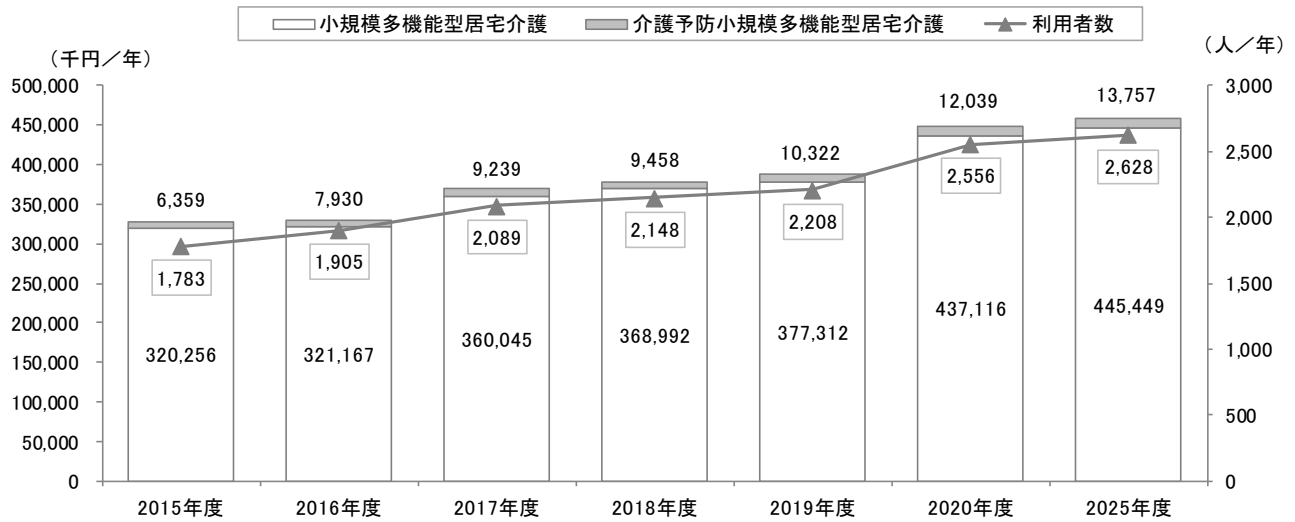
④ 介護予防小規模多機能型居宅介護／小規模多機能型居宅介護

認知症高齢者を主な対象とし、「通い」(デイサービス)を基本に、必要に応じて随時、「訪問」(ホームヘルプサービス)や「泊まり」(ショートステイ)を組み合わせ、身近な地域でなじみの介護職員による多様な介護が受けられるサービスです。

このサービスは地域包括ケアシステムを担う中核的サービスに位置づけられていることから、本計画期間中に1施設の整備を行います。

2020年度には、年間 2,556 人、給付費 449,155 千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円/年)	6,359	7,930	9,239	9,458	10,322	12,039	13,757
	人数(人/年)	107	126	145	144	156	180	204
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円/年)	320,256	321,167	360,045	368,992	377,312	437,116	445,449
	人数(人/年)	1,676	1,779	1,944	2,004	2,052	2,376	2,424



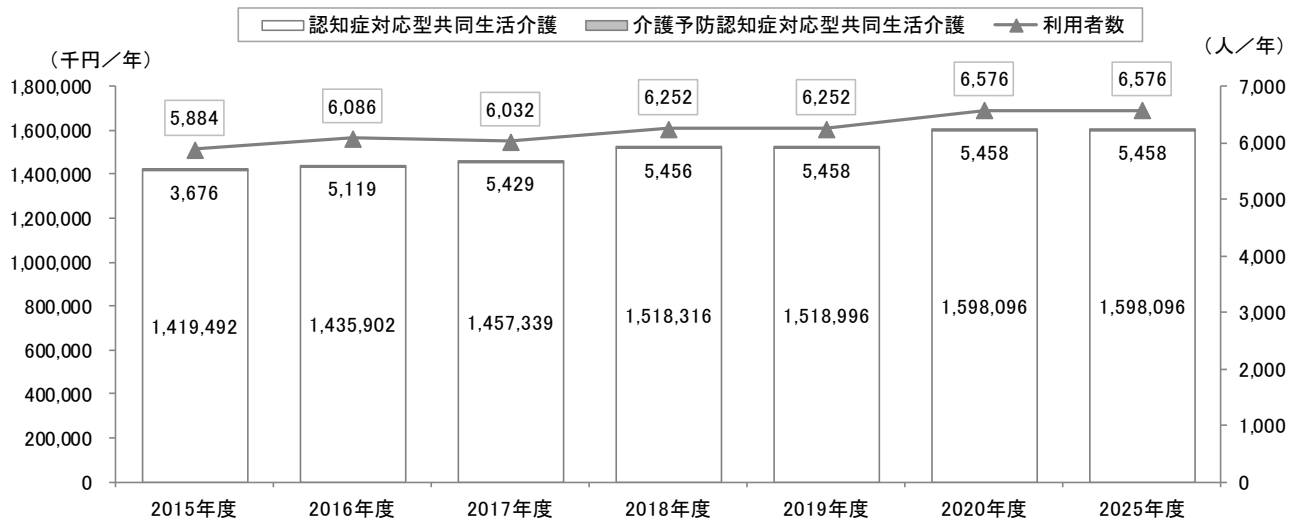
⑤ 介護予防認知症対応型共同生活介護／認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者が、生活支援を受けながら共同生活をする施設であるグループホームにおいて、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活での支援及び機能訓練を行います。

2018年度に1施設、2019年度に2施設の基盤整備を行い、認知症の人が家庭的な環境と地域住民との交流の下で、快適な日常生活が営める共同生活の場の整備を推進していきます。

2020年度には、年間6,576人、給付費1,603,554千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円/年)	3,676	5,119	5,429	5,456	5,458	5,458	5,458
	人数(人/年)	18	24	24	24	24	24	24
認知症対応型共同生活介護	給付費(千円/年)	1,419,492	1,435,902	1,457,339	1,518,316	1,518,996	1,598,096	1,598,096
	人数(人/年)	5,866	6,062	6,008	6,228	6,228	6,552	6,552



⑥ 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の特定施設に入所している要介護者について、その地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、担当者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話をを行います。

本計画期間中においては、サービスの見込みはありません。

⑦ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活での支援、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。

2020 年度には、年間 2,424 人、給付費 674,072 千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円/年)	636,296	643,069	678,688	673,770	674,072	674,072	674,072
	人数(人/年)	2,373	2,398	2,459	2,424	2,424	2,424	2,424



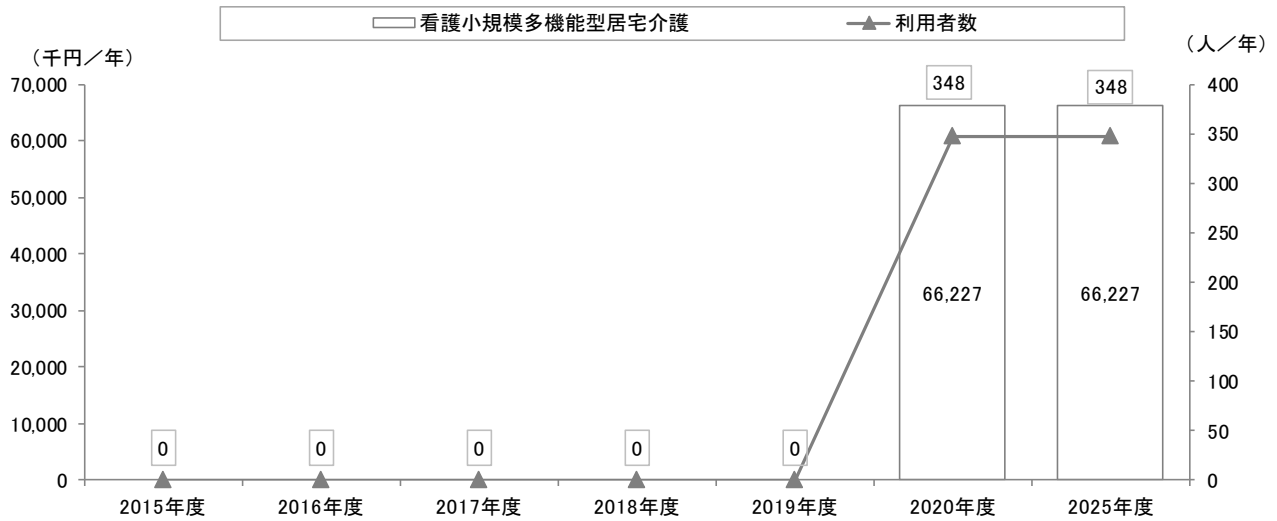
⑧ 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供するサービスです。1つの事業所からサービスが組み合わせられ提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービス提供が可能になることや、一体的に提供する複合型事業所の創設により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となります。

このサービスは地域包括ケアシステムを担う中核的サービスに位置づけられていることから、本計画期間中に1施設の整備を行います。

2020年度には、年間348人、給付費66,227千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円/年)	0	0	0	0	0	66,227	66,227
	人数(人/年)	0	0	0	0	0	348	348

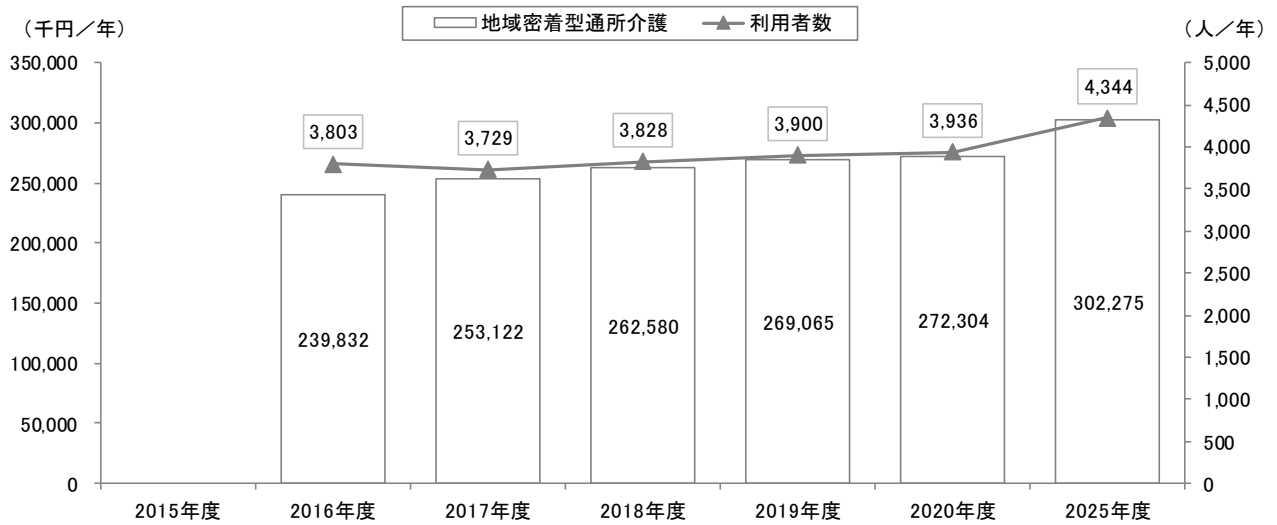


⑨ 地域密着型通所介護

日中、利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンター等に通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練等を日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

2020 年度には、年間 3,936 人、給付費 272,304 千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
地域密着型通所介護	給付費(千円/年)		239,832	253,122	262,580	269,065	272,304	302,275
	人数(人/年)		3,803	3,729	3,828	3,900	3,936	4,344



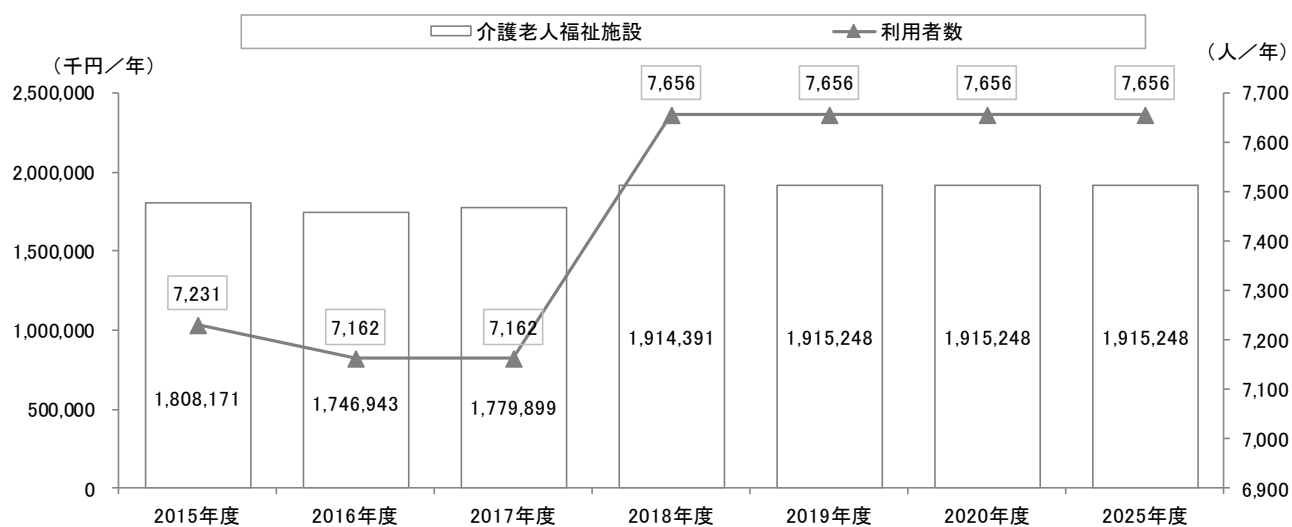
(3)施設サービス利用者数

① 介護老人福祉施設

寝たきりや認知症で常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所できる施設で、食事・入浴・排せつ等日常生活介護や療養上の支援が受けられます。

2020年度には、年間7,656人、給付費1,915,248千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護老人福祉施設	給付費(千円/年)	1,808,171	1,746,943	1,779,899	1,914,391	1,915,248	1,915,248	1,915,248
	人数(人/年)	7,231	7,162	7,162	7,656	7,656	7,656	7,656

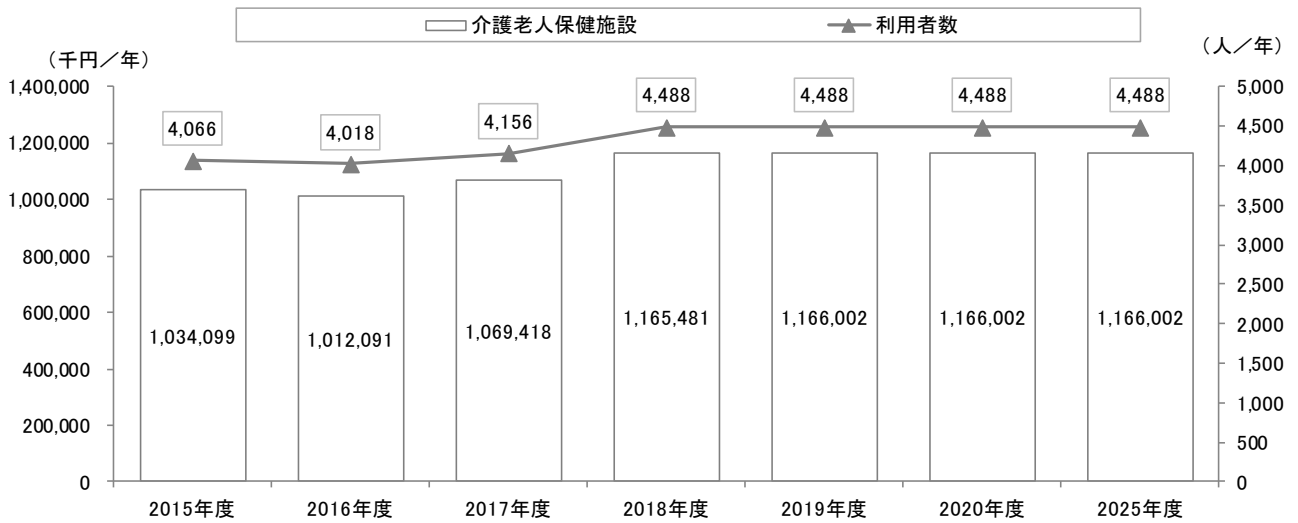


② 介護老人保健施設

病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで、看護・介護・リハビリテーションを行う施設で、医療上のケアやリハビリテーション、日常生活介護を一体的に提供して、家庭復帰への支援が受けられます。

2020年度には、年間 4,488 人、給付費 1,166,002 千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護老人保健施設	給付費(千円/年)	1,034,099	1,012,091	1,069,418	1,165,481	1,166,002	1,166,002	1,166,002
	人数(人/年)	4,066	4,018	4,156	4,488	4,488	4,488	4,488

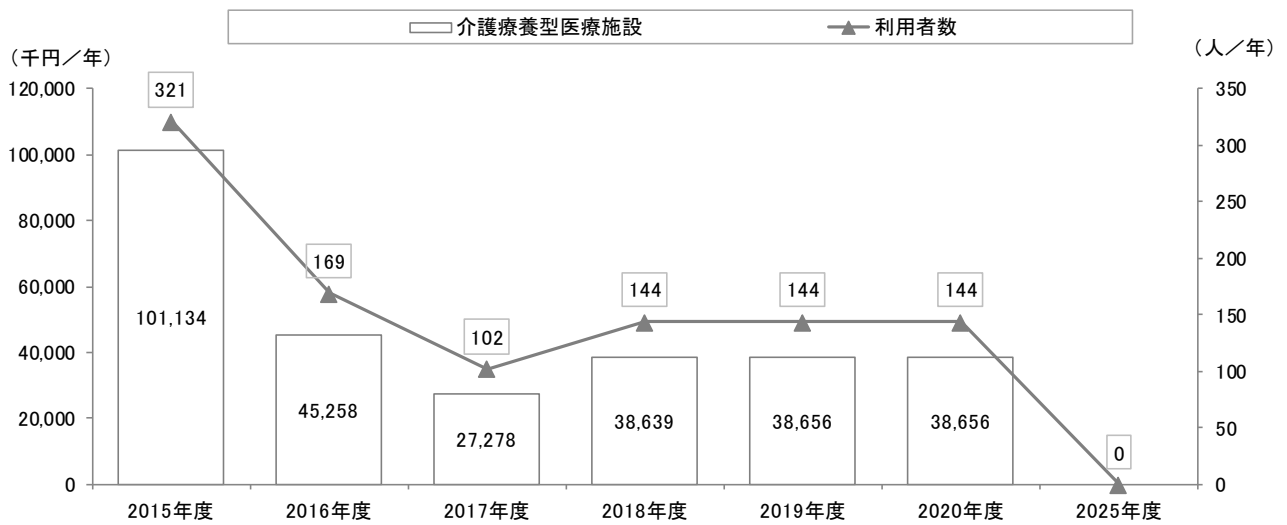


③ 介護療養型医療施設

急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期にわたる療養が必要な人のための医療機関の病床で、医療・看護・介護・リハビリテーション等が受けられます。

2020年度には、年間144人、給付費38,656千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護療養型医療施設	給付費(千円/年)	101,134	45,258	27,278	38,639	38,656	38,656	
	人数(人/年)	321	169	102	144	144	144	

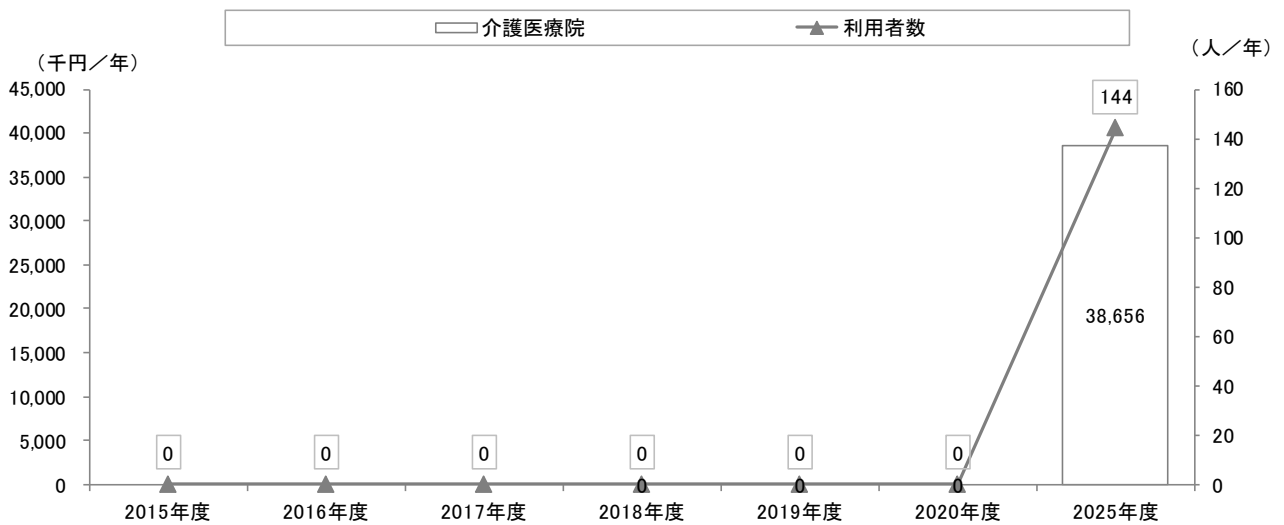


④ 介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設「介護医療院」が創設されました。

本計画期間中においては、サービスの見込みはありませんが、2023 年度には介護療養型医療施設が介護医療院に転換する予定です。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護医療院	給付費(千円/年)				0	0	0	38,656
	人数(人/年)				0	0	0	144



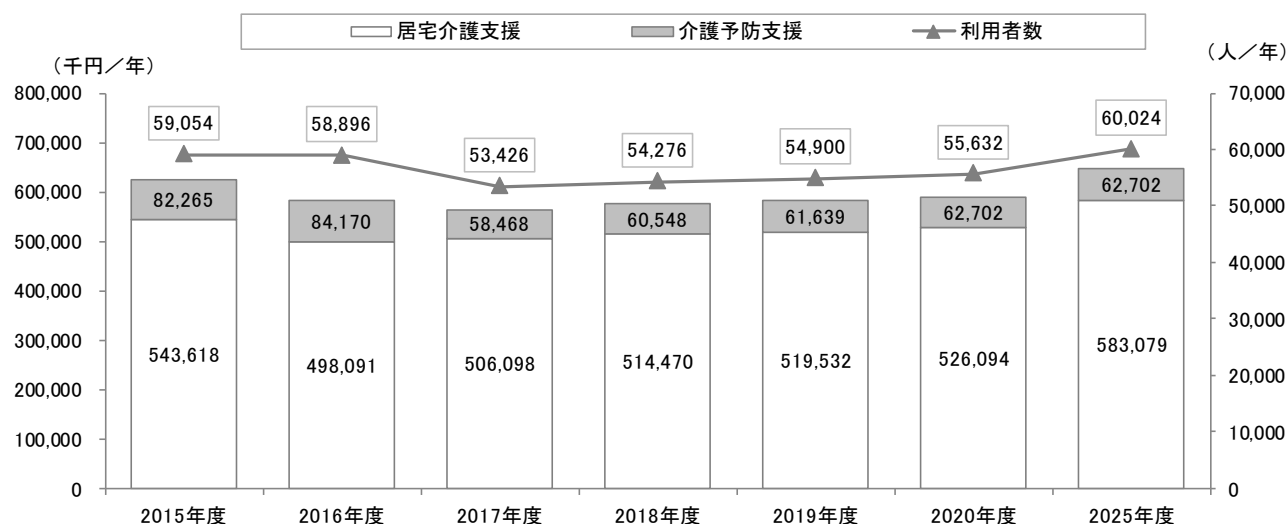
(4) 介護予防居宅介護支援／支援利用者数

介護サービス等の適切な利用ができるよう、ケアプラン(介護予防ケアプラン)を作成するとともに、それに基づくサービスの提供を確保するため事業者との連絡調整等を行います。

今後も、引き続きマネジメント業務の質的向上を図るため、地域包括支援センターの主任ケアマネジャーによるケアプラン作成の支援や、ケアマネジャー間の情報交換・交流・研修等に努めていきます。

2020年度には、年間 55,632 人、給付費 588,796 千円の利用を見込んでいます。

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2025年度
介護予防支援	給付費(千円/年)	82,265	84,170	58,468	60,548	61,639	62,702	62,702
	人数(人/年)	18,660	19,068	13,276	13,680	13,920	14,160	14,160
居宅介護支援	給付費(千円/年)	543,618	498,091	506,098	514,470	519,532	526,094	583,079
	人数(人/年)	40,394	39,828	40,150	40,596	40,980	41,472	45,864



2 介護保険料算定

(1) 介護保険料算定手順

介護保険法では、介護サービス費の内、利用者負担分を除いた費用の総額を、公費(国・県・市)と被保険者(第1号・第2号)の保険料で半分ずつ負担するよう定められています。

第7期介護保険事業計画(2018年度～2020年度)では、3年間に必要となるサービス事業量の推計を行うことで、介護保険料を算出することとなります。

第7期介護保険事業計画における、介護給付対象サービス事業量の算出の流れは以下のとおりとなります。

1. 被保険者数の推計



過去の人口推移の実績から、将来人口推計を行います。

第1号被保険者数(65歳以上)、第2号被保険者数(40～64歳)について、2018～2020年度の推計を行います。

2. 要介護・要支援認定者数の推計



被保険者数に対する要介護・要支援認定者数(認定率)の実績等を勘案して、手順1で推計された被保険者数見込に認定率を乗じて、2018～2020年の要介護・要支援認定者数を推計します。

3. 施設・居住系サービス量の見込み算出



手順2で推計された要介護・要支援認定者数見込に対する、施設・居住系サービス利用者数の見込み、過去の利用実績単価等を用いたサービス別事業量を算出します。

※近隣市における施設整備の影響や、市の施設居住系サービスの整備方針を反映します。

4. 在宅サービス等の量の見込み算出



手順2で推計された要介護・要支援認定者数から手順3で推計した施設居住系サービス利用者数の見込みを差し引くことで、標準的在宅サービス利用者数を推計します。

標準的在宅サービス利用者数に、過去のサービス利用実績(利用率、日数、回数、給付費等)を踏まえて、在宅サービスの事業量を推計します。

※市の地域密着型サービス等の整備方針を反映します。

5. 地域支援事業等の必要な費用の推計



過去の実績から、地域支援事業費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料の見込みを算出します。

6. 介護保険料の設定

所得段階の設定、所得段階別被保険者数の推計、保険料収納率、準備基金の取崩し等を勘案して、介護保険料を算出します。

(2)標準給付費

第7期介護保険事業計画(2018～2020年度)における標準給付費見込額の合計は38,427,856,542円と見込んでいます。

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
標準給付費見込額(A)	12,433,493,694円	12,724,843,301円	13,269,519,547円	38,427,856,542円
総給付費(一定以上所得者負担の調整後)	11,573,757,694円	11,803,017,301円	12,281,482,547円	35,658,257,542円
総給付費	11,578,805,000円	11,670,652,000円	12,001,457,000円	35,250,914,000円
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	5,047,306円	7,682,523円	8,009,421円	20,739,250円
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0円	140,047,824円	288,034,968円	428,082,792円
特定入所者介護サービス費等給付額(資産等勘案調整後)	432,322,000円	452,430,000円	472,538,000円	1,357,290,000円
特定入所者介護サービス費等給付額	432,322,000円	452,430,000円	472,538,000円	1,357,290,000円
補足給付の見直しに伴う財政影響額	0円	0円	0円	0円
高額介護サービス費等給付額	351,890,000円	387,079,000円	425,786,000円	1,164,755,000円
高額医療合算介護サービス費等給付額	60,324,000円	66,357,000円	72,993,000円	199,674,000円
算定対象審査支払手数料	15,200,000円	15,960,000円	16,720,000円	47,880,000円
審査支払手数料一件あたり単価	76円	76円	76円	
審査支払手数料支払件数	200,000件	210,000件	220,000件	630,000件
審査支払手数料差引額	0円	0円	0円	0円

(3)地域支援事業費

第7期介護保険事業計画(2018～2020年度)における地域支援事業費の合計は2,102,590,000円と見込んでいます。

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
地域支援事業費(B)	635,223,000円	698,746,000円	768,621,000円	2,102,590,000円
介護予防・日常生活支援総合事業費	470,838,000円	517,922,000円	569,714,000円	1,558,474,000円
包括的支援事業・任意事業費	164,385,000円	180,824,000円	198,907,000円	544,116,000円

(4) 保険料必要収納額

各項目について、以下の計算式により算出を行いました。

① 第1号被保険者負担分相当額について

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
標準給付費見込額(A)	12,433,493,694円	12,724,843,301円	13,269,519,547円	38,427,856,542円
地域支援事業費(B)	635,223,000円	698,746,000円	768,621,000円	2,102,590,000円
第1号被保険者負担分相当額(C)	3,005,804,840円	3,087,425,539円	3,228,772,326円	9,322,002,705円

第1号被保険者負担相当額(C)

$$= (\text{標準給付費見込額(A)} + \text{地域支援事業費(B)}) \times 23\% (\text{第1号被保険者負担割合})$$

② 保険料収納必要額について

	2018年度	2019年度	2020年度	合計
調整交付金相当額(D)	645,216,585円	662,138,265円	691,961,677円	1,999,316,527円
調整交付金見込交付割合(E)	6.63%	6.60%	6.54%	/
後期高齢者加入割合補正係数(F)	0.9715	0.9726	0.9753	
後期高齢者加入割合補正係数(2区分)	0.9883	0.9859	0.9871	
後期高齢者加入割合補正係数(3区分)	0.9546	0.9592	0.9634	
所得段階別加入割合補正係数(G)	0.9566	0.9566	0.9566	
調整交付金見込額(H)	855,557,000円	874,023,000円	905,086,000円	2,634,666,000円
準備基金の残高 (平成29年度末の見込額)				630,000,000円
準備基金取崩額(I)				630,000,000円
保険料収納必要額(J)				8,056,653,232円
予定保険料収納率(K)	98.80%			
所得段階別 加入割合補正後被保険者数(L)	36,115人	36,016人	35,842人	107,974人

保険料収納必要額(J)

$$= \text{第1号被保険者負担分相当額(C)} + \text{調整交付金相当額(D)} \\ - \text{調整交付金見込額(H)} - \text{準備基金取崩額(I)}$$

※調整交付金相当額(D)と調整交付金見込額(H)の違いについて

国の負担割合25%の内、5%は調整交付金での負担となります。調整交付金とは、各市町村間における財政力の差を調整するために国が5%負担していますが、高齢化率等を考慮し5%より多い市町村、少ない市町村があります。新居浜市では、調整交付金相当額(5%)の額が上記表の(D)となり、実際には調整交付金見込額(H)を国が負担する事となります。

(5)第1号被保険者の保険料基準額

第7期の第1号被保険者の保険料の基準額(月額)

$$= \text{保険料収納必要額(J)} \div \text{予定保険料収納率(98.80\%)} \\ \div \text{所得段階別加入割合補正後被保険者数(L)(107,974人)} \div 12\text{か月}$$

介護保険料基準額(月額) = 6,294円

■第1号被保険者介護保険料基準額

第6期の第1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)	6,250円
第7期の第1号被保険者の介護保険料の基準額(月額)	6,294円
(参考)第6期→第7期の増減率(保険料の基準額)	0.7%

(6)所得段階別介護保険料

所得段階	対象者の内容	基準額に対する割合	介護保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税又は世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.45	34,000円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下	基準額×0.75	56,700円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者で上記2段階以外	基準額×0.75	56,700円
第4段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	基準額×0.85	64,200円
第5段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で上記第4段階以外	基準額×1.00	75,600円
第6段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	90,700円
第7段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円以上かつ200万円未満	基準額×1.25	94,500円
第8段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が200万円以上かつ300万円未満	基準額×1.50	113,400円
第9段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が300万円以上かつ350万円未満	基準額×1.70	128,500円
第10段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が350万円以上かつ500万円未満	基準額×1.80	136,000円
第11段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が500万円以上	基準額×1.85	139,800円

※第1段階については、国・県・市の公費による「低所得者保険料軽減繰入金」により、負担割合が0.5から0.45に軽減されます。

第6章 計画の推進体制

1 健康・介護予防についての意識向上に向けた取組

「高齢者が安心して笑顔で暮らせるまちづくり」の実現のためには、住民一人ひとりが自分の身体に興味をもち、健康や介護予防に向けた取組を行うことが必要であるため、健康・介護予防に関する知識や情報を広報誌に掲載し、各種教室やイベント等の開催時に住民に対して情報発信していきます。

2 関係機関との連携強化

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、庁内の関係課及び地域包括支援センター等との連携を図り、高齢者の健康的で安定した生活の維持をサポートします。

また、各事業を推進する中で連携が必要となってくる社会福祉協議会やサービス事業所、自主活動団体等との連携がスムーズに行えるよう、日頃からの情報交換や現状把握に努めます。

3 介護保険制度・本計画の周知

介護保険制度の円滑な利用に向けて、広報誌・パンフレット等による介護保険制度の周知を行います。また、計画の周知を図るため、本計画書を市ホームページに公表することにより、高齢者福祉施策及び介護保険事業への市民の理解を深め、積極的な市民参加と適切なサービス利用の推進に努めます。

4 計画の進行管理

この計画(Plan)が実効のあるものにするためには、計画に基づく取組(Do)の達成状況を継続的に把握・評価(Check)し、その結果を踏まえた計画の改善(Action)を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画の進行においては「見える化」システムを活用し随時、進捗状況の把握・点検を行い、それに対する意見を関係団体や関係機関から得ながら、取組の見直しを行っていきます。

5 自立支援・介護予防・重度化防止等の推進

高齢者の地域における自立した日常生活の支援、介護予防、重度化防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、取組を推進するため指標（目標及び見込み）の設定を行います。

(1) 高齢者の自立支援・重度化防止に関する目標

		2018年度	2019年度	2020年度
介護予防の普及啓発(介護予防教室)	教室開催件数(件)	120	120	120
	延参加者数(人)	3,240	3,240	3,240
健康長寿地域拠点の拡充	開設拠点数(箇所)	85	105	120
シルバー(シニア)ボランティアの推進	シルバーボランティア 総登録者数(人)	280	320	360
	介護予防リーダー講座 実施回数(回)	6	6	12
	修了者数(人)	30	30	60

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する見込み

		2018年度	2019年度	2020年度
訪問介護相当サービス	延利用件数(件)	9,100	9,200	9,300
通所介護相当サービス	延利用件数(件)	7,500	7,600	7,700
笑いによる健康増進事業	健康長寿寄席延参加者数(人)	270	280	290
介護予防の普及啓発(介護予防教) (再掲)	教室開催件数(件)	120	120	120
	延参加者数(人)	3,240	3,240	3,240
健康長寿地域拠点の拡充(再掲)	開設拠点数(箇所)	85	105	120
シルバー(シニア)ボランティアの推進 (再掲)	シルバーボランティア 総登録者数(人)	280	320	360
	介護予防リーダー講座 実施回数(回)	6	6	12
	修了者数(人)	30	30	60

(3) 認知症施策に関する見込み

		2018年度	2019年度	2020年度
認知症サポーターの養成				
一般養成講座	開催回数(回)	22	23	24
	サポーター数(人)	550	570	600
小中高等学校養成講座	開催校(校)	11	11	11
	サポーター数(人)	750	730	700
認知症サポーター	累積受講者数(人)	14,000	15,300	16,600

(4) 介護給付費等の適正化の推進に関する目標

		2018年度	2019年度	2020年度
要介護認定の適正化における実施目標	市独自の研修会の開催(回)	2	2	2
	特記事項の添削及び審査会での指摘・修正事項の文書・面接指導(件/月)	40	40	40
	合同研修会の開催(回)	2	2	2
ケアプランの点検における実施目標	年間ケアプラン点検件数(居宅受給者1人当たり)	0.04	0.04	0.05
	※年間ケアプラン点検件数/居宅受給者数			
医療情報との突合・縦覧点検における実施目標	縦覧点検で点検する帳票の数(国保連に委託する4帳票を除く)	3	6	6
	○その他の帳票 ・要介護認定期間の半数を超える短期入所受給者一覧表 ・入退院を繰り返す受給者縦覧一覧表 ・居宅介護支援再請求等状況一覧表 ・月途中要介護状態変更受給者一覧表 ・軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表 ・独自報酬算定事業一覧表			

第7章 資料編

新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 新居浜市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画含む。）の円滑な推進及び後継計画策定のため、新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織及び委員の委嘱)

第2条 協議会は、委員15人で構成し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 介護保険被保険者を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 介護サービス事業者を代表する者

(任期)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任期は、3年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(任務)

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議し、協議事項について市長に報告するものとする。

- (1) 介護保険事業計画に関すること。
- (2) 介護保険給付に関すること。
- (3) 介護保険料に関すること。
- (4) 保健福祉事業に関すること。
- (5) その他高齢者施策に関して必要と認める事項に関すること。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名をおく。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、介護保険担当課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年1月1日から施行する。

新居浜市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿(50音順)

委員氏名	所属団体	備考
明石 秀美	新居浜市老人クラブ連合会	
浅井 憲子	新居浜市女性連合協議会	
上野 なぎさ	新居浜市社会福祉協議会	
坂上 公三	新居浜市連合自治会	
定岡 嘉恵	新居浜市連合婦人会	
白石 正	新居浜市福祉施設協議会	
神野 彰	市民公募	
神野 盛雄	新居浜市民生児童委員協議会	
橋本 朱實	新居浜市医師会	
秦 榮子	新居浜市食生活改善推進協議会	会長
花野 響子	新居浜市歯科医師会	
村上 明良	新居浜市ボランティア連絡協議会	
森田 圭子	西条保健所	
矢野 健吾	愛媛県地域密着型サービス協会	
山内 保生	新居浜市医師会	副会長

新居浜市高齢者福祉計画2018
(介護保険事業計画)

発行年月 2018年3月
発行 新居浜市役所
〒792-8585
愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号
編集 新居浜市 福祉部 介護福祉課
